

令和5年 第4回定例会

屋久島町議会会議録

令和5年12月11日 開会

令和5年12月21日 閉会

屋久島町議会

令和5年第4回屋久島町議会定例会会期日程

自12月11日・至12月21日（11日間）

月 日	曜	会議別	日 程
12月11日	月	本会議	○開 会
12日	火	本会議	○一般質問
13日	水	本会議	○一般質問
14日	木	委員会	○各常任委員会
15日	金	委員会	○各常任委員会
16日	⊕	休 会	
17日	⊕	休 会	
18日	月	休 会	
19日	火	休 会	
20日	水	休 会	
21日	木	本会議	○最終本会議

令和5年第4回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和5年12月11日

令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 5 年12月11日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 新議員の紹介
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 認定第 1 号 令和 4 年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2 号 令和 4 年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 3 号 令和 4 年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4 号 令和 4 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5 号 令和 4 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 6 号 令和 4 年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 7 号 令和 4 年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 8 号 令和 4 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 9 号 令和 4 年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第10号 令和 4 年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 承認第12号 令和 5 年度屋久島町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第18 議案第65号 神山小学校防災機能強化工事請負変更契約の締結について
- 日程第19 議案第66号 屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第67号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第68号 屋久島町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第69号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第70号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- 日程第24 議案第71号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第72号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第26 議案第73号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
- 日程第27 議案第74号 屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について
- 日程第28 議案第75号 屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第76号 屋久島町口永良部島職員住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第77号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第78号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- 日程第32 議案第79号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第33 議案第80号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第81号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第82号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 議案第83号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 議案第84号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第38 議案第85号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第86号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第40 同意第16号 屋久島町監査委員の選任について
- 日程第41 同意第17号 屋久島町教育委員会委員の任命について
- 日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 令和5年請願第5号 防災行政無線の屋外拡声器を使つての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送する事を求める請願書

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
12 番	日 高 好 作 君	13 番	岩 川 俊 広 君
14 番	渡 邊 博 之 君	15 番	大 角 利 成 君
16 番	石田尾 茂 樹 君		

1. 欠席議員（1名）

11 番 高 橋 義 友 君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	塩 川 文 博 君
副 町 長	日 高 豊 君	会 計 課 長	塚 田 美 恵 君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩 川 茂 隆 君	兼会計管理者	
観光まちづくり課長	泊 光 秀 君	政策推進課長	三 角 謙 二 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治 君
生活環境課長	計 屋 正 人 君	健康長寿課長	塚 田 賢 次 君
建設課参事	眞 邊 満 久 君	産業振興課長	松 田 賢 一 君
教育総務課長	長 美佐子 君	電 気 課 長	内 田 康 法 君
監査委員事務局長	中 村 一 久 君	社会教育課長	泊 竜 二 君

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会を開会します。

本日の会議に、欠席届が出ております。高橋義友議員です。病気入院のためです。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 議席の指定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選された渡邊浩君の議席は、会議規則第 4 条第 2 項によって、1 番に指定します。

△ 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、8 番、渡邊千護君、9 番、榎光徳君を指名します。

△ 日程第 3 新議員の紹介

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 3、新議員の紹介を行います。

10 月 29 日に執行された、屋久島町議会議員の補欠選挙において当選されました議員を紹介します。

1 番議員、渡邊浩君、総務常任委員会の所属とします。

○1 番（渡邊 浩君）

渡邊浩です。よろしくお願いします。（拍手）

△ 日程第 4 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 11 日間としたいと思います。御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月21日までの11日間とすることに決定しました。

△ 日程第5 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、諸般の報告を行います。

10月2日に開会された各委員会において、総務文教常任委員会委員長に榎光徳君、同じく副委員長に小脇淳智郎君、産業厚生常任委員会委員長に緒方健太君、同じく副委員長に内田正喜君、議会運営委員会委員長に日高好作君、同じく副委員長に中馬慎一郎君が互選により選任されましたので、報告いたします。

その他の、閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第6 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第6、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和5年第4回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第3回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、叙勲について御報告いたします。

5月に御逝去されました故下野次雄氏に旭日単光章が授与され、8月30日に御遺族に伝達をいたしました。

故人は、平成11年5月に旧上屋久町議会議員に当選以来、令和3年9月まで通算22年の長きにわたり、町議会議員として地方自治に貢献されました。

また、11月3日に発表されました令和5年度秋の叙勲においては、宮之浦区長として長きにわたって地方自治に貢献された日高忍氏に旭日単光章が授与され、12月4日に宮之浦公民館において伝達したところです。

さらに11月30日には、元長峰区長の泊圭一郎氏に、20年以上区長として地域活動に取り組まれたことに対し、地縁による団体功労者表彰が総務大臣から送られたところです。

各人の御功績が認められ、榮譽に浴くされたことをお喜び申し上げますとともに、長年にわたる御尽力に対し、改めて感謝申し上げます次第です。

次に、町民体育祭、駅伝競争大会などについて御報告いたします。

スポーツ・芸術の秋を迎え、幼児から児童、生徒、高齢者の方々まで、それぞれの学校や集落におきまして、運動会や文化祭、様々なイベントが開催されました。

まず、9月18日に、一湊海水浴場において開催した鹿児島国体オープンウォータースイミング競技につきましては、3年越しの開催を穏やかな海と晴れ晴れとした天候が迎え、全国から参加された代表選手の方々には存分に持てる力を発揮していただきました。

また、屋久島の海のすばらしさ、島のおもてなしに対して多くの感謝の声を頂き、大きな事故もなく、成功裡に収めることができました。

また、10月1日には、4年ぶりの開催となった第13回町民体育祭を、11月19日には、駅伝競争大会を開催したところです。

いずれも開催が久しかったわけですが、多くの町民の皆様準備、運営、応援に携わっていただき、地域の躍動、一体化の醸成を感じさせられるすばらしい機会となりました。

次に、世界自然遺産登録30周年記念式典につきまして御報告いたします。

平成5年12月に屋久島が日本で初めて世界自然遺産に登録されてから、今年で30年の節目の年を迎えることとなり、11月25日に屋久島離島開発総合センターにおきまして、世界自然遺産登録30周年記念シンポジウムを開催いたしました。

お忙しい中、伊藤環境大臣、青山林野庁長官、森山総務会長、塩田県知事にお越しいただき、御祝辞等を賜り、世界自然遺産、管理環境文化村構想の推進について意思表示を頂きました。

また、茂木健一郎氏の基調講演においては、生きがいやりがいなどの脳の満足を満たす、地域多様性の場としての屋久島への期待を発言されました。

小中学生から、地域の環境課題に実践している活動の頼もしい報告があり、屋久島環境文化村構想に携わった各個人からの30年の振り返りのほか、トークセッションにおいては、住民が地域づくりに主体的に取り組むことが必要との発言がありました。

また、平成5年の今日、12月11日が世界自然遺産として日本で初めて登録された日です。

職員向けに研修を予定しており、この価値を地域づくりに生かしてまいりたいと考えております。

次に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

令和2年度口永良部島簡易水道事業に係る補助金返還の損害賠償を求める住民訴訟は、鹿児島地裁は9月6日に町長らが適切な対応をしていたとしても、工事未完成部分の補

助金の返還は免れないから、町長らには賠償義務はない。

しかし、補助金実績報告書の内容が虚偽であることを知っていた町長らには、補助事業の執行状況等の適切な調査、国への報告の義務があり、これを怠った点に注意義務違反の違法があるから、誤って補助金を受領し、その補助金返還時に生じた加算金相当額135万2,204円を、町は町長ら3名に賠償請求せよと判示しました。

この判決内容は、内容虚偽の実績報告書の提出が、補助金適正化法11条1項及び14条に違反していること、また補助事業の工事は終了しているとの担当者の説明を信用せず、補助金を受領するまでに進捗の調査・報告の義務があり、それを行えば損害は発生しなかったとは事実誤認による誤った判断であると思われたため、控訴状を9月15日に福岡高等裁判所宮崎支部に提出し、10月27日には控訴理由書を、11月16日には控訴審準備書面を追加提出し、12月13日に口頭弁論が行われることとなりました。

町長交際費にかかる違法確認と損害賠償を求める住民訴訟は、9月12日、10月31日に書面準備手続が行われ、次回12月26日に口頭弁論が設定されています。

恐らく裁判所は弁論終結し、判決に向けた準備をするものと考えられます。

また令和元年8月に、長峰牧場で発生した臨時職員の死亡事故に係る損害賠償等請求訴訟については、11月13日に鹿児島地方裁判所から訴状が届き、28日には答弁書の提出を求められ、12月5日には口頭弁論が設定されたところです。

本訴状は、公金での多額の損害賠償を求めていることから控訴せざるを得ないものですが、問題となる業務の内容と死因に関係性があるのかの医学的判断や、公務災害保障を超える賠償の責任があるのか等について、不測の時間を要することが見込まれ、職員による訴訟対応は断念せざるを得ず、予定していなかった弁護委任費用が必要になることとなりました。

また先ほど申し上げたとおり、裁判所が設定した期限は、被告側の都合に配慮しない期間の短い期日に設定されたため、その期日を逆算して答弁書作成、訴状解釈、契約手続を行わなければならない、その結果、補正予算を御審議いただく臨時会招集の日程が取れず、予算の専決処分をさせていただいたところです。

本日御承認を頂きたく上程しておりますので、御理解いただきたいと思います。

なお弁護委任先は、町村会の法務相談先に指定されております弁護士法人和田久法律事務所をお願いすることとしております。

次に、米軍オスプレイ事故の経過について御報告いたします。

11月29日に小瀬田早崎沖合で発生した米軍のオスプレイ事故は、12月5日に8名全員の死亡が認定される悲しい事故となってしまいました。

町を代表し、哀悼の意を表します。

いまだ行方不明となっている1名が一刻も早く発見されることを願っております。

先日、新聞等で報道されましたが、事故発生時にいち早く漁船が救命に直行したこと、また屋久島町地域女性団体連絡協議会から炊き出しの申出があり、そのおもてなしに多方面から感謝されていること等、自らも不安であっても人に対する気遣いや助け合いの気持ちを行動にさせていただき、大変心強く感じたところです。ありがとうございました。

また6日には、米軍が世界中の全てのオスプレイの飛行を一時停止すると発表したことに対しては、ひとまず安心したとともに、二度とこのような事故が起きないよう願うところです。

町としては、国や米軍に対し、町民生活に支障のないような配慮を求めつつ、搜索活動、残骸回収を支援し、早期の収束に取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで、行政報告を終わります。

- △ 日程第7 認定第1号 令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第8 認定第2号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第9 認定第3号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第10 認定第4号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第11 認定第5号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第12 認定第6号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第13 認定第7号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第14 認定第8号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第15 認定第9号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第16 認定第10号 令和4年度屋久島町電気事業特別会
計歳入歳出決算認定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第7、認定第1号、令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、認定第10号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

この10件については、決算審査特別委員会への付託案件であります。

これから、決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。

令和4年度屋久島町議会決算審査特別委員会の審査の報告を行います。

当委員会に付託された案件は、認定第1号、令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件でありました。

当委員会は、去る9月5日本会議終了後、議会第1委員会室において、審査の日程、現地調査、審査方法等についての協議を行い、10月11日より20日までのうちの4日間で行うこととし、10月11日より議案審査を開始いたしました。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌、事業効果に関する調書、決算資料等を参考に、所管課長、事務局長、ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告を申し上げます。

まず、地域住民課では、マイナンバーカードの申請及び普及率についての質疑がなされ、一時期は全国でも上位にあったが、現在は頭打ちになっている。

メリットが見えないところがあることや、情報漏えいがあったことなどが原因と思われるが、離島カードの取得率が95%ぐらいであり、これぐらいを最終目標としたいとの回答でありました。

また、出張所の縮小とか統合とかの声が出ているがとの質疑に対し、公共施設管理計画の中で検討中である。

住民サービスの面からは当然あったほうがよいと思うが、今のところなくするということにはなっていないとの回答でありました。

町民課では、空き家対策等はどのように行っているかとの質疑に対し、課長より相続人が不明な方が多い。

相続人放棄で滞納となっている案件もある。

相続財産清算人制度を活用できないか、模索しているとのことでありました。

建設課では、委員より県道の宮之浦地域の歩道整備と街路等の整備が大変進んでいるが、宮之浦以外の地域でも計画はあるのかとの質疑に対し、課長より街路整備については都市計画区域内ということで、安房地区と宮之浦地区が区域内であるが、現在、宮之浦のほうをやっている。

歩道整備については県事業であり、麦生のバイパス工事や原・尾之間間の歩道拡幅計画がある。

ほかに屋久島高校より、宮之浦側の街路樹を避難路確保のため伐採することは聞いているが、今のところ新たな計画は聞いていないとの回答でありました。

また、町内の危険家屋は何戸ぐらいあるのかとの質疑では、平成29年度と令和2年度に各区長の皆さんの協力を頂き調査をした結果、空き家が全体で約500戸あるが、そのうち80戸程度が危険家屋であるとの回答がなされました。

教育委員会総務課では、八幡幼稚園の運営状況についての質疑があり、現在、在園者6名と少なくなっており、11月中に在り方検討会を行うことになっている。

また、預かり保育は6名全員であるとの回答でありました。

次に、社会教育課では、委員より生涯学習大会で迫田さおりさんを招聘してバレーボール教室を行ったが、小中高生がかなりの人数で参加をした。

有名選手を呼ぶことで、未経験の子供たちも何人もバレー部に入っている。

子供たちに夢を与えることで大変大事なことであり、別のスポーツでもよいが、今後計画はあるのかとの質疑に対し、4年に1度大型イベントということで、100万円を超える予算等で財務との協議も整っている。

今後も引き続き開催できるよう内部で協議し、対応を進めたいとの回答がなされました。

福祉支援課では、母子保健事業の中で婚姻届や出生数の減少について、その理由や背景をどのように感じているのかとの質疑に対し、背景としては団塊ジュニア世代が10年前まで出産できる年齢であったが、出産適齢期の人口が少なくなったことや経済的な面などが考えられる。

全国的に出生数は減少しており、国においても女性が働きやすい社会や、低収入の問題解決等に取り組んでいるが、なかなか成果が見えてこない。

1つの例として企業誘致をはじめ、雇用創出を行った上で所得向上が図られれば、出生者数の改善も図られるかもしれないとの、課長の見解も示されました。

次に、会計課では、公文書廃棄業務委託について、契約内容と作業の流れについての質疑に対し、機密文書廃棄取扱業者と特命随意契約を行っており、業者への引渡しから処理終了までを随時職員が立ち会いの下、実施しているとの回答でありました。

次に、健康長寿課では、まず一般会計について、高齢者肺炎球菌の接種率が低下をし

ているがとの質疑で、自主的予防接種であり、ワクチンの効果が5年間あるとのことで、5年に1度の接種が望ましいことや、インフルエンザワクチン等にと比べると自己負担が高いことも要因の1つではないかとの回答でありました。

HPVワクチンの接種に関する質疑では、副反応の後遺症のための相談はなかったかとの質疑に対し、相談は1件も来ていないとの回答でありました。

また、介護サービス事業物価高騰支援事業について、金額の変動や事業所数はどのようになっているのかとの質疑では、政策推進課と連携して行っており、入所系が6事業所、通所系が7事業所、訪問系が8事業所であるとのことも示されました。

このほか、国保会計では、特定検診の際の職員配置で人材を集めるのに苦慮しているが、何とか滞りなく実施できている。

シャクナゲポイントの付与については様々な意見があり、今後インセンティブというものを検討していることも示されました。

このほか、介護保険事業、診療所事業についても審査を行ったところであります。

次に、政策推進課では、コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金の各事業所への配分の算出根拠はとの質疑に対し、経費が大きい航路航空路事業者に聞き取り調査を行い状況を確認した上で、航路航空路事業者の金額を400万円に、他の交通事業者を200万円に設定したとの回答でありました。

種子島・屋久島交通への地域間幹線系統確保維持費補助金は、町の一般財源からの支出なのかとの質疑では、バス路線が複数の自治体を通過するものが補助対象とされており、旧町の頃から永田・栗生間の路線が補助対象となっていた。

現在は合併して1つの町となっているが、経緯を踏まえた特別な事情により補助が継続している。

また補助金については、国と県が支出する補助金で赤字を補填できない分について市町村が補助するものであり、その負担額については県から通知されるとのことでありました。

観光まちづくり課では、委員より海・川・山のつながりで豊かな自然を守るプロジェクト事業の動画について、ごく普通の動画の出来で視聴率が低く、ふるさと納税のサイトでも紐づけがされていない。

どのように効果と結びつくのかとの質疑に対し、今後、工夫をしながらリンク貼りやパンフレットへの掲載などもしていかなければいけないと考えている。

PR効果が得られるよう取り組んでいくとの回答でありました。

また、地域おこし協力隊の活動についても成果物がない、目的を明確にし、町がバックアップをすることも必要であると思う。

定住につながるような取組をしてもらいたいとの意見も出されました。

産業振興課では、委員より輸送コスト支援事業費補助金について、生産グループとあるが、その採択要件はどういったものなのかとの質疑に対し、町の補助金要綱の中で、本土に出荷する団体となっており、具体的には南部のぽんかん・タンカンを出荷する販売グループ等がこれに該当するとの回答でありました。

委員より、個人では駄目なのかとの質疑に対し、基本的には団体やグループに補助し、それからグループに加入している個人へ配分される形になっているとの回答がなされました。

また別の委員より、団体が対象であるがその縛りはなく、屋久島・鹿児島間の輸送費の算出ができれば対象になるのではないかと意見が出され、当局より意見のとおりであり、当事者であっても団体じゃないと補助金が使えないということではない。

要は個人であっても海上輸送コストがきちんと出せるかどうかであって、宅配業者にも確認したが、コストの中で海上輸送の分だけ出すのは非常に難しいとのことだった。

またこのことは、国のほうへもつないだ経緯があるが、輸送コスト基準には変わりはなく、難しい現状であるとの判断があったことも示されました。

このほか、戦略産品輸送支援事業や木育に関する件、町営牧場の職員体制等についても議論が交わされたところであります。

最後に、総務課では、町消防団の定数が380名に対し、現在327名となっているが、各分団で充足率の低いところは一旦緩急の際に支障はないかと質疑に対し、分団からは支障があるとの声は出ていないが、定数を下回っており、若い職員に加入を呼びかける等、対応しているとの回答でありました。

また委員より、定年延長の関係で分遣所長が現場に戻るのには難しいのではないかとと思うが、町はどのように考えているかと質疑に対し、消防組合の定数のこともあり、発足当時採用した職員がまとめて定年を迎えることから、組合として考えるべきであると、熊毛広域消防組合に要請しているとの回答がなされました。

以上の審査を踏まえ、討論・採決を行った結果、まず認定第1号、令和4年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について、観光まちづくり課所管の海・川・山のつながりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト事業に関連し、反対討論が出されましたが、賛成者起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

このほか認定第2号から認定第10号までの9件につきましても、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、今回の審査においても、コロナ対策を継続しつつも、いかに町民目線に立った無理無駄のない行政運営がされているか、町民の生活と福祉の向上につながっているか等でありましたが、まだまだ改善すべき点も多く見られました。

特に、各セクションにおける利用料金の滞納に係る収納体制の在り方や、一般住宅を

含め町営住宅等の空き家対策、福祉介護等の分野における職員体制等、庁舎内の横断的な取組が必要であるのではないかと感じたところであります。

幾度となく指摘を受けながらも、改善策が講じなければ進展はありません。

職員の皆様におかれましては、公務多忙とは存じますが、決算認定の意義を十分理解していただき、職務に専念していただければと思うところであります。

今回の審査に当たり、御協力いただきました各課事務局の職員の皆様へお礼を申し上げ、令和４年度屋久島町決算審査特別委員会の報告に代えさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから１件ずつ、討論、採決を行います。

はじめに、認定第１号、令和４年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第１号、令和４年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決を行います。

この採決は、電子採決によって行います。

これは決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔電子採決〕

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締切ります。

賛成多数です。したがって、認定第１号、令和４年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第２号、令和４年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第2号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第9号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第10号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

△ 日程第17 承認第12号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第17、承認第12号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和5年度第4回屋久島町議会定例会の開会に当たり、所信の一端に合わせて、各議案の提案理由の説明をさせていただきます。

10月29日に行われました屋久島町長選挙では3,000票を超える御支持を賜り、4回目の当選をさせていただきました。

12年ぶりに4名での選挙戦となりましたが、屋久島の将来の道筋をつけるため、大切な時期にこれまでの実績と政治力を生かしたことを訴え、町民の皆様から実現への期待を託された結果であると捉えております。

また、期間中にあった批判や課題要請については、町民の声として真摯に受け止め、負託に応えるべく、全身全霊をもって屋久島町発展のため尽くす覚悟でありますので、よろしくお願い申し上げます。

また議会の皆様方とは、これまでどおり町政の発展と町民福祉の向上のため、職責を踏まえた緊張感ある良好な関係を築かせていただきたいと思います。

引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、改選後の施政方針についてであります。令和5年度の所信につきましては既に説明をさせていただいているところですので、町長選を通じこの4年間の方針として、町民の皆様に約束する政策の一端を説明申し上げます。

まず第1点目ですが、空路・海路の整備です。

空路及び海路は、離島にとって生命線です。

安心した暮らしと地域活性化のためには、人流・物流の確保は欠かせません。

現在、政策実現の一丁目一番地と位置づける屋久島空港の滑走路延伸ジェット化は、島内全ての産業にとって起爆剤となり得る可能性を持っています。

まずは本事業の早期着工のための国の予算化を強力に要請するとともに、事業完成後の新しいまちづくりに生かす施策の具体化に取り組みます。

また、人流・物流にも多く影響する高速線及びフェリーの更新に向け、船会社への働きかけはもとより、国に対しても資金調達への協力を求めています。

次に、安心安全で、様々な人々が活躍するまちづくりです。

本町においては、集落における人のつながりが強く、そして相互に助け合う心を持った町民の皆様により、防災・防犯の安心も含めて心豊かな生活が連綿と営まれてきていると思っております。

このことから、集落自治の振興と協働による島らしい暮らしを目指し、子育て世代や高齢者に孤立感を抱かせない仕組みづくりの追求を図っていきます。

そのために、地域が持つ個性的で多様な資産を生かし、集落が自ら計画し実践できる活性化事業に取り組み、町民の皆さんには自らの暮らしに満足と誇りを持ち、住んでいてよかった、また島外の方には住んでみたい、一度は行ってみたいと思い続けていただけるまちづくりにつなげます。

また、子どもを育てやすい環境整備が必要でありますので、子育て支援策の充実、学校給食費に対する町の補助金の増額に取り組みます。

また、課題となっている移動弱者に優しい生活圏内交通の確立や、単に移住を促すだ

けでなく、2拠点居住やリモートワークの推進による交流人口の増大を図ってまいります。

また、その実現のために、離島航空割引カードのさらなる拡充が不可欠であると考えますので、有人国境離島法の継続拡充を求めてまいります。

次に、産業振興から就業の確保についてです。

観光業が町の基幹産業として成長してきた現状を踏まえ、観光を活用した1次・2次産業の活性化が必要です。

時代のニーズは量から質へと変化してきています。

このニーズに応えるためにも、屋久島のブランド価値を向上させ、屋久島らしい多種多様な産品、商品開発等を進める企業の支援をしていきます。

また、労働力確保の観点から、町営住宅の在り方や空き家の活用など、借家需要への対応を進めます。

次に、自然の恵みを生かした脱炭素の町についてです。

グリーン電力自給率99.6%の強みと島に包蔵されたグリーン資源を活用し、地域規模で希求されている脱炭素社会のモデルの取組を本格始動していきます。

次に、口永良部島の復旧・復興と振興についてです。

噴火警戒レベルの高まりにより中断されている災害復旧事業を確実に実施し、社会基盤の整備拡充を図っていきます。

また、光ファイバー網の活用などにより、離島というハンディキャップを少しでも克服し、交流人口の増加を図っていきます。

これまで述べてまいりました各種政策は、私が向こう4年間町政を推進する中において基本となる政策でありますので、全力を傾注して実現させたいと思っております。

政策の実現には、原動力となる職員の政策立案能力や行政推進能力の向上、意識改革の継続が必要でありますので、これまで以上に町民の皆様、職員と議論を重ねて取り組んでまいります。

私は政治家として、これまで培ってきた経験や人脈を最大限活用して、屋久島町の発展と町民の福祉向上のため力を尽くしてまいります。

以上、施政方針の一端の説明とさせていただきます。

それでは、今議会に提案しております議案について御説明申し上げます。

提案しております案件は、承認案1件、契約案1件、条例案13件、補正予算案8件、同意案2件、諮問案1件の計26件であります。

それでは、議事日程にしたがいまして、承認第12号について御説明いたします。

承認第12号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認につきましては、歳出において、総務費では、ふるさと納税返礼等に係る手数料、だ

いすき基金積立ての増額を、農林水産業費では長峰牧場臨時職員死亡事故に係る訴訟事務委託の計上に対し、歳入において、基金繰入金を充て、歳入歳出それぞれ2億4,030万円を追加し、予算の総額を132億4,888万6,000円とする予算措置について、事務執行に緊急を要したことから、令和5年11月13日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

荒木町長、まずは10月29日の選挙での御当選おめでとうございます。

町民の生命と財産を守る最高責任者ですので、本当どうぞ町民をよろしくお願いいたします。

今の議案、専決処分の報告についてですけれども、長峰の牧場の訴訟の件で事務委託料が330万円専決処分が出ております。

これの歳出についてどうこういうものではないんですが、これまで訴訟の議案の際に、訴訟のあらましを損害賠償額、請求額が幾らであるとか、説明の書面が議会に出ていました。

それが一切出てない状態で、この訴訟に関しては一部報道もありましたので、おおよそその報道を通じて知っている議員もいるかと思いますが、全員が詳細を知っているとは限りません。

なので、書面でこの訴訟について示していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

そこにつきましては、訴状の写しなのか、それをまとめたものなのかというところは、ちょっと検討させていただきます。

○5番（眞邊真紀君）

そんなに踏み込んだ話ではなくて、これまで山海留学とか補助金の横領の件の裁判とか、ああいう裁判が提訴されたとき、するときに議会に説明をしてきました。

大体の概略で構わないと思うんですけれども、踏み込んだ内容でなくても全然いいと思うんですが、この330万円という契約金額が果たして適正なのかどうかというのが、どれぐらい請求されているのかどうかで判断できないと思うんです。

なので、そのことも踏まえてお願いしておきます。

概略で構わないと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

回答はいいんですね。

○5番（眞邊真紀君）

はい。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第12号は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、承認第12号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

承認第12号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第12号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本件は、承認することに決定しました。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時59分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第18 議案第65号 神山小学校防災機能強化工事請負変更契約の締結について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第18、議案第65号、神山小学校防災機能強化工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第65号について御説明いたします。

議案第65号、神山小学校防災機能強化工事請負変更契約の締結につきましては、神山小学校防災機能強化工事の実施により、校舎周辺グレーチング設置の追加等の設計変更により、請負契約金額6,325万円を6,577万4,000円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（渡邊博之君）

契約変更ですけれども、変更の理由が、学校ですから生徒の安全を守るという、そういうものも含まれていますが、こういうのはこの設計の時点で分からないのかということが1つあるんです。

設計変更は、あんまり議会に対しては心よく思われたいものだというふうに思います。すっきりしないものがあるんですけれども、この辺の事情を少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課参事（眞邊満久君）

ただいまの質問にお答えします。

変更理由ということですので、当初、現地調査をした時点で設計をする段階では、いわゆる側溝整備されている部分についての、児童がそこに転落をしたりとかということが考えられてはいたんですけれども、色々予算の調整等もありまして、その点について

は実施計画をする際に、そのような傾向があれば変更できるように現場との調整をしながら変更理由として挙げているところです。

以上になります。

○14番（渡邊博之君）

変更はあり得るのは理解しますが、やっぱり事前にしっかり調査をして必要なものを組み込んで、議会に提出すると。

変更は結構多く見受けられますので、その辺は何かスッキリとした、今後留意していただきたいということを要望しておきます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第65号は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第65号、神山小学校防災機能強化工事請負変更契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、神山小学校防災機能強化工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第19 議案第66号 屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第67号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第21 議案第68号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第22 議案第69号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- △ 日程第23 議案第70号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- △ 日程第24 議案第71号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第72号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第26 議案第73号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
- △ 日程第27 議案第74号 屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について
- △ 日程第28 議案第75号 屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について
- △ 日程第29 議案第76号 屋久島町口永良部島職員住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- △ 日程第30 議案第77号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第31 議案第78号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- △ 日程第32 議案第79号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について

- △ 日程第33 議案第80号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第34 議案第81号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第35 議案第82号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第36 議案第83号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第37 議案第84号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第38 議案第85号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第39 議案第86号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第19、議案第66号、屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから、日程第39、議案第86号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの21件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第66号から議案第86号までについて御説明いたします。

議案第66号、屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法第28条により人事評価を分限及び懲戒処分に活用するため、所要の改正をするものであります。

議案第67号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和5年人事院勧告により、給与、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定、在宅勤務等に手当の新設等のため、所要の改正をするものであります。

議案第68号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和5年度人事院勧告により、フルタイム会計年度任用職員の給与改定とともに、令和6年4月1日から勤勉手当を支給するため、所要の改正をするものであります。

議案第69号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関す

る条例の一部改正につきましては、令和５年度人事院勧告により、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、令和６年４月１日から勤勉手当を支給するため、所要の改正をするものであります。

議案第70号、屋久島町手数料条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、電子証明書提出用識別符号の発行手数料の追加等を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第71号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、引用条文にずれが生じていることから、所要の改正をするものであります。

議案第72号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、出産、被保険者の産前・産後期間における所得割合額及び被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、所要の改正をするものであります。

議案第73号から議案第75号の屋久島町営旭牧場条例、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正につきましては、指定管理者による管理が可能になるよう、所要の改正をするものであります。

議案第76号、屋久島町口永良部島職員住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、口永良部島出張所２階に設置する屋久島町口永良部島職員住宅２戸の管理のために、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第77号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和５年度人事院勧告による給与改定を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第78号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正につきましては、屋久島電工株式会社が実施している電気・ガス価格変動緩和対策事業により、電灯及び動力料金を１kW当たり１.８円とする減額措置を令和６年５月まで延長するため、所要の改正をするものであります。

議案第79号、令和５年度屋久島町一般会計補正予算（第７号）につきましては、歳出予算において、執行済み不用額の調整及び人事院勧告による人件費の調整のほか、目的別予算につきましては、総務費では地域間幹線系確保維持費補助金、ふるさと納税の収納増加に係る手数料及び基金積立、飼料高騰対策補助金などの増加、公共施設整備基金積立の減額を、民生費では、島の保健室構想に向けた工事請負費、物価高騰緊急支援給付金、更生医療給付事業、介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金、後期高齢者医療広域連合負担金、保育所等給食支援事業費補助金、生活保護費等の過年度精算金などの増額を、衛生費では、診療所会計繰出金、こども医療費助成金、屋久島総合自然公園土

地購入費、山岳部保全利用協議会運営負担金、クリーンサポートセンター各処分費委託料などの増額を、農林水産業費では、町営牧場の時間外勤務手当、飼料購入費、畑総鈴岳及び永田畑かん工事請負費などの増額を、商工費では、雇用機会拡充事業補助金の減額、青少年旅行村ボイラー、屋久杉自然館管理費の増額など、土木費では、栗生小揚枝線、屋久島循環2号線、竹山線、麦生循環2号線の工事請負費、安房川橋工事設計委託、住宅修繕の増額などを、消防費では、熊毛宿消防組合負担金、原ヘリポート修繕の増額など、教育費では、安房小特別支援教室工事請負費、小学校費指導書購入、学校給食費補助金などの増額を、災害復旧費では、口永良部島線の向江浜川、本村向江浜線等に係る工事請負費を減額いたしました。

歳入予算としましては、災害復旧費に係る国庫補助金及び町債が大幅に減額となったことから、歳入歳出それぞれ8,113万2,000円を減額し、予算の総額を131億6,775万4,000円とする予算措置に併せ、地方債補正、本村温泉維持管理委託のほか4事業の債務負担行為の追加を行うものであります。

議案第80号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において水道料金の収納増加のため、水道事業収益を99万6,000円追加し、予算の総額を4億7,378万2,000円に、路面復旧費の増額及び人件費調整のため、水道事業費を171万1,000円追加し、予算の総額を4億2,779万7,000円とするものであります。

資本的収支及び支出においては、深川浄水場計測機更新に係る水道事業債を追加するため、資本的収入を160万円追加し、予算の総額を3億5,439万7,000円に、資本的支出は、深川浄水場計測機器更新と車輛購入の不用額調整のため、88万5,000円を追加し、予算の総額を4億89万1,000円とするものであります。

併せて、国有林野貸借に係る債務負担行為補正及び資本的収入及び支出において、不足する財源として補填している利益剰余金の処分額を補正するものであります。

議案第81号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険給付費等交付金の確定による予算調整のため、歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、予算の総額を19億1,597万9,000円とするものであります。

議案第82号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、電算システム改修の確定及び人件費の予算調整のため、歳入歳出それぞれ39万7,000円を減額し、予算の総額を15億4,457万4,000円とするものであります。

議案第83号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、診療所使用料の減収見込みに一般会計繰入及び医薬材料代費等の減額で調整するため、歳入歳出それぞれ751万6,000円を減額し、予算の総額を1億4,861万円とするものであります。

議案第84号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額のため、歳入歳出それぞれ584万7,000円を追加し、予算の総額を2億681万2,000円とするものであります。

議案第85号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において、地球温暖化対策税還付金により船舶事業収益的収入を44万2,000円追加し、予算の総額を5億3,854万1,000円に、自主整備費及び消費税額の不用額の調整並びに人件費の調整のため、船舶事業収益的支出を334万4,000円減額し、予算の総額を5億2,674万2,000円とするものであります。

議案第86号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、電気・ガス価格変動緩和対策事業の延長により、電灯・電力料金の収納減額、電力購入費の不用額を調整するため、電気事業収益及び電気事業費用をそれぞれ1,597万5,000円減額し、予算の総額を6億1,369万6,000円とするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第66号から議案第86号までの21件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

1点だけお尋ねします。

議案第66号の屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、こちらは今回法律の改正に伴うものではなく、屋久島町独自で具体的な背景があつての条例の改正になるのではないかと思うんですけれども、その具体的なこの条例の改正の理由というのは何なんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

具体的な改正につきましては、この改正前の条例では免職、休職に関する部分というのだけしかなかったんですが、今回、今、町でも人事評価を実施しております。

その人事評価、成績に基づいて、降格、降号ができるような改正をするものです。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。

人事評価をしても、それなりにあとの対策ができないとなかなかなんだろうなと思って、恐らくそういう背景だろうなと思ったんですが、これまでは既存の条例だと、降給というものが設定されていなかったですね。

降任に伴う降給というもののしか、今まではされていなかったという認識でよろしいん

ですよ。

例えば、課長職から参事に降任する、その際には、この降給というものが付随するものだと思うんですけども、その辺の解釈ってどうなんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

課長から参事に関しては同じ号給でありますので、降格には当たりません。

○5番（眞邊真紀君）

ということは実例として、降任ということはなかった、実際には参事が降任だと思っていたんですけども、屋久島町では実際に降任ということは、これまでなかったという解釈でよろしいのでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

私の知る限りではなかったと認識しております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

議案第79号についてですが、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですけれども、26ページの不快害虫対策事業費の中で、この委託料が7,000円減額となっているんですが、最近この冬場になって、またヤンバルトサカヤスデが相当発生している地区もあつたりしているんですが、7,000円減額ということで、この事業自体どのようなことになっているのか、ちょっと現状を教えてくださいと思います。

それと、32ページですけれども、農業施設整備費の中で、工事請負費が450万円計上されておりますけれども、この内容についてちょっと教えてくださいと思います。

それと3点目なんですが、35ページですけれども、社会資本整備総合交付金事業の中で、工事請負費の竹山線と麦生循環2号が計上されているんですが、竹山線は前から懸案で、今非常に良くなりつつあるんですが、これの全体計画というか、何年ぐらいでどういう内容でされているのかというのを、もし分かれば教えてくださいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（計屋正人君）

ではまず1点目の不快害虫の防止対策事業の7,000円の減についてですが、当初460万円近くの予算を委託として予算化してございます。

その執行残と契約の執行残に当たる部分の減額という形で計上してございますが、この業務につきましては、ヤンバルトサカヤスデを主な扱いとして薬剤散布を希望する御家庭等々がございましたら、私どものほうで調整をして薬剤散布に参るというような形

です。

年間8か月、委託事業を実施しているような形となっております。

その他、羽虫の調査であったり、いわゆるオカビルであったりとか、そういった町民の皆様からの情報提供に基づいて、調査・駆除をしてほしいという要望があったときに、私どもの職員とともに対応する委託業者に対する委託料という内容でございます。

以上です。

○建設課参事（眞邊満久君）

2番目の御質問ですが、農業施設の追加分の工事請負費の450万円ということですが、これは県の事業におきまして、県の事業でできなかった分というふうに計画をしています。

その要件に合わない部分をインフラ整備として、農道の整備、あるいはその農道等に支障がある部分の修繕工事、そういったものを含めて450万円、今回お願いするところ です。

3番目の35ページの社会資本整備交付金事業についてですが、今回工事請負費として、国からの補正で800万円の交付が決定されています。

その分を竹山線と麦生循環2号線に充てるように計画をしています。

竹山線については、全体計画として5年ぐらいを計画しておりますが、今現在、進捗をしている部分について、この補正分の舗装改良として充てるということで計画をしています。

事業の進捗としては、今現在2年目、終点側から整備をしてきております。

これから電柱移設とか舗装の改良、そして歩道の整備、そういったものが続けられていく予定です。

以上になります。

○9番（榎 光徳君）

ヤンバルトサカですが、今私も現状、色々苦情じゃないのですが、情報が寄せられて、見てくれんかというものですから行ったら、最初は、楠川の町の住宅付近に出ていたのですが、毎日日増しに増えてきているということで、薬をもらってずっと確かにまいていました。

それから今度は宮之浦のほうにもずっと広がっているということですが、その委託費の460万円ですか、執行残みたいなことを言われたのですが、現状、これがちょうど今から時期ですから、また何か増えていくんじゃないかなという気がするのですが、そこら辺は現状、そこで処理できる状況、そこら辺はどういうふうに捉えていますか。

○生活環境課長（計屋正人君）

議員が御指摘のとおり、今年度の下半期、北部地区でも相当増えているような状況で

す。

大体、トサカヤスデのこれまでの発生の状況というのが、3年に1回大きくどうしても出てしまうというような形で推移しているのかなと思っております。

例えば、昨年で言えば、非常に少ない状況でございました。

その令和3年にもそれなりのトサカヤスデが発生して、私どもの職員並びに委託業者さんで相当な薬を散布しまして、昨年は落ち着いた感がありますが、今年度の上半期もそこまではなかったのですけれども、やはり下半期相当、皆さんも屋外に出ていて、目につくところも多いのかなと思ってございます。

このままいけば、来年はやはり戦う年になるのではないかというふうには想定をしているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

分かりました。

竹山線については、あそこも非常に危険だというようなことで言われていたのですが、今回こういうことで非常に期待をしているところなんです、総合グラウンドの利用者とか、特になかよし保育園の人たちは、非常にそれで良くなるということで期待をしているのではないかと思いますので、引き続いてよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどの畑総のところに関して、今各地域に猿害対策、猿・鹿対策の電気柵を設置しているのですが、これちょっと内容とは外れるかもしれませんが、これが至る所、相当荒れて、もう全く用を足していないというところが相当あります。

これを今後どうするのか、再利用していくのか、整備していくのか、あるいはもう撤去していくのか、そういったこともどこかで検討しておかなければいけないのかなという気がします。

一時は、逆に農振農用地でないと適用されないということで、欲しい人も面積が少なかったりとか、適用外で受けられなくて、野菜も作っても全然もう駄目だという人たちもいたわけですが、そういった人たちから捉えると、せっかく補助金を入れて作っても荒らされたところも荒れ放題だという現状がありますから、ここら辺を将来どうしていくのか、そこら辺も担当課としてどうなるのか、ぜひ検討をしていただきたいと思います。なんですが、何か考えがあればちょっとお聞かせいただければと思います。

○建設課参事（眞邊満久君）

畑総で実施されている猿柵等の整備計画等ですが、具体的な整備計画事業というのは今のところ策定はされていないというふうに認識しております。

ただ、今言われるような必要な部分とか、あるいは猿柵として修繕が必要な部分というのは、それぞれやはりその他の事業、あるいはうちの建設課の整備事業でできるところもあると思います。

今後そういった事業も含めて、畑総の事業でできるかどうかというのを、また地元の方とも協議をしながら整備計画を立てていきたいと、そのように考えるところでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

議案第79号の一般会計補正予算（第7号）について、何点かお尋ねいたします。

まず、11ページ、歳入であります。財産収入で物品売払い収入、子牛等の売り払収入が926万円減額になっております。

当初の子牛等、見込み頭数の減、さらには、近年の売払い価格の減ではないかというふうに私自身思っているのですが、もし、売払い価格の減であれば、従前と比べて現況でどの程度価格安になっているのか、もしお分かりでしたら教えてください。

それから歳出、21ページです。款の3の民生費のところ、これまでしばしば聞かされてきました安房総合センターの4,800万円の工事請負費であります、最終的に工事の内容をどのように調整し、工事完了時期をいつと見込んでいるのか、お知らせください。

それから26ページ、款の4の衛生費です。公有財産購入費で500万円計上をいたしておりますが、土地購入の目的、場所、面積等についてお尋ねいたします。

最後です。33ページ、款の7商工費のところ、雇用機会拡充事業の補助金が2,550万円、今回減額になっておりますが、当初の見込みと違ってきただろうと思いますが、その内容についてお示し頂きたいと思えます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○産業振興課長（松田賢一君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、歳入の子牛の廃用牛売払収入の減ですが、当初の段階で子牛価格を1頭当たり55万円見込んでいたのですが、競りの購入価格というのが今、下落をしております、50万円をいかない状況になっております。

先般行われました11月の競りで若干上昇はあったんですけども、そこを勘案しまして、11月競りまでの収入済額と、あと今後の見込みを1頭当たり40万円として計算しているところです。

続きまして、歳出の雇用機会拡充事業の件ですけれども、雇用機会拡充事業ですが、4社応募がありました。

ただ審査会の中で、4社ともに雇用の増加が見込めない事業であったということで、全て不採択となりまして、今年度は採択事業なしということで、歳入歳出ともに減額をしております。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

工事請負費4,800万円について御説明いたします。

これにつきましては、総合センター1階部分の改修工事費ということで、第3回の議会定例会において設計委託費を議決いただきましたので、設計が終わりましたので、予算計上するものでございます。

工事箇所につきましては、正面玄関より見て右側部分と調理室ということになります。右側部分につきましては、基幹相談支援センターを奥のほうに持っていきます。

そして手前に安房出張所、今の出張所を観光協会のところに持っていまして、その隣にフリーの会議室、部屋と奥のほうに福祉団体が利活用する部屋を用意するというところで、今、設計は終わっております。

そして完了時期ということですが、まだ正確には申し上げられませんが、早ければ夏ぐらいには終わるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

環境対策費の土地購入費500万円について、御説明いたします。

この件につきましては、総合自然公園にあります現在、駐車場として使用しております個人の土地であります。

道を挟んで上流側が1,470m²、地目のほうが雑種地であります。

反対側のほうが同じく雑種地で904m²となっております。

決算特別委員会の中でも再三これまで指摘を受けており、今年度中にとこのことでございました。

これまで幾度と交渉を重ねてまいりましたが、折り合いがつかない中、今回の売り値で申出があったところであります。

これを受けまして、10月に取得委員会のほうを開催いたしまして、意見としましては、雑種地評価を宅地評価で評価する根拠を示すことで、取得可能だということをおっしゃっていただきました。

所管としましては、過去にも鑑定を行った土地の中に雑種地を宅地評価で鑑定した事例もありましたので、同様の考えを採用したところであります。

また、本件土地につきましては、上流側のほうが河川のほうに一部面しておりましたので、1,470m²のうち595m²を減免しまして、875m²として算出をしております。

これまで月に4万、年間48万を設置当初からされておりますので、もう20年以上が経過しているというふうには思っております。

今回算出した金額は580万ほどでありましたけれども、本人からの申出による金額で今回補正を計上したところでございます。

○15番（大角利成君）

総合センターのほう、できるだけ早い事業完了をお願いすると同時に、工事に入りましたら、町民の皆さん方が安房出張所等に足を運んだ際に、この改修の目的と工事内容等を町民の皆さんがある程度理解できるような、何かそういう資料を、掲示物をしていただいて、住民に周知していただきたい。このことをできればお願いしておきたいと思います。

それから財産購入の土地購入であります。私も職員時代から色々と提案、提起してきたことでありますし、これまでも議会においても色々と提言をしてまいりました。

やっと整理がついたかなと思うところです。

以上です。

○4番（中馬慎一郎君）

3点ほどお聞きします。

議案第79号、一般会計補正予算16ページ、地域おこし協力隊の予算が減額になっております。2名、今年辞められて、また募集をかけていると思うんですが、その辺りの状況、また今後の動向などを教えていただければと思います。

もう1点、21ページ、今、同僚議員がおっしゃった安房の総合センターについてですが、大ホールの方、観光協会が一時入るという話も聞いており、今言われた調理場や観光協会の今の現在の改修工事以外の部分をどう考えているか、これは2階のホールのこととも考えて、どう町は考えているかをお示しいただければと思います。

あと26ページ、山岳保全の利用協力金に補填が300万円ほどあります。

今年、ヘリでの搬出など、し尿問題が1つクリアしたのかなと思ったんですが、やはり負担金を投じないと運営が成り立っていかないというのは、これ大きな要因は、今、やはりまだ観光客が戻っていない状況で、協力金の収受が足りないのかなと、運営に足りないのかなと思っているんですが、もし大きな何か要因がありましたらお示してください。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

まず、地域活性化対策費の負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊の活動費の503万3,000円の減でございしますが、以前も御説明したとおり、今年度に入りましてから4月に入りまして1名、自己都合により退任をされております。

また、7月に入りましてからも1名、任期前に退任をされているということもございまして、今現在は口永良部島の延長の方を含みまして2名体制で協力隊を実施しているところでございます。

議員がおっしゃるように、今後につきましても今現在口永良部島の新たな後任の方も募集をしておりますが、なかなか募集が来ていないということもございまして、またそれ以外の屋久島島内における協力隊につきましても、これまでと同じく庁舎内でも各課で募集をかけまして、提案が幾つか上がってきておりますので、それをまた今後協議をしながら、募集をかけていければというふうに思っておりますので、今年度中については残念ながら今の2名体制のままということではしております。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

総合センターの件ですけれども、総合センターについては、これまで支所、庁舎利活用検討委員会でこれまで検討されてきたと思うんですけれども、福祉支援課としましては施設の一部を福祉の拠点として活用するという構想を持っておりましたので、先日開所いたしました、2階部分の一部を子育て支援センターとして先行して改修を行いました。

1階部分につきましても令和6年度には改修工事を終えて、福祉の拠点として利活用していくという考えでございます。

なお1階部分の改修に入ると観光協会が出るということになりますけれども、観光協会についてはホールではなくて、1階の会議室のほうに仮で工事が終わるまで移転ということ、今話をしております。

以上です。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

山岳部保全対策費の増額につきましてお答えいたします。

山岳部のほうでは協力金のほうをお願いしているところでございますが、今年状況につきましては、それほど増えているという状況ではないように思っております。

負担金につきましても、今現在、予算の中で2,800万円を計上しておりますが、不足分ということで300万円を計上している中で、そのうちほとんどが、手数料が前年度までは4%でしていたチケット販売とかにかかると手数料のほう10%に増やしたことにより、その分で200万円以上が増えてきている関係で、今回合わせまして今後3月までを見込みまして300万円を追加で計上させていただいたところでございます。

○4番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。

安房の総合センターについては部分、部分に改修をやっていくという方針なんですけど、やはり2階の部分のこともありますし、全体的にどういうふうな管理にしていくかというのを、早く町のほうで示していただければと思います。

あと山岳保全の協力金なんですけど、十分理解しました。

その中で山岳協力金の改善というのもまたあるんですけど、今できることとしては12月も荒川登山口がいっぱいになるぐらいのお客さまは来ているんです。

12月になると途端に収受の告知が少なくなって、お客さまが協力金を払いたいたけど払う場所が分からないとか、そういうところもありますので、やはり登山バスが終わっても協力金は続いていくということは絶対必要ですから、登山口で何らかの収受ができる、募金箱でもいいので、そういったものが分かりやすく置いていただければと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

私は、まず予算にどう反映されているか分かりませんが、政府、国会で通過した非課税世帯への7万円の給付です。

これはかなり年内に発行していただけないかという町民の声があるんですけども、政府も年内、もしくは年明けというふうに年内の可能性も示唆しているんですが、町としては年内にやるという、そういう判断はないでしょうか。

まずそのことをお聞きしたいと思います。

それから一般会計補正予算の中の生活保護費1,000万円の増額ですが、これは大体何世帯、あるいは何人分で、今、生活保護世帯の受給率というのはどういう動きをしているか、それをお示してください。

それともう1つ、水道に関して、議会前の全協で諮問委員会をつくるということで議会からの選出もあったんですが、この中の当局との質疑で値上げも選択肢の1つだと、むしろ私は値上げが主な諮問委員会で諮問する中身だと思うんですけども、今こういう本当に大変な生活の中で、値上げを本当にやっていいのかと、これは大きな政治的な課題としては慎重に取り扱うべきだというふうに思うんです。

そういう中で、一体どのぐらいの額が不足しているのか、大体どういうめどで諮問をするのか、そのほうが分かっていたら、去年の決算辺りでも分かるんだろうと思うんですけども、それを示していただけたらと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊博之君、議案に対する質問ですよね。議案にない部分があったと思うんですが。

ただいまの質疑に対して答えられる部分だけ答えてください。答弁を求めます。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

お答えいたします。

物価高騰緊急支援給付金の件ですが、これは報道等でも皆さん御存じだと思います。

今回の物価高騰緊急支援給付金につきましては、第1回目の3万円給付金に引き続き、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るために、低所得世帯に対し1世帯当たり7万円を追加で支給するものでございます。

本町としましては、住民税非課税世帯及び家計急変世帯合わせて2,500件分を見込んでおります。全額国庫補助でございます。

申請書につきましては、年内に発送準備を整え、年明けすぐに発送し、3月初旬までの受付を予定し、年度内での支払いを完了する予定としております。

以上です。

すみません。もう1点、生活保護扶助費の1,000万円の増額ですが、これにつきましては医療扶助でございまして、当初見込みより支出額が多くなったということで、このまま月の平均値で推移すると、年度末までに約1,000万円ほど不足が見込まれるということから、増額しようとするものでございます。

要因としては、コロナが明けて、通院等が増えたというふうに考えております。

それから生活保護世帯ですけれども、現在のところ大体150から160世帯で推移をしているという状況でございます。

以上です。

○生活環境課長（計屋正人君）

先日の全協の中で委員の選出をお願いしたわけなのですが、その中で議員のほうから質疑がございました。

事務局としては、値上げも含めて提案をさせていただく。

ただ私どもの町の水準であったり、熊毛の水準であったり、県の水準であったり、その辺を押しなべて私どもは説明をさせていただきたいと思ってございます。

あくまで委員会の中で検討いただいて、それが料金の改定、値上げのほうにももちろん可能性としては十分あるものと思ってございます。

先ほどの全協の中でも申し上げましたが、それを踏まえまして改定が必要だとなりましたら、改めて議案として御提案をさせていただくという運びになりますので、その折にまた色々御説明をさせていただければと思ってございます。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

今の課長の答弁なんですが、諮問委員会を開いて、そして諮問が出て、その結果を議会に提出するわけです。

これまでもそうだったんですけど、諮問委員会が判断したからという、そういう免罪符にする可能性があるんです。

私は、だからそれはその前に十分議会とも我々も議論をしたいというふうに思います

けれども、金額がちょっと示されなかったんですが、目標とする金額が分かれば。

去年の決算でどのくらいの赤字ですか。

○議長（石田尾茂樹君）

すみません、渡邊博之君、議案にはございません、このことは。料金改定は出ておりませんので、そのことについては質問できないことになっております。議案審議です。

○14番（渡邊博之君）

金額も示せないということかな。

○議長（石田尾茂樹君）

議案審議です。ほかに。

○14番（渡邊博之君）

福祉課長ですけれども、年内に手続をして、そして年明けに発送ということです。

これは住民のそういう、やっぱり年内に色々買物もしたいと、そういう思いからするとずれている判断になるんですが、年内に発送できない理由というのは何ですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之君）

今回提案しておりますので、1億7,500万円、全額国庫補助でございますが、この議決が恐らく21日になります、12月の。

そこでそれから発送の準備をして、発送して、支給ということまでまず不可能です。

ということで、もう支給については発送までは何とか、郵便局のほうに迷惑かけますけれども、年末年始に届くような形になるかもしれませんけれども、支給について年内にということとはまず不可能だというふうに考えていただければいいかと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

ただいま議題になっております、議案第66号、屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから、議案第86号、屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの21件については、お手元に配付してあります議案等の委員会付託票のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第40 同意第16号 屋久島町監査委員の選任について

△ 日程第41 同意第17号 屋久島町教育委員会委員の任命につ
いて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第40、同意第16号、屋久島町監査委員の選任についてから、日程第41、同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

それでは、同意第16号及び同意第17号につきまして御説明いたします。

まず同意第16号、屋久島町監査委員の選任につきましては、本年12月25日で任期満了を迎える朝倉富美雄氏を、引き続き監査委員として選任したいため、議会の同意をお願いするものであります。

次に、同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、本年12月25日で任期満了を迎える長井三郎氏の後任として、牧瀬一郎氏を任命しようと思存しますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております同意第16号から同意第17号の2件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第16号から同意第17号の2件については、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、同意第16号から同意第17号の2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、同意第16号、屋久島町監査委員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第16号、屋久島町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本件は、同意することに決定しました。

次に、同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第17号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本件は、同意することに決定しました。

△ 日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第42、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、諮問第1号につきまして御説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、寺田太久己氏は、令和3年4月から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受けており、令和6年3月で任期満了を迎えることから、引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、答申賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

これから、ただいま議題になっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

諮問第1号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 零時 13分

再開 午後 零時 15分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、お手元にお配りした意見のとおり、答申することに決定しました。

△ 日程第43 令和5年請願第5号 防災行政無線の屋外拡声器
を使つての放送を必要最低
限にして、それ以外の放送
は戸別受信機にて放送する
事を求める請願書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第43、令和5年請願第5号、防災行政無線の屋外拡声器を使つての放送を必要最低限にして、それ以外の放送は戸別受信機にて放送することを求める請願書についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました

請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査の場所と同じです。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月12日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 零時 1 6 分

令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和 5 年12月12日

令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 5 年 12 月 12 日（火曜日）午前 10 時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
9 番 榎 光徳	1. 荒木町政 4 期目のビジョンとは何か。	
	(1) 町長がこれまで、一丁目一番地として位置付けてきた空港滑走路延伸・ジェット化を始めとするインフラ整備や、災害対策、少子高齢化、教育、医療・福祉等、まだまだ多くの課題が山積みする中、この 4 年間で最重要課題として位置付けるには、どのようなものがあるか、又、その課題解決のための方策はどのような事が考えられるかお示し下さい。	町 長
	(2) 水力発電による電力自給率が 99.6% と言われているが、SDGs や脱炭素社会の構築を目指す町としてアピールするため、電気 or グリーンエネルギーサミット（仮称）的なものを立ち上げる考えはないか。	町 長
	2. 中央中校名変更について	
	(1) 本来の校名ではない呼称（例えば屋久島中央中）等がある中、現状をどう捉えているか。	町 長 教 育 長
	(2) 校名変更を検討すべきであると考えているが、その必要性についてどのような考えかお示しください。	町 長 教 育 長
4 番 中馬慎一郎	1. 移住者対策について	
	(1) 移住者対策として住宅支援などをはじめてからの効果、実績はどれほどか。	町 長
	(2) 移住者対策の課題、今後の対策は見えているか。	町 長
	2. 安房山芋貯蔵庫の利活用について	

	山芋貯蔵庫を多目的利用施設としての管理方針する考えはないか。 3. 本町の史料編集、保存事業について 両町合併以降も旧町郷土史に記載されていない町内の新たな歴史資料が出てきている。また廃校や統合された町内学校の校歌や各集落の伝統行事などもデジタルデータで保存していく必要もあると思うが歴史や文化を残せる事業の考えはないか。 4. 今後の町の記念事業等について (1) 2025年大阪万博に向けたプロジェクト発足の考えはないか。 (2) 今後の記念事業計画についての見解を問う。	町 長
1 番 渡 邊 浩	1. 入会資源総合活用促進対策事業について (1) 昭和62年からの鹿児島県の事業で入会資源総合活用促進対策事業があります。旧屋久町時代、約30年ぐらい前にこの事業を実施していますが、この事業の経緯と事業の効果を伺います。 (2) 現在16市町村が権限移譲されていますが、屋久島町もこの事業を実施する予定はないのか伺います。 2. 屋久島ぼんかん導入100周年事業について 来年、屋久島に台湾からぼんかんの苗木が導入されて、100周年を迎えますが、屋久島の柑橘の基礎を築いた黒葛原兼成翁の功績はすばらしいものです。 町としていつごろ、どのような規模内容で実施を考えているのか伺います。	町 長
5 番 眞 邊 真 紀	1. 米軍機オスプレイ墜落に関連する屋久島町の対策は 今回のオスプレイ墜落事故を受けて屋久島町と	町 長

して以下の対応を取るべきと考えるが、いかがか。

①屋久島町長として、この事故について町民への説明と、広く世界に向けての声明を出すべきではないか。

②米軍と防衛局に対して今回のオスプレイ墜落の原因の開示を求めると同時に、今後同様のトラブルを起こさないための有効な対策が行われるまで、オスプレイの全面飛行停止を求める。

③緊急の課題として、島民に対して今回の事故について可能な限り説明を行うとともに、漂流物（らしきもの）を発見した場合は、それに触れず、役場、警察、海保へ通報することを防災無線等で周知する。

④漁船等の民間船舶は、海洋において、漂着者の救助・救命のみとし、漂流物については関係機関へ通報するものとする。

⑤危険物、毒物による海洋汚染と漂流物による二次被害が懸念されるため、政府から米軍に対し、積荷の開示請求をし、直接的に被害にあった屋久島町と共有することを求める。すでに地元漁師は救助要請があった際に、機体の残骸や積荷の一部を素手で回収しており、その様子が報じられている。

⑥事故が多いため、欠陥機と言われている軍用機の飛行及び運用は停止されるべきであり、民間人の居住地域及び居住地付近への飛来は禁止することを、屋久島町として関係機関に要請する。

⑦自衛隊車両が「災害派遣」という表示をつけて、町内の道路を走行しているが、このことについて町民への周知を図る必要がある。

14番 渡邊博之	1. 危機管理について		
	二重事故もあり得たオスプレイの墜落について、町長はどのように感じているか、お尋ねしたい。	町	長
	2. 選挙公約について		
	(1) 公約の一つに「子供医療費の窓口負担ゼロを目指す」と掲げているが、これは財政の負担がほとんど発生しない施策でありすぐにでもできる公約だが、いつを目指すのか。	町	長
	(2) 学校給食を述べた上で、完全無料化について、努力すると公約していたと思うが、いつを考えているか。お示しいただきたい。	町	長
	3. 町と区長そして区民との関係性について		
	(1) その関係性についての認識をお伺いしたい。	町	長
	(2) 武力攻撃想定 of 訓練を前に宮之浦区長に協力の要請を行っていると言いたが、事実はどうか。事実とすれば、それはどんな内容なのか、説明を求めたい。	町	長
	(3) 関係性を明確にするために、契約の中に、政治的中立を明文化することが必要と思うが、見解をお伺いしたい。	町	長
	4. N T T の危機管理について		
	電話やインターネットのラインの管理に必要な機材をN T T の責任で島内に確保することを要請すべきと思うが、どうか。	町	長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
12 番	日 高 好 作 君	13 番	岩 川 俊 広 君
14 番	渡 邊 博 之 君	15 番	大 角 利 成 君
16 番	石田尾 茂 樹 君		

1. 欠席議員（1名）

11 番 高 橋 義 友 君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	塩 川 文 博 君
副 町 長	日 高 豊 君	会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵 君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩 川 茂 隆 君	会計課参事	田 中 啓 弘 君
観光まちづくり課長	泊 光 秀 君	政策推進課長	三 角 謙 二 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治 君
生活環境課長	計 屋 正 人 君	健康長寿課長	塚 田 賢 次 君
建設課参事	眞 邊 満 久 君	産業振興課長	松 田 賢 一 君
教育総務課長	長 美佐子 君	電気課長	内 田 康 法 君
監査委員事務局長	中 村 一 久 君	社会教育課長	泊 竜 二 君

△ 開 議 午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に、欠席届が出ております。高橋義友議員です。病気入院中のためです。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第１ 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、９番、榎光徳君に発言を許可します。

○９番（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。９番、榎光徳でございます。久しぶりの一般質問のトップバッターということで多少緊張しておりますけれども、しばらくの間、お付き合いいただければ幸いです。

今回の私の質問は、１点目に、荒木町政４期目のビジョンは何か、２点目は、中央中学校校名変更についての２点であります。

まずは、先般の屋久島町長選挙において、新人３人を含む４人で争われた厳しい選挙戦を勝ち抜き、当選を果たしました荒木町長へ祝意を表したいと思います。御当選おめでとうございます。また、私ども議会サイドにおきましても、同僚議員となり得た渡邊浩議員に対しましても同様に祝意を送りたいと思います。おめでとうございます。

さて、屋久島が日本で初めて世界自然遺産に登録されてから昨日で丸３０年が経過いたしました。先月２５日は、本町において登録３０周年記念シンポジウムが開催され、これまでの３０年を振り返り、これからの３０年を屋久島がどうリーダーシップを果たしていくのか、リーダー的役割を果たしていくべきなのかという議論も交わされたところであります。

一方、１１月２９日には、アメリカ空軍の輸送機オスプレイが屋久島近海で墜落し、乗員８名が全員死亡するという史上稀な重大事故が発生いたしました。不明者の１人を含め、一刻も早い捜索活動の終了と事故原因の究明を願うところであります。今回の動向については、我々は地元議会や行政の立場から注視していかなければいけないと思っております。

こうした中、先般の選挙戦では、荒木候補はこれまでの実績もさることながら、屋久島空港の滑走路延伸・ジェット化問題を一丁目一番地として位置づけ、幾つかのマニフ

エストを町民へ訴えてきたものと思っております。まだまだ多くの課題がある中、今回のマニフェストを含め、特に重要と考えているものは何か、まずはお示しを頂きたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。榎議員の質問にお答えします。

町民の皆様から負託を得ました向こう4年間の方針につきましては、昨日の施政方針の補足において一端を申し上げたところです。その中でも説明をさせていただきましたが、最重要施策は屋久島空港滑走路延伸であります。全ての産業の起爆剤であり、町民の福祉の向上につながるものと考えています。したがって、来期には国の予算化を頂いて事業実施を確実なものとし、さらなるスピードアップを図ってまいります。

そのほか、多目的交流センターの整備、ごみ処理施設整備、旧支所の跡地利活用、口永良部島の災害復旧などの大規模事業の早期実施のほか、国が目指す2050年カーボンニュートラルに向け、屋久島でこそ実現できる脱炭素事業にも着手し、地球環境の保全に貢献したいというふうに考えております。

○9番（榎 光徳君）

先程申し上げましたけれども、町長が今回の選挙戦でも一丁目一番地ということで当然、空港の問題を取り上げてきました。本当に拾い上げてみると課題はたくさんあるわけですが、特にこの空港問題につきましては、町長が言われているように1次産業から全てにつながってくる問題と。そして屋久島町の景気浮揚に大きな影響を与えるということはもう誰もが認識しているところであると思うんですが、先般、町長選挙が終わってから国のほうにも行かれたと思うんですが、我々もこれまでは県主導の事業認可に向けての取組がこれからは国のそういう予算がつくかどうかということに関わっていくわけですが、そこら辺の事業化に向けての調査費がつくなり、そういう頭出しができるのかどうかという、そこら辺のニュアンスはいかがだったでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

10月、議長も一緒に行ってもらいましたが、議長と女性団体と県議会の議長、それと塩田知事、森山先生と同行してもらって国交省と財務省にまず行ってきました。

そのときはいよいよ県のやるべきことは全て終わったので概算要求ということでございました。それから後に選挙が終わって11月の初めに国土交通省の航空局長のところと財務省の主計局長のところに、これも塩田県知事と県議会議長と私と、議長も一緒に再度要望に行きました。これは私の個人的な感覚ですが、そこでは当然つけるともつけないとも言わないわけですが、ここまでやってきて財務省としても主計局長

が非常にいい感触であったと私は思っております。そして国土交通省の航空局長になっている方は、たまたま私が全離島の会長のときに海本部で局長をされていた方でして、そういうつながりもあって、その局長は5月に実際、個人的に屋久島に来たそうです。そのとき屋久島滑走路もつぶさに見てまいりました。ターミナルビルがあまりと言えはあまりだねというような言葉も頂きました。ですから実情もよく分かっておられますので、要望をきちんと承りましたということでございますので、またそれは12月の20日過ぎから25日ぐらいまでの間に何らかの形で国のお示しがあるんじゃないのかなというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

選挙戦のことはあまり言うといけないんですが、空港問題はもう中についてきて誰が為政者になってももう粛々と進んでいくんだというような話も出たわけですけども、やっぱりいかにスピード感を持って取り組んでいけるかということになろうかと思うんです。一時期は、町長の思いでしたかね、たしか令和8年ぐらいまでには何とか私なりに工事着工なり、そういったものを見据えていくんだというような発言もあったと思うんですが、今後もし予算化ができればその後の工程というか、今の時点ではっきり言えないかもしれませんが、年次的に町長はどのように進んでいくと思われていますか。

○町長（荒木耕治君）

なかなか難しいことですけども、まず、国の予算がつかないとどうにもならないわけですし、ここまで屋久島空港に関しては、今もうちょうど10年目です。私が最初、その当時の伊藤知事とこの話をやり出してからですね。ですからその当時、港湾空港課は、県は、屋久島空港は15年かかると言いました。ですからそういうことからいうと、今10年目ですから、あと5年でそのようなスパンでやっていけるのがあるのかなというふうには思いますけど、なかなか今、作業はどこからどう始まっていくのか分かりません。

用地買収もありますし、この県道の付け替えもありますから。そして工法的にいうには、通常、飛行機を飛ばしながらやる夜間作業になろうかと思しますので、なかなか全部止めてやるわけにはいかないの、スケジュール的には今なかなか難しいのかなというふうには思っていますが、予算がついたら一日でも早くそういうことをやっていこう。これは私の個人的なあれですけど、例えば12月、1月、2月、この冬場に例えば二、三か月空港を止めて、ここで仕事を早くやって、早く完成をさすかという、色々な方法も考えられますけど、それは実際どんな工法でやっていくかというのは決まってしまうことだというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

町長は幸い、国への太いパイプというか、森山先生を始めそういった方々、国交省な

り、財務省なり、そういったところへの働きかけを強固にさせていただいて、ぜひ一刻も早く一番機が飛べるように努力していただきたいなと思っております。

それと幾つかの課題というのを挙げさせてもらったんですが、私は医療、教育、福祉の問題、そういったものはありますけれども、それとちょっと先程出ましたが、今は色々なインフラ整備あります。その中でも今、北部地区の人たちが以前から屋根つきゲートボール場をという悲願の思いというのもあったりしました。そして支所跡地の利活用の問題もあります。そういった中で多目的な交流センターの今議論が始まっていて、これも色々計画しているわけですが、ここら辺の方向性というのはどうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

単発的に多目的交流センターの整備というのを言っているわけではなくて、議会からも言われているように、分遣所、あるいは宮浦小学校、中央中学校、これも海拔2、3mのところにありますので、ここをどうするかということです。ですから、宮之浦支所の跡だけの問題じゃなくて、あそこに総合センターもあるわけですから、これも耐用年数が来ています。ですからこれも含めて考えたときに、だからどこから先にやっていくか。金があるなら、予算があるなら、小学校、中学校をまず陸上競技場あるいは野球場に全部上げて、それと入れ替えるような形で運動場なんかは下に下りてやってもいいのかなというふうに思っています。そこにたどり着くまでにどうするかというふうなことで、ではまず、今一番言われております分遣所も海拔が低いですから、この分遣所を海拔の高いところにまず移転をしなければいけない。そして今、電気庁舎もあります。電気も低いですから、この電気庁舎もやっぱり高いところに移さなければいけないというふうに思っております。宮之浦出張所もそうです。ですから、ここを今の屋根つきゲートボールも言われていますけれども、それだけを一つ、では今の宮之浦支所の跡につくるのかというんじゃなくて、もうちょっと全体的に考えて大きな絵を描かないとここはいけないというふうに、そして年次的にやっていくという方法をつくっていかねればいけないというふうに思っております。ですから、今申し上げたように総合センターもそうですよ。それと勤労者、上にあります体育館も、一昨年でしたか、台風の避難所にして、二次避難をしたら屋根が飛んで、またそこから避難をさせたという大変な思いもありましたんで、あれも屋根の張り替えで済むのかと思ったらそうじゃなくて、あれも大分老朽化をしていますので、かなり金がかかる。だからそれと今の宮之浦の総合センターを一緒にして、今この多目的アリーナを建設しなければいけないという、そういうことも今進めていっているところ。最終的には、さっきも言いましたけれども、低地にあるものをいかに上に上げて安心安全に町民の生活ができるかということをするための一つの方法だというふうに思っております。

○9 番（榎 光徳君）

当然、何か事を起こすためにはそれなりの財源が必要であるわけですから、大変だろうと思うんですが、地元の人たちのコンセンサスを得て、やっぱり地元の人たちが納得のいく、ああ、いいものができたなというようなことになるように、ぜひそこら辺は色々な取組を進めていっていただきたいと思います。

私は今回、ビジョンとは何かということを挙げたんですが、マニフェストとビジョンというのは若干違うかもしれませんが、やっぱり夢を語るというか、マニフェストはマニフェストで政治的な裏づけでありますとか、数値目標を掲げて、そしていつ頃までにというのがマニフェストであろうと思っています。ビジョンはやっぱり夢も語らないといけないと。そして当然それは実現できなければ、夢ばかりじゃいけないんですが、実現できないにしてもそれをやっぱり限りなく実現できるように近づけていくというのがまたビジョンであろうとも思っております。そういったようなことでぜひ両方を兼ね備えたようなことで、課題いっぱい挙げていただきましたけれども、ぜひそういった取組をしていただきたいと思います。

それと、これもずっと言っていますけれども、離島航空割引カードの継続拡充とか、あと医療福祉の問題もいっぱいあります。中にはたくさんこれまでしてきた問題もあります。それをまた継続をさせるということやら、高速船、それからフェリー2の更新問題もあります。そういったことを視野に入れながら、ぜひ取組を進めていただければと思います。

それでは2点目に入りますが、町長はこれまでもグリーンエネルギーでありますとか、脱炭素のまちづくりというのを常々言ってきたわけですが、今、国内ではこの地球温暖化に関して世界的な規模で気候変動が起きているというようなことで新聞、テレビ、マスコミ等でもしょっちゅう取り上げられております。ここで今、世界的な規模を論ずるということじゃないんですけれども、まずは、私ども屋久島から何か発信ができるんじゃないかというようなことで、私はさきの電気事業の運営協議会のときも、屋久島からそういう、今それこそ脱炭素も含めてサミットが、この前のようなシンポジウムでもいいんでしょうが、そういったようなことはできないのかというようなことで今回そういう質問を出したわけですが、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

我が国では令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、現在あらゆる取組が加速度的に実施されております。

近年、全国的にも気温上昇が原因と見られる深刻な気象災害も多発しており、屋久島町においても8月に襲来した台風6号での線状降水帯の影響により、西部林道の橋の流出や永田川の氾濫など、過去に経験したことがないような豪雨等も発生しており、甚大

な被害を出しております。

このような状況を踏まえ、本町では、昨日12月11日、世界自然遺産登録30年の日に合わせてゼロカーボンアイランド宣言を行い、今後、屋久島町が脱炭素社会の実現へ向け取り組む決意を表明したところです。

また現在、屋久島町の地域課題解決につながるよう、水力発電などの再生可能エネルギーを最大限活用するための戦略を検討し、これからの本町における脱炭素の方向性を定め、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた屋久島町地域脱炭素マスタープランの策定作業を進めております。

本マスタープランでは、構想の全体像としてロードマップを作成しており、中長期的な方向性を定めるもので、当然ながら屋久島が持つ水力のポテンシャルをどのような形で生かすことができるか、また、どのようなエネルギーを導入できるかなど様々な方面から検討をしております。

議員の御質問にありますグリーンエネルギーサミットなどにつきましては、本町の脱炭素化へ向けた取組もまだ道半ばの部分もございますので、その進捗に合わせる形で国内外に広くPRできる機会を検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番（榎 光徳君）

先程カーボンアイランド宣言ですか、私もちょっとこれ承知していないんですが、脱炭素マスタープランも策定中だということですが、屋久島では島内の電力自給率が99.6%であると。これはもうすごいことだなと。常々ここら辺はアピールをしているわけですが、さっき町長が言われたこのカーボンニュートラル、これは私も11月の29日付と12月3日付の新聞でも報道されておりました。岸田総理もCOP28ですか、これに参加をして、そして色々国の取組等も言っておりましたけれども、やっぱりこの脱炭素に向けてはCO₂フリーの島づくりとか、屋久島は最適だというようなことで、本当にこの屋久島から色々アピールができるんじゃないかなと思っているわけです。例えばさっきの水力発電による自給率99.6%もそうですけれども、例えばこの行政に電気課が設置されていると。島内に4事業者の電気事業者があるわけですが、ここら辺の取組ですとか、それとこれは民間企業への協力ということも出てくるわけですが、例えば屋久島電工の地下発電の地下170mですか、距離にして300mぐらい地下に潜っているわけですが、そういったのを例えばサミットの中で現地見学とか、そういったものをずっと交えてやればすごいことができるんじゃないかなと思っているわけです。

それと先だってなんですが、アウディが今町と契約を結ばれていると思うんですが、アウディもこの屋久島のそういったところに非常に興味を示して、色々な取組を打ち出してきていますよね。だからここら辺もぜひ一緒にやれば、何かそういった、

さっきも言いましたけれどもサミットなり、そういうシンポジウムなり、そういうのが可能じゃないのかなという気がするんですが、そこら辺はもう一度。

○町長（荒木耕治君）

可能だと思いますよ。ですが、まだ自分の町が何をやってどうするかというきちんとしたものを持っていないのに今やるわけにはいかないというふうに思っています。まずは、私たちの町がどういうものを目指してどうやっていくのか。

実は私は、町長になる十数年前に、脱炭素といいますか、水力の100%の島にしたい。要するにちょうど鹿児島県が地球温暖化対策室ですかね、電気自動車を導入もしました。国もそういう時期が10年ぐらい前にあったわけです。ですが国も県もどんどん電気自動車の導入も最初は補助金いっぱい出してやっていましたけれども、それもなかなか補助金も少なくなっていると。私が今このカーボンニュートラルみたいなことを考えたのは、私が旧町時代、上屋久町で議会にいたときに色んなNEDOが調査をしたことがあります。風力、火力、地力、地熱、海流、色んなことをやってそういう島を目指そうというゼロエミッションという言葉が横行していたときですかね。ですから屋久島というところはそういうものを昔からそういう島になると。私は脱炭素、これは世界自然遺産は5地域にまたがりますけど、これは今、私が時代に乗ったって屋久島が思っているのは、これオンリーワンの島になれる脱炭素をやったら。それは、私は前から考えたのは、外海離島というハンデをこれをプラスにするには、車にしても船にしても、要するにそういうCO₂を出さない、そういうことができるんじゃないかというふうにずっと思っておりまして、超長期的かもしれませんが、やはり自動車も船もそういうふうに、飛行機だってそういうふうになっていくでしょう。だからそういうものの先陣を切るのがこの島だと。だから屋久島という島はすごい島だなと改めてそう思っているわけです。その島で生きている私どもが、いかに知恵を出してやっていくかという、そういう時代に乗遅れなくてやっていくかということが大事です。ですから職員にしても、議員の皆さんにしても、色んな知恵を頂いて一緒になって、全国の離島の首長さんと会いますが、もう屋久島99.6%水力だったら、それでもう圧倒的です。今観光に来られるお客さんにしたって、そういうことは今になってそういうことを言いますが、それは縄文杉だ、宮之浦岳だ、そういうところを目指して来られるかもしれませんが、やはりそういうのは観光の形態だって変わっていくと私は思っておりまして、そういう21世紀は環境と創造の時代だって言った人がおりまして、そういうことを屋久島ではできるだろうというふうに思っています。ですから、今までのこの自然遺産も30年にとらわれずに、また新たな形で向こう30年をつくっていくということを、あまりしがらみにとらわれずにやっていくことが大事。それは大変なこともあるかもしれませんが、やはり百年の計に立てばそういうことをやらなければいけない時期ではないのかなという

ふうに思います。

ちょっと取り留めがないですけども、今この脱炭素のサミットというのは、今どこよりも私どものところが、水素を作って売ろうということも私は個人的にはそうですよ。今、例えば現実的な話、隣の種子島からロケットが上がりますけど、あの水素燃料というのは、私が聞くとオーストラリアかどこからか持ってきていると言うんですよ。だけどそこで作るのもCO₂を出して作るんですよ。だからうちの水力で作ったら、そこからはもうCO₂出ないわけですから、全てがそうなる。だからそういう島をこれからは目指していくのも一緒に、観光もそうですけれども、世界自然遺産の島としても、またカーボンニュートラルのトップランナーとして、この島は今そういう時代の先頭を走っていけるような状況にあるというふうに思っております。

○9番（榎 光徳君）

全く私も同感であります。町長が今言われたようなことになるわけですが、さっきのこの新聞記事、脱炭素革命はもう待ったなしだというようなことで、とにかく時間との戦いで正念場に来ているというようなことが報道されていましたが、色々、CO₂フリーの島づくり、カーボンニュートラル、再生可能エネルギー、クリーンエネルギー、同じような言葉でもう何回も言っているわけですよ。これは定義的には全部同じようなことを言っているんだと。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、海洋、そういったエネルギー、持続可能な再生エネルギーということにくっつけているんですが、やっぱりそこら辺はこれは本当大きな課題だと思うんですが、屋久島はさっきの世界遺産じゃないですけども、ぜひこれはできると思います。町長も4年間の任期の中で、今今はできないかもしれませんが、どこかでそういう足がかりをつけていっていただきたいと。

先程の脱炭素マスタープラン、これはどのようなものになるのか私は存じていないんですが、ここら辺は策定期間とか、いつ頃結果を出すとか、そういうのは何かあるんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問にお答えします。

昨年度、補助を頂きまして、地域脱炭素マスタープランの策定業務を行っております。期間的なもので年度内の完了が困難であったため、明繰となつてございますが、今年度中に策定をするようにしております。これまで検討委員会のほうを立ち上げまして、1回、2回と検討を重ねてまいりまして、先日の2回目の検討会議の中では、エネルギーの使用量であったり、あと温室効果ガス排出量の削減目標の案であったり、削減目標の達成に向けた施策の基本方針案等について検討をしているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

またそこら辺の結果も見させていただきたいと思いますけれども、任期中にはぜひそれを立ち上げることを期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に入りたいと思います。

2点目ですけれども、まず、この中央中学校の校名なんですが、率直に言って、町長、教育長、中央中学校ということをどのように感じているか、まずはそこを聞かせていただきたいと思うんですが。

○教育長（塩川文博君）

中央中の校名をどう考えているかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、平成23年度に合併を完了したということになっていまして、その際に校名をどうするかということでかなり議会でも意見を交わされたというふうに聞いております。ただ、中央中という校名につきましては、私が就任したときからもう中央中でございましたので、屋久島町立中央中ということで特に違和感とかは感じておりません。

○9番（榎 光徳君）

先だって12月の10日でしたか、尾之間のほうで南日本10kmロードレースがありました。教育長も行かれたわけですが、昨年もそうだったんですが、高校生、中学生、参加をしていただく中で、屋久島高校はユニフォームがあります。中央中学校は、ここに胸に堂々と中央中学校って書いてあるんですね。そういうユニフォームを着ているんです。ところが実際、中央中学校じゃないでしょうと。屋久島町立中央中、教育長が言われましたけれども、それなら分かるんですが、そういう言えば違った呼称で呼ばれているわけですね。ですから中央中学校、御存じのように統合も、北部4校のそういう当初は旧上屋久町時代に新世紀教育懇話会というのを立ち上げて、それから今度は学校規模適正化審議会に移行していったわけですが、そういう中でまずは4校統合するべきだというようなことで、それから色々な方々で議論をしながらずっと経緯があるわけですが、当初は小瀬田中と宮浦中が2校統合でありました。その後、最終的には平成25年に4校統合になったわけですが、今教育長からありましたように、この校名についても実施委員会を組織してずっと議論をしてきたわけですが、最初の2校統合の時点で校名委員会でしたか、私も実施委員会の一員であったんですが、町内から公募して、たしか400通以上の公募があって、そのうち実施委員会ですと精査をして90ぐらいに絞り込んできた。そしてその中でさらに精査して8つの候補を上げたんですね。8つの候補を上げて、その中で実施委員会で再度協議をして、そして最終的には屋久島中央中学校ということで議会に提案したわけですが、議会もこれは本会議に提案する前に全員協議会で議論をしました。ところがそのときに2回否決というか、反対されました。そして実施委員会にまた突き戻されまして、実施委員会ではそれを検討した結果、それでは折衷案というか、屋久島を取って中央中学校という

校名で再度提案したという経緯があるわけです。

そういった中で、今度は中央中学校も、これはもう全会一致でみんな可決してもらおうということだったんですが、これについても最初、臨時会を2回ほどしたんですが、最初の臨時会でも否決をされました。私も残念でしたけれども、そして2回目の臨時会でようやく、それは中央中学校で議決をされたわけですね。ですからそういう経緯があるわけですが、今県内の学校でスポーツ大会とか色々なことがあれば、県教委等もそうなんだろうが、校名を呼びます。呼称します。そのときに屋久島中央中という呼び方をするんですね。そこら辺、何も違和感はないのか。どうなんですか、教育長、そこら辺どう捉えますか。

○教育長（塩川文博君）

今お話のあった県大会とか、そういう公的な大会で屋久島中央中という呼称をされているということは私は存じておりませんでした。今初めてお聞きしました。色んな県の教育委員会が出しております刊行物でも、中央中は屋久島町立中央中学校という呼称で呼ばれておりますし、部活動等のユニフォームにつきましては、最初の頃は、統合された頃に中央中と書かれていると、どこの中央中ですかというふうな問合せやら、子供たちに質問があったということは聞いております。部活動のユニフォームですので、正式なものではないと言うと語弊があるかもしれませんが、例えばユニフォームの前のほうに正式名称である屋久島町立中央中学校ということは書かないですよ。普通の野球のユニフォームを考えましても、鹿児島県立どこどこ高等学校というのは書かないです。袖とか胸に小さく鹿児島県というのは書いたとしても、大きく書くのは、その県立を取った後の中央中であるとか、鶴丸高等学校であるとか、城西とか、そういったユニフォームを着用しているのが通例ですので、本町の場合も、そういう昔のいきさつがあって屋久島を入れている経緯はあるというふうに学校にも確認をいたしました。今後、そういうことにつきましては、先程言いましたように肩口に屋久島という名前を入れて、ユニフォームは中央中という形にするというようなこと等も含めて、学校とももう一度検討していきたいと思っております。

○9番（榎 光徳君）

私も前には校長ともちょっと話しました。教員とか、あるいはPTAの方々にも何名か意見も聴いてみたんですが、やっぱり賛否両論あるんですね。でも統合して12年ぐらいですか、なってきた、何かもうそこまでごたごた言わんでもいいんじゃないのと言う人もおれば、やっぱり何か支障はあるよねと、できればそういうのに変えていただければと。先だって屋久島高校で環境フェスタというのがあって、高校生と島内の中学生がコラボするのがありました。吹奏楽部とか。その司会者の先生がずっと岳南中、どこどこ中って紹介する中で、屋久島中央中って言うんですよ、やっぱり。教育長は私は初め

て聞いたって言いますけれども。県の中でも、ただの中央中といえ、え、中央中ってどこの中央中って聞かれるということを言われるんですよ。だからやっぱりそこは私は改名をすべきかなという思いがあるんです。

島内ではもちろんみんな分かるんですよ、中央中ってもう。ですけどやっぱり県内とか、あるいは全国に行ったときに、そういった支障が出てくるんじゃないかなと思うんですが、どうなんですか。検討する考えとかいう気はありますか。

○教育長（塩川文博君）

私のほうには、今議員おっしゃったように、校名変更の希望とか声は、保護者、地域、生徒の間からは出ていないというふうに聞いております。12年たちまして、中央中という名称も定着し、学校もそれで順調に進んできているというふうに認識しております。

校名の変更につきましては、多方面に対しての通知でありますとか、それから校旗、それからそのほか色んなもろもろの修正なり、改定をしていく、そういう金銭的な部分もありますし、それから令和4年度、昨年度の町内の新生児の数が48名という、ちょっとこれショックな数だったんですけども、そういう状況を考えますと、6年後には町内の小学校1年生が48名、さらにその3年後は中学校1年生が48名。そうなったときに、じゃあどうするのって考えたときに、先程町長の答弁にもありましたように、もう小中学校の統合問題も考えていかなきゃならない。そして移転も中央中、宮小は移転も考えなきゃならない。そういう時期がもうかなり近くに迫ってきているので、ここで校名を変更する、またその8年後、12年後、11年後ですか、にまた校名を変更するというような二度手間をするよりも、しっかりとそういった12年後を見据えて、校名変更も含めて慎重に検討していく必要があるのではないかと。ただ、今は校名変更を検討する時期ではないというふうに私は考えております。

○議長（石田尾茂樹君）

もう2項目めに入ったんですか。

○9番（榎 光徳君）

入っています。すいません。

さっきの教育長の答弁の、私はその当時の議事録も全部見てみました。教育長は恐らく同じことを言っているんですが、当時の教育長がそういう答弁をされています。変更するには色々な隘路があるんだというようなことをですね。私はやっぱり当然、岳南、安房はいつかはまた統合する時が来るだろうと。その問題は私は先にそれが出るべきだったということなんです。先々、今からそういうのが出てくるからと今教育長は言われたんですが、当時も私は五十年、百年の計に立って、そこを考えてしてくれというようなことを言った覚えもあります。先々そういうのが考えられるからそういう名前のほうがいいんじゃないのかなということだったんですが、私は逆だったような気がするんで

す。いずれにしても、当然そういうことが出てくるんじゃないかなと思いますので、これはぜひそこら辺を検討していったほしいと思います。町長はそこら辺、何か考えありませんか。

○町長（荒木耕治君）

今現在、私のところに、校名がおかしいからというようなそういう話は、先生も生徒も父兄も、そういう話は私は聞いておりません。今そういうことで、そういう細かいことはよく分かりませんが、呼び方としては中央中学校で皆さんがそういうことで理解をしてやっているんじゃないのかなというふうには思っております。

○9番（榎 光徳君）

私だけが違った考えなのかなという。今さっきも言いましたけども、当時の議事録を見ますと、その当時の議員の皆さんが色々やり取りしているんです。その中ではやっぱり地域エゴというのがすごく出てきているんですよ。例えば採決をする時点で、臨時会で何回もひっくり返ったりしたんですが、議員でさえ、ころころ変わっているんです。賛成討論をした、次の議会では今度は反対討論した。副町長も当事者だったんですが、本当にころころ変わっているんですね。だからそれぐらいやっぱり将来のことを色々思ったんでしょうけれども、さっきも言いましたけれども、やっぱり主役は子供たちですから、子供たち、その保護者、関係者、先生方、そういった人たちが、どのような思いで校名が決まっていくなんだろうかという思いをみんな持っていたと思うんです。私はそういう考えでいたもんですから、今回できることであればそこら辺の検討をしていただけないかなという思いで提案したところなんです。これはもう終わりということじゃなくて、教育長、ぜひ、どこかの時点でこれはまた議論していただきたい。私もまた議論していきます、それは。ですから、ぜひ引き続いてのそういうことを頭に置いていただきたいと思います。

時間が押してきましたけれども、町長、今回の選挙で、継続か刷新かという、そういう争点の中で厳しい選挙戦を制してきたわけですが、いよいよ4期目がスタートを切っております。1万2,000人の町民の為政者として町民の負託にどう応えていくのかという、当然色々まだまだ多くの課題があります。そういった課題をやっぱり解決していくためには、それなりの覚悟を持って当然いかれるんでしょうけれども、ぜひ少しでも、一点でも町民の負託にどんどん応えられるようなそういう町政推進をしていただきますようにぜひ努力していただきたいと思います。

私も73歳を過ぎました。いよいよ後期高齢者が近づいてきているんですが、町長は私より1つ先輩ですので、来年は間違いなく後期高齢者の仲間入りです。今からまた冬場に向けて寒くもなってきます。健康が第一でありますので、まずは元気でこの年末年始をまずは乗り切っていきたいなと思っております。

ということで、私の今回の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、中馬慎一郎君に発言を許可します。

○4番（中馬慎一郎君）

おはようございます。4番、中馬慎一郎です。通告に従い、町政への一般質問をさせていただきます。

その前に、今年コロナ禍が一段落して各地で色んな行事・イベントが行われるようになりました。本町でも、昨日町長が言われたように、町民体育祭、駅伝、また国体などが催され、町民の皆様も観覧していただいたり、参加していただいたり、にぎわった一年だったのかなと思っております。

そんな中、ちょっとお知らせとしまして、来年1月14日に屋久島エコマラニックというマラソン大会があります。来年で第7回を迎えますけど、今エントリーが約280名と聞いています。島民の方も五十数名参加されるということで、屋久島を一周色んな方々が走られます。もし沿道で見かけましたら御声援いただけたらなと思っております。

質問のほうに入っていきます。本日は4項目、質問を予定しております。移住者対策の見解、そして安房山芋貯蔵庫の見解、そして本町の史料編集・保存の事業、そして今後の町の記念事業についてを問いたいと思います。

まず、移住者対策についてであります。本町では移住者対策として様々な支援事業を行っております。この移住者対策、地方創生の中、少子化対策、また人口減少の中、地域衰退を解消するための様々な取組を全国各地の地方で行っていますが、国内の総人口が減少していく中でより効果的な移住対策というのはどうあるべきか、色んな市町村が試案を経ながら検討しています。ただその中でやっぱり何か強引に人を集めるだけの政策では、私もちょっと無理が生じて長く続かないのかなと思っています。屋久島町としてこの支援事業対策をやっていく中で、今どういった効果が現れ、実績はどれぐらい今あるのか、まずはお聞きしたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えします。

1点目の移住者対策につきましては、やはり相談の内容にも多く見られるように、移住を考える上でまず必要となるのが、住宅であります。

これまで移住者に対する住宅関係支援としまして、まず平成27年度から、移住希望者に対し使用期間を3か月以上1年以内とする暮らし体験住宅を実施してまいりました。

また、口永良部島におきましても移住者の定住を促進し、島の活性化に資するため、定住促進住宅の3号棟を整備し、供用開始いたしました。

令和2年度には、移住促進家賃等補助を実施し、新規転入者に対する最長2年間の家賃及び初期費用の一部や、町内の空き家等を有効に活用する空き家バンク制度を実施してきたところであります。

令和3年度からは、移住者住宅取得費用支援事業を実施し、新規転入者に対する新築及び中古住宅の取得費用の一部補助や空き家改修費用の支援、町外から本町へ移住する際の荷物運搬料及び自動車搬送運賃の一部補助を行ってまいりました。

また同時に、県の補助事業により、東京圏から本町に移住した者に対し、移住支援金を交付する事業も実施しており、昨年まで実績がなかったところではありますが、本年度に入り増加しているところであります。

本年度におきましても、県の補助事業としまして、婚姻に伴う新生活に経済的な負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的にし、結婚新生活支援事業を導入し、住居費、リフォーム費用及び引越し費用に対し補助することとしております。

これらの効果実績につきましては、大まかには事業年度ごとの決算で示すところであり、件数、補助額ともに増加していることから、一定の成果は得ているものと考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

昨日の本議会初日でも、町長のほうから専決処分で移住者住宅取得事業の補助が1,000万円、そしてまた12月の補正で移住者支援金が330万円とつけられております。この事業が応募が多くて補助事業を予算を増やすということは、町長自身はこの町の事業がうまくいっているというか、調子よくいっているというふうに感じておられるのか、今その辺はどうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

大きな成果というよりは、これも地道にやっていく事業だと思っておりますので、そういう面では徐々にではありますが、効果はあるのではないかとというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

移住政策、やはり長期的なプランで考えていかなければいけないし、強引に人を集めるような政策ではいけないと思っています。島が本来、どういう人材に来てほしいとか、どういう移住者に島に来て定住して残ってほしいかというのを島としてもしっかりアピールしないといけないし、ただあんまりそういうのを言い過ぎても、移住者の方にはちょっと敷居が高くなってなかなか踏み込めない部分もあるのかなと思いますので、そういったところをバランスを取りながらやらなきゃいけないのかなと思っています。

その中で屋久島町は、昨日ちょうど世界遺産登録になりましたけど、この世界遺産登録になってからたくさんやっぱり移住者が来られたと思うんですよ。今の移住政策をする前から移住者はかなり入ってきていました。その中で全部の移住者の数を私も把握することはできませんけど、例えば観光協会に所属するガイドでいうと、会員数140名のガイドの中で120名が移住者です。そのうち約20年以上、私と同じぐらいガイドをやっている人、もしくはそれに近い人、それ以上の者は約70名います。70名の方が20年前に屋久島に来てこうやって生活をして、またその方々を頼って新たな移住者が来て、もちろん全員が残っているわけではなくて、人の出入りというのはあったんですけど、そういったことを考えると、屋久島のこの移住政策をする前に屋久島町は移住政策はしていなかったにしても、ある程度移住した方の土台というか、そういったものはできていて、そういった一部成功していた事例はあったんじゃないかと思うんですよ。そういったものをもっとアピールして、具体的に屋久島町がどういう人材を求めるかというのは、そういったところを参考にしながらやっていただければなと思っています。具体的に福祉とか、建設業、あと病院、介護の関係の方々、色んな業種の方がやっぱり必要としている人材が屋久島に一人でも多く来て、島の地域の方々と溶け合い、定住していただけることを望んでおります。町長はその辺はどうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

全く個人的な見解ですけども、30年前、移住者、それ以前から屋久島というのは移住をしてきているのが私より年配の方が移住をしてきて色んな商売をされているというのも屋久島のもともとにあります。ですから移住者が30年くらいに、色んな要素があると思います。一つは不動産業者が土地を全国的に売ったという。そしてそれによって人が入ってきたというのも一つの原因でしょう。それともう一つは、世界自然遺産になって、今議員が言われたガイド産業が新しく産業化されました。これで稼げるということでこの島に入ってきた人もまたたくさんいるというふうに思います。その人がまた定住をしていって今そういうことでやっているということ。ですから定住にしてもその時その時代時代によって、色んな方々がいらっしゃるというふうに思っております。ですから全国的に移住をやろうというのも、これ一つ、私が考えているのは移住をそんなにやらなければいけないのかというのも一方ではあります。今この島に踏みとどまってこの

島で生きている、そういう人たちがじゃあそれだけの人数でどうやって島をおこしていくか、町をおこしていくかという、外からのそういうものをするより、今いる者がどうやって知恵を出してどういうふうにして町をおこしていくかというのも一方ではやらなければいけない作業なのかなというふうには今思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

まさしく私もそう思います。今いる人間、今を大事にしていなければなと思います。

というのが、やはりここでなかなか稼げなくなった方々、子育てが難しくなった方が屋久島から出ていく。そしてまたよその地域で仕事を見つけ、移住していくという例も見られます。やはりそういった方々も、全員は無理にしても何とか引き止める定住政策というのを、移住者だけでなく定住政策も含めて、予算をうまく使っていただけたらなと思います。

その中で2番目に、移住者対策の課題と今後の対策とうたっているんですが、移住者対策といっても本当に幅広く、例えば教育委員会のほうで山村留学の制度もやっています。そして屋久島高校もみらい留学の制度をやっています。こういったのもしかりした移住政策だと思いますが、やはり課を越えて色んな情報を共有しながら、家の問題やそういったものを取り組まなければ、全体的な移住政策、島の対策にはならないのかな、つながっていかないのかなと思いますので、その辺の課題、今後の対策として、そういう課を越えた屋久島町全体での移住対策チームというのを掲げる必要があるのかなと思います。町長はその辺どうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今後の対策につきましては、移住者対策は地域活性化対策の一環であり、地域の活性化のためには経済の活性化のみならず、地方への人の流れを創出し、地域で人が活躍する受け皿を整備することが必要であります。そのためには移住における円滑な情報提供、相談機能の発揮等を通じて本町への移住をさらに推進することが重要と考えているところであります。

今後におきましては、課題として住宅関係等への支援を行うことはもちろんですが、人口減少や高齢化はますます進行し、地域ごとに徐々に広がりを見せており、地域によっては地域活動が困難になることも考えられることもあり、そういった地域にいかにか人を呼び込むかという問題に取り組むことで中心部との格差解消を図ってまいりたいというふうに思っているところです。

○4番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。ここで、賃貸住宅の初期費用の補助金とか、様々な補助事業の中で、制度的に補助対象者というのがうたわれているんですが、まず賃貸住宅の初期費用の補助金については、住民登録した時点の年齢が45歳未満、また18歳以下の者を扶

養して同居していることとか書いています。その中に補助対象外になる方の中に3親等以内の親族が所有する住宅などが対象外になっています。今、Iターン、Uターン色々あるんですけど、移住してくる人の中には例えば孫ターンというんですかね、おじいちゃんとか親戚がいるから屋久島に帰ってこようとかいう方々もいます。そういった方々が地縁関係を募って屋久島に来たときに、どうしてもこの3親等以内の家屋に住みたいとなったときにこの補助事業が有効に使えない。どこまでこの補助事業を広げるかというのも問題があるんでしょうけど、もう少しこの3親等以内というのはちょっと要らないのではないかなと思ったんですけど、町長はその辺いかが思いますか。

○町長（荒木耕治君）

本制度のみならず他の事業等においてもうたわれておりますが、倫理的なものであるというふうに理解をしております。制度化に当たり、他の自治体を確認した限り、ほとんど同じように条文化をされておりますが、議員おっしゃるように、孫戻しなどにより人口減少につながるのであれば今後検討をする必要があるというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

ぜひ、少しでもやっぱり屋久島に関わりのある方々がこうやって住みたいと思って住みやすいまちづくりにしていくために、こういった補助事業も拡充していただき、一人でも多くの屋久島住民が増えるように政策をしてほしいと思っております。

次の質問に入ります。安房山芋貯蔵庫の利活用についての見解を問います。

現在、安房にある山芋貯蔵庫は、産業振興課の管轄ではありますが、一部スケートボードの団体が使用していたり、あとウエイトリフティングの練習場としても活用していただいております。この施設を、産業振興課の所管でもいいんですが、やはり一般に多くの方々に利用してもらうための多目的利用施設として、財産管理なども見直した上で管理方針を考えていく必要があるのかなと思っておりますが、その辺の見解を町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

旧山芋貯蔵施設は、平成25年12月に屋久島町山芋貯蔵施設条例を廃止し、行政財産から普通財産に用途変更をしております。本来、行政財産から普通財産へ用途変更する際は、所管を財産管理係へ移行するところですが、当時は屋久島農業管理センターの機械、資材の保管や屋久島農業協同組合のパレット、コンテナ保管、屋久島漁業協同組合の発泡スチロール保管など、産業団体への貸付けが主であったことから、所管を変更せずに当時の農林水産課で継続して管理することで整理し、今日に至っているところです。

現在の4つの冷蔵施設の利用状況は、屋久島夢祭り実行委員会の資材等の保管、スケートボードパークとしての利用、ウエイトリフティング練習場として3か所を貸付けし、1つは町と漁協の資材置場として利用しております。時代の変化とともに利用状況

も多岐にわたることや、スポーツ団体が今後恒常的に利用しようとする場合には、施設の改修等も必要になることから、御質問にありましたように今後の利用方針も含め、関係課で検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

私もこういう提案をしながら、決して産業振興が遅れないように、一緒に何か一つの建物の中で地域が盛り上がるような場所になればいいのかなと思って質問をしております。ですから漁業、農業の方々と一緒にあそこの利活用が一緒に考えていけて、活性化していけばいいのかなと思っていますし、またこの山芋貯蔵庫、あの大きな建物、雨の日でも非常に重宝しております。練習で使っているウエイトリフティングもそうですし、スケートボードの方々も非常に重宝して扱っていただいて、きれいに掃除もしていただいております。やはり管理をある程度することであの施設自体も今後生かされるのかなと思っていますし、また町民の希望でもあります、雨の日のやっぱり遊び場、そういったものを確保するというのにも本当にうってつけのいい場所かなと思っております。

前向きに検討していただければと思うんですが、その中、この山芋貯蔵庫の質問を出した後に、先日のオスプレイの事故で機体の一部があそこに保管というか、置場になったというニュースを聞きました。今は物はもうなくなったと聞いていますが、その経緯、どういった経緯であそこが使われるようになったのか、その辺もし分かれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ただいま御質問にありました、山芋貯蔵施設の利用の経緯について御説明を申し上げます。

11月29日のオスプレイ事故以来、海面に漂流する残骸が多く回収されております。その回収された残骸につきましては、安房漁港、安房港への陸揚げがされており、今後行われると思われる事故調査に関して重要な資料になり得るということで、適切な処理を米軍のほうがある必要があるということで、屋内で保管をしたいという相談がございました。これに関しては、安房の港に近く、1つ、町と漁協の資材置場となっている場所がありましたので、所管である産業振興課、あと今使用している2つの団体の了承を得た上で使用しております。

残骸につきましては、12月の6日に全て搬出をされまして、その後、清掃作業を行い、使用は終了しているところです。

以上です。

○4番（中馬慎一郎君）

オスプレイの質問については、同僚議員のほうの方がまたこの後すると思いますので、深くは追及しないんですけど、このオスプレイの機体、以前沖縄に墜落したときに防護服

を着た隊員が除去作業を行っていました。確かにアメリカからの米軍からの説明では特に問題はないということで、今回、漁業の方が素手で触った機体をそこに運んでいたようなんですが、やはり何の疑いもない、確証のないその機体をこの陸地に上げて、不用意に島の町内の施設に入れるということはちょっと早まったかなと私は思っています。オスプレイの機体に使われていた物質、物体が燃焼して変化を起こして何らかの人体に影響を及ぼす可能性が少なからずともあるという状況ではあったと思いますので、そういったものをやはりうかつにあそこに入れる。あの近くに民家はあまりないとはいっても、Aコープもありますし、ちょっと歩けば民宿や食べ物屋さんもあったり、人の通りもあるところですから、そういったところをもう少し慎重にさせていただければなと思ったのと、また今後同じようなことがあったときに、できればそういったことは避けていただきたいなと思います。やはり米軍がそういう機体をなかなか情報を出さないというのも分かるんですけど、であればなおさら、こちらも慎重に対応しなければいけないかなと思っております。ただ、やっぱり人命救助という意味では、本当にこの一刻も早く、あと1名の方が見つかることを願っていますし、何らかの協力はしないといけないと思っておりますので、そこは分けながら支援をして、この捜索が早く終わることを願っております。

続きまして、本町の史料編集、保存の事業の考えについて、見解を問います。

両町合併以降も旧郷土史に記載されていない町内の新たな歴史史料が出てきています。また、廃校や統合された町内学校の校歌や各集落の伝統行事なども、デジタルデータで保存していく必要もあると思うが、歴史や文化を残せる事業の考えはないか、教育長にお尋ねします。

○教育長（塩川文博君）

中馬慎一郎議員のただいまの御質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、事業化できるように取り組んでいきたいと思っております。議員おっしゃるとおり、旧町の郷土史は編さんされておりますが、屋久島町としての郷土史はまだ編さんされておられませんし、各集落に残されています伝統芸能でありますとか、伝統行事、これらもなかなか後継者が育っていない。学校によっては、学校として郷土芸能、自分の集落の伝統芸能を受け継いでいこうという学校もございますけれども、教育委員会としまして、そういった後継者がなくなって失われていく、そういったものがやはりないように残していきたいと考えております。そのためには色々とこれからいろんな関係部署とも調整をしながら、打合せをしながら取り組んでいくことになろうかと思っておりますけれども、可能な限りデジタル化しながら残していく方向で進めさせていただこうと思っております。

以上です。

○4番（中馬慎一郎君）

前向きな御答弁ありがとうございました。これを出したきっかけが、一つは小杉谷の閉山50周年のことなんですが、そのときに作ったしおりがありまして、こういうしおりがすごくいいんですけど、この紙でいつまで残せるかなというのがありました。旧上屋久町、旧屋久町の郷土史、大変非常に立派なもので、私もたまに読んだりするんですけど、やっぱり時代がたってもああいう資料を読みながら、また過去を振り返りながら勉強させていただく貴重な資料で非常にいいんですけど、やっぱりこれからの時代デジタル化で保存していくと、そういったものが色があせることなく残されていくのかなと思います、ぜひやってほしいなと思って提案させていただきました。

その中で旧上屋久町の郷土史には例えば宮浦小のこれは分校になりますかね、官行山という、町長も御存じだと思いますけども、そういったところの記述もあまりなかったんですよ。今現在ですと、またその頃そこに通っていた方々が宮之浦にも住まわれていたり、貴重な写真とか、資料とか、たしか宮浦小にも残っているはずなんですけど、あるはずなんですよ。そういったのも含めて、やっぱり過去廃校になった旧学校のそういった思い出なども載せていただければと思っています。町長、何か御答弁あればお願いします。

○町長（荒木耕治君）

先程教育長もおっしゃられるように、大変大事なことだと思いますので事業ができるように、各課と打ち合わせて早い時期に取り組んでいけるようにしたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

よろしく願いいたします。また、これに関しては予算もまたかかるでしょうし、民間の方でも結構多くの資料を持っていたり、集めている方もいるので、そういった民間の力もぜひ活用していただければなと思っています。

続きまして、4番目の今後の町の記念事業などについての見解を問うということでお伺いします。

11月の25日に世界遺産30周年のシンポジウムを行いました。今後、例えば2025年大阪万博というのが開かれます。この大阪万博の一つのテーマとして、命を救う、人の命と地球の命を考える旅というのがあり、その中に日本遺産や世界自然遺産、温泉、絶景など自然や多様な生物に触れ合い、命の循環を感じることができる。各地にある唯一無二の体験を通して地域独自のありのままの文化を知り、地球の未来を考えるきっかけとなる旅を楽しんでいただけます、というものがホームページなどにも載っています。世界遺産を有するこの屋久島町が、この大阪万博においてこういった、するかしないかも含めて、お考えがあるかお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

本年1月に屋久島環境文化財団主導により発足した世界自然遺産5地域会議では、知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の5地域に関係する22市町村などで構成され、活動を開始しております。

この5地域会議では、事業として大阪・関西万博への参画を大きな柱として、それぞれの地域で行っている日本型自然保護の考え方、共生イコール環境文化の理念を深め、保護と暮らしの両立モデルを構築し、これらの成果を広く国内外に発信し、日本の世界自然遺産の在り方を世界に示していくことを目的としています。

詳細な内容については、今後の会議により決定していくことになりますが、本町での取組についても、本会議での事業を通じ、広くPRをしていきたいというふうに考えています。

○4番（中馬慎一郎君）

5地域会議としてそこに参加するということで、そこでのやっぱりアピール、情報発信というのが世界に発信されることで、また屋久島の魅力も発信されて、多くの方にまた屋久島に関心を持っていただくよい機会かなと思っております。ただ、大阪万博もまだちょっと中身がごたごたしている状況で、たまにニュースでも予算のこととか色々なことでごたごたしている状況ですが、ぜひ、私は一つのいいアピールの場かなと思いますので、取り組んでいただければなと思います。

その中で、世界遺産30周年を振り返るシンポジウムが25日に行われ、5地域の方々も屋久島に集まって、世界遺産とは何ぞやみたいな協議もなされたと思うんですけど、今この世界遺産を振り返るときに、世界遺産の事務局であるユネスコの大義というのは、やっぱり世界平和につながるのだと思っています。世界遺産というのは、人類共通の財産で、それを皆さんが保護し、保全して、みんなで喜びを分かち合う、そういった共通の財産であり、これをやっぱり永続して残していくことが世界平和につながる、理念の共有になるのかなと思っております。ですから、世界遺産を有する屋久島からもやはりそういうものを見に来る、自然遺産を見に来る海外の方もたくさん来られます。世界遺産を通じて世界にアピールすることで、やっぱり世界平和に貢献している島なんだというのも、どこかでまた町長の中でも御答弁の中でもまた発信していただければなと思っています。それができる島というのがやっぱり限られてしまっています。その地域というのが限られていますので、そういったところも十分にアピールしていただいて、鹿児島の一つの小さな島ではありますが、世界に向けて本当に情報を発信する力を持っている島だということがまた島の魅力にもなると思っております。

もう最後の質問になりますが、町長、10月の選挙で当選されて、まずはおめでとうございませう。その中であと4年の任期の中で、今後、屋久島町内の記念事業計画について、

町長がこれは何かしなきゃいけないのかなと、これはやりたいという思いがあればお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

まだ当選をさせていただいて日にちがないので、取りあえず自分の頭の中でこれはどうしてもやらなければいけないというのは、令和9年10月1日は屋久島町が誕生して20年となることから、記念事業の実施を考えております。現在においては、実施時期、規模、内容につきまして、お答えできるところまで精査できておりませんが、体制を整え、町民の皆様の喜び合うことができる事業を実施していきたいというふうに考えています。

○4番（中馬慎一郎君）

そうですね。平成17年（2005年）に合併したから、あと4年で20周年ということでぜひやっていただければと思います。ほかにも屋久島町、すいません、平成19年ですね、失礼しました。平成19年（2007年）に合併となっておりますので、ぜひやっていただければと思います。

それ以外にも、例えば2005年の平成17年の11月にラムサール条約というのも制定されました。これもあと2年後には2025年には20周年を迎えます。こういったのも、これをしたから何だというのものもあるかもしれませんが、こういったことをきっかけにまた島民や島外の方にも、屋久島がなぜラムサール条約になったのかとか、なぜこの地域がこれを保全して、これからも利活用したり、保護したりしなければいけないのかと振り返る、やっぱり一つの節目というのは非常に大事だと思っていますので、まだほかにも色々あるかもしれませんが、記念行事というのもそういったしっかり役目がありますので、その都度その都度考えていただければなと思っています。町長、何かございますか。

○町長（荒木耕治君）

常日頃、屋久島はユネスコ傘下の島だというふうに申し上げております。その中で世界自然遺産の30周年、20周年という、それだけを祝意をやってきたというのがありますけれども、今議員がおっしゃるように、ラムサール条約登録湿地も20年を迎え、そういう節目にはそういうこともやりたいし、そしてエコパークにしても新たに拡張申請をしてから、そういう節目の年を迎えるような時期であればそういうこともやらなければいけないというふうに思っております。ラムサールに関していうと、やっぱり環境省とか、あるいは地元の永田集落の方とか、そういうところで協議をしながら、何か記念事業を実施する方向で考えていきたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

よろしくお願いします。すみません、ここで1番目に質問した移住対策で一つ言い忘

れたことがあるんですけども、言っているんですか。ホームページなどで、よくほかの市町村を見ると、やっぱり移住対策をしっかりとこれから強化していこうというか、島の大きな方針としてやっていきますというところは、やっぱりホームページで1番目に最初に出てくるんですよ。屋久島町というのは「移住者の方へ」というところが「観光の方へ」というところの中に隠れているというか、前面に出てこないんですよ。移住したいという方が「観光の方へ」というページを開くかという、私はあんまり多分そこは押さないのかなと思っています。ですから移住政策、もし大きな政策の一つとして考えるのであれば、やっぱり移住政策は移住政策でしっかりホームページのトップページに持ってきて、しっかりアピールしてほしいと思っています。その中で先程言ったように、やっぱり今まで移住してきた方の声、これもいい声もあれば悪い声もありますけど、悪い声もどんどん載せてほしいと思うんですよ。それを分かった上で来ていただける方というのは、やっぱり屋久島を少し理解して、いいことばかりじゃないよというの理解して来てくれるわけなので、悪いことを載せるというのはちょっと後ろめたい気持ちもあるかもしれませんが、移住者のこういう苦労話とか、理解できないところも十分に載せた上でしっかり移住対策をしていただければと思います。ホームページの件は、なかなかすぐにはいかないかもしれませんが、また検討していただければと思います。町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

移住政策も色んなやり方があって、この間、ちょっとしたことから子供の今留学のことで住宅が不足をしているということで色々話をしました。ですから、先程も少し言いましたけれども、今住宅の問題、建設課とそういう住宅の問題、色々、条例等で縛りが多過ぎるんで、これを色々縛りを解いて、そういうものをなぜそういう親子留学に町営住宅を提供できないかということです。何でそんなことを私も言い出したか、考え出したかというのは、隣の南種子がすごく留学が多いんですよ。あそこはもう半分以上は申し込んでも入れないというぐらい応募者も多いですよ。住宅も民間とやって非常にいい住宅も造っているんですよ。だからそういうのが前例的にありまして、そしてまた、そこはその家族が残るんですよ。留学が済んだ後に。ですからそういう移住定住というのか、そういうものも、屋久島は一つは昔からといいますか、教育の島みたいなことも言われておりまして、屋久島のこのフィールドを使って子供たちを育てたいということもあると思いますので、そういうホームページの件も含めて、色んな形で移住定住のことはやっていきたいと。

それと、やっと光の整備がきちんできましたので、これをいち早くやらなければという、財政面もあってなかなかできませんでしたけど、これをできたことによって、あるいは2拠点居住みたいな住宅も今ありますんで、そういうこと。あるところで言った

ら、ちょっと名の売れた芸能人が来てそこに住所を移す、2拠点居住にすると、それで人気が出て、その人たちが来るときに結構人が来たり、色んな相乗効果で色んな効果も出ているという話も聞いたことがありますので、そういうことを色々含めて、これからも移住政策には力を入れてやっていきたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

移住政策、課を越えて色々やらなきゃいけないところも出てくると思いますので、親子留学、みらい留学、色々ありますけど、また島の移住政策に力を入れてほしいと思います。

今日はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、渡邊浩君に発言を許可します。

○1番（渡邊 浩君）

皆さん、お疲れさまです。1番、渡邊浩でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、町政への一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、2点でございます。入会資源総合活用促進対策事業についてと2つ目、屋久島ぼんかん導入100周年事業についてでございますが、まず質問の前に、私ごとではございますが、10月29日の屋久島町議会議員補欠選挙におきまして5,238票の真心を頂き、当選させていただくことができました。感謝申し上げます。

私は平内の区長を5年5か月しておりましたが、この頃から屋久島の将来について10年後、20年後、50年後はどうあるべきかというのをいつも考えておりました。日本全国やっぱり少子化、地域人がいない、伝統行事等も継承できないともろもろな問題がございますので、そういったものをどうやってやっていこうかということで常に考えておりました。そこで私は今回、皆様にお話をする中で、屋久島の未来を共に築く、皆様で考えて将来のある屋久島を築いていこうと。さらには屋久島に既に住んでいらっしゃる方々と屋久島に新しく入ってこられる方々が共に共存し合える社会づくりの実現を目指していこうと考えております。屋久島に住む誰もが、楽しく、安全に、健康に暮らしていける社会づくりの実現を築いていくと常に考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、まず1番目の入会資源総合活用対策促進事業についてお話をさせていただきますが、まず質問の前に訂正をさせていただきます。私は、今回多くの方々とお話をさせていただく中で入会林野整備事業という事業名でたくさんの方にお話をしてきましたが、これは正式な名称ではなく、正式にはお手元の資料にございますとおり、入会資源総合活用促進対策事業という名称です。鹿児島県が市町村に権限を委譲されたときに市町村が独自に使える名称で、たまたま私が南九州市のホームページを見て入会林野整備事業という名前を知って使っておりました。正しくは入会資源総合活用促進対策事業でございます。

本題に入ります。昭和62年から鹿児島県の事業で入会資源総合活用促進対策事業がございしますが、ごめんなさい、旧屋久町時代、約30年ぐらい前にこの事業を実施しておりますが、この事業の経過と事業の効果を伺います。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊浩議員の御質問にお答えします。

昭和41年に施行された入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき、入会林野等である土地の農林業上の利用を増進して、農林業経営の健全な発展に役立たせることを目的に、その土地に古くから存在する複雑な権利関係を近代的な権利関係に改める入会林野整備計画の認可に基づく県の委嘱登記による入会林野整備が行われてきました。

旧屋久町においては、当時の県、入会林野等高度利用促進事業を活用して、昭和54年度に初めて船行地区で入会林野整備計画の認可が行われ、その後、平成12年度までの間に小島、尾之間、麦生、栗生、平内、中間、原、湯泊、安房の合計10地区で計画が認可されております。

事業の効果についてであります。入会林野とは、一定の地域の住民が集団的に利用し管理する山林原野のことをいい、この入会林野から使用収益する権利を入会権といいます。入会権は、一定の地域に住む者が持つ権利で、離村することで失権をされます。また、1世帯1権利であり、相続がされず、他人に譲ることができず、登記ができない権利もあります。この複雑な権利である入会権を消滅させ、所有権等の近代的な権利に切り替える入会林野整備を行ったことにより、農林業上の土地の利用増進が図られたと考えております。

○1番（渡邊 浩君）

町長、御回答ありがとうございます。私は、議員に当選した後、この入会のことについてどうしても詳しくお話が聞きたく、県庁の環境林務部経営課に赴き、お話を聞いて

まいりました。これは今のところ、鹿児島県内で16の市町村が権限が委譲されていると。委譲されていることによりメリット、デメリットも聞いてきました。メリットとしては、それぞれの地区が県と直接やり取りはスピーディーに事業が進むだろうと。デメリットとしては、市町村がやはり人的配置、人を大分配置しないといけないということで聞いておりました。この件にしては、最後になりますが、もし町長、ほかの集落、屋久島集落区長さんやら地元住民からこの事業をぜひやっていただきたいというような声がありましたら、前向きに検討していただけるかどうか伺います。

○町長（荒木耕治君）

入会林野の整備については、さきに述べましたように、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき実施をされますが、法の性格として促進法ではなく、入会集団の自主的意思を基調とした助長法であります。したがって、本事業につきましては、入会権者等で組織される入会集団の自主的意思に基づく申出があった場合に実施されるべきであると認識をしているところでありますので、現段階では町としましては実施する予定はありません。

○1番（渡邊 浩君）

ありがとうございます。この件はこれで終わりたいと思います。

次、通告に従い、2番目、屋久島ぼんかん導入100周年事業について。

来年、屋久島に台湾からぼんかんの苗木が導入されて100周年を迎えますが、屋久島のかんきつの基礎を築いた黒葛原兼成翁の功績はすばらしいものです。町として、いつ頃、どのような規模内容で実施をするのか伺います。

○町長（荒木耕治君）

来年は屋久島にぼんかんが導入をされて100年という節目の年を迎えます。屋久島の農業を支えてきたぼんかんは、現在でも屋久島の農業の主要な品目として確立されております。ひとえに黒葛原兼成翁の不撓不屈の精神によって、現在の屋久島の農業の形を作られた功績はすばらしいものであると高く評価しております。

今回の100周年に当たっては、黒葛原兼成翁の遺徳を忍び、100年続いてきたぼんかんの歴史を振り返るような催しを行いたいと考えております。

具体的な内容につきましては、今後、実行委員会を設け、話し合いを行ってまいりますが、今後の屋久島ぼんかんの振興につながるよう、有識者の講演を中心にプログラムが組めないかと考えております。

開催時期につきましては、11月頃に開催できないかと思っておりますが、開催場所や具体的な内容につきましては、実行委員会で決定をしていきたいというふうに思っております。

○1番（渡邊 浩君）

町長、御回答ありがとうございます。私も平内区長をやっております、この事業に関しましては毎年必ず1回は開催しております。5年ごとの節目ごとに町が主催でしております。5年前は私、平内区長でありましたから、この実行委員会の会長として携わりました。その前の90周年のときも平内地区の役員として携わっております。90周年のときから私はもう100周年事業のことしか考えておりません。100周年、105も110もないんです。ほかのイベントは30周年、40周年あろうかと思いますが、これに関しては今回が節目で終わりということでもありますので、今までは町から予算がありましたが、今後、金額としまして、町もしくは鹿児島県からの助成金もあるのか伺います。

○町長（荒木耕治君）

そういうものはないと思いますけれども、今の議員の思いは100年で終わりみたいなことじゃなくて、これを機にまた次の100年を目指すというそういう考え方もあろうかと思います。議員の思いはよく分かりますけれども、先程も言いましたけれども、実行委員会をつくりましてその中で色々内容や期日、それから今後どうやっていくかということは議論をしていきたいというふうに思っております。

○1番（渡邊 浩君）

今年も11月の16日に99周年のぼんかん祭がありました。そこで来賓で副町長の言葉がありました、私、これ大変感動しまして、屋久島にぼんかんがなかったら私は屋久島にいなかったかもしれない。私も同じです。一度屋久島を離れて、それからやはり父の育てたぼんかんを守らないといけないという思いから帰ってきました。黒葛原兼成翁が台湾からぼんかんの苗木を持ってくるときに、屋久島の農業の発展振興にという強い思いから、その当時やっぱり食糧難の時代ですから結構冷笑されたそうです。私も父親から、父親の祖父が黒葛原兼成翁からぼんかんの苗木をもらって育てたことはよく聞かされておりました。こういうところに唐芋を植えるもんだよ、ただやっぱり10年後、20年後を考えたらぼんかん植えなさいということで屋久島の農家を説得し、今日の屋久島がぼんかんの名が広がったということで、大変功績のあるものだと思っております。屋久島の農業は、屋久島はぼんかんによって支えられたと思っております。

そこで、町長、先程実行委員会があって決めるということでしたけど、実行委員のメンバーも私も平内区長でしたから大体もう分かっておりますが、ぜひこの前の世界自然遺産30周年記念ではライブ配信とか、トークセッション等もありましたので、先のことを考えたら、町長が一丁目一番地と言われております屋久島空港のジェット化、10年後、15年後にもし空港ができましたら、やはりみんなで台湾のぼんかん農家を視察に行ったり、逆に台湾農家とも今回事前にお話をして、台湾農家の動画も撮ってこのイベントで紹介するなり、今までにないような内容でぜひ実行委員会の皆様は検討していただければと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩いたします。14時10分から再開します。14時10分です。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5 番、眞邊真紀君に発言を許可します。

○5 番（眞邊真紀君）

こんにちは。議席番号5 番、眞邊真紀です。早速発言させていただきます。

11月29日午後14時過ぎに横田基地所属の米軍C V 22オスプレイが屋久島沖に墜落するという事故が起きました。この事故でお亡くなりになった8名の隊員の方が安らかな眠りにつきますよう心よりお祈り申し上げます。この事故が発生したのは、屋久島の漁業者がシマアジ漁をしている漁場から近い場所で、屋久島から東側約1 km付近で、陸からも複数の町民が目撃していました。一步違えば屋久島町民も巻き込まれていた可能性があります。この事故が、亡くなった隊員8名の遺族に深い悲しみと屋久島町民始め、多くの国民に多大なる不安を与えていることは言うまでもありません。屋久島町は自衛隊基地も米軍基地もない自治体です。現在、屋久島から40kmしか離れていない西之表市の馬毛島で、米軍のF C L P、陸上空母離着陸訓練を行うための基地整備工事が行われています。基地工事が完了したら数年後には、おのずと屋久島の近くにも軍用機が飛行することになるので、騒音はもとより事故の懸念もあり、そのことを不安に思う町民も既にたくさん存在します。今回の事故は、そんな不安をさらに増幅させた結果となってしまいました。今後向き合わなければならない事柄に対し、重ねて大きな課題を与えられたのだと私は認識しています。

さて、屋久島町として、この事故が発生してからの対応はいかがだったか、今後求められることも含めて、町に問いたいと思います。

米軍機オスプレイ墜落に関連する屋久島町の対策は。

1 番目に、屋久島町長として、この事故について町民への説明と、広く世界に向けての声明を出すべきではないか。

御回答よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

事故及び搜索内容の情報については、九州防衛局、第十管区海上保安部が統制して発表しているところです。米軍による事故であり、海上や空での搜索活動が主であることから、当然のことです。また、町からは防災無線及びホームページで搜索活動に対する協力依頼を呼びかけております。

また、世界に向けての声明は、政府において直ちに行っていることから、改めて発信する予定はございません。

○5番（眞邊真紀君）

そもそも屋久島町役場にオスプレイの墜落に関する情報が入ったのはいつですか。そしてどこからですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

事故の第一報につきましては、住民の方から第一報があり、続きざまに2件の住民の方からの通報がありました。

○5番（眞邊真紀君）

相当な方の住民が、海からそして陸からもものすごい音を聞いて、これはヘリか飛行機が落ちたんじゃないかというふうに音を聞いたり、実際目視されたようなので、当然、役場にもその旨通報があったんだと思います。それは何が墜落したのか、何が事故が起きたのかというのは明確ではなかったと思うんですね、その通報によっては。明確にオスプレイが墜落したということが、情報が入ったのはいつですか。そしてどこからですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

通報を受けて総務課のほうで2名、現場のほうに参りました。そこで近隣の住民の方から状況を聞いた中では、オスプレイが墜落したということを確認しました。その後、空港のほうに情報連絡調整所を設けましたので、そこに自衛隊であるとか、海上保安庁の方々が集まってきておりますので、正式に聞いたのは、集まってきて確認ができたのはその日の夕方になります。

○5番（眞邊真紀君）

では正式に防衛省からとか防衛局からとかという通知や連絡ではなくて、集まってきていた方から聞いたということよろしいんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

事故を受けて連絡調整所も設けたということで、その時点が我々が確実にオスプレイの事故であったということを確認した時間だということです。

○5番（眞邊真紀君）

先程町長の御答弁で、ホームページで皆さんにお知らせをしているということをおっ

しゃっていましたけど、このホームページで告知を始めたのはいつになりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

具体的には日にちはちょっと確認をしておりますが、12月の2週、先週のことだと思います。

○5番（眞邊真紀君）

事故は11月29日の15時前に起きていて、夕方までにはオスプレイの墜落であったということが報道も通じて、地元の情報も通じて既に分かっていたわけです。そして地元住民は、このオスプレイの墜落について、LINEで情報交換したり、電話で交換したり、島外に住む方がニュースを見て驚いて大丈夫かという安否確認で連絡をしてきたというので知ったり、町からの情報ではなくて、全て報道か知り合いから情報を受けているんですね。当然大きな事故ですから、情報が錯綜して、皆さん混乱状態にあったと思うんですけれども、実際町がホームページで、細かい情報ではないですが、29日のオスプレイが墜落して、海の漂着物等に触らないでくださいという注意喚起をしたのは12月6日のことです。これは12月29日の事故を受けて、12月6日に皆さんに告知をするというのは随分遅いというふうに思うんですが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

その件については、私も遅いというふうに思っておりますが、遅くなったと言って、言い訳みたいになりますけれども、防衛省、自衛隊、その29日に一遍に夕方入ってこられ、私も5時前に現場、空港に現場対策本部みたいなものを設置をつくっていましたから、そこへ行ったときに色々来て、要するに人命救助、落ちた人命救助をやるというそっちのほうに主眼があった。私どももそれは告知をしなければいけないというのもありますけれども、どうやって捜索の体制を取るのかとか、そういう協議をそこではして、私どもも直接その協議に入るわけじゃなくて、防衛省、米軍、十管、そういうところが話をしている中で、私どもはそれに対する後方支援みたいなことを、人命救助が第一だということでやっていて、告知が遅くなったことは、私も町民に対する遅くなったのはそういうふうに思っておりますので、それはもう少し早く注意喚起はやるべきだったというふうには今思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

先程、事故発生を12月29日と言いましたので、訂正してください。

○5番（眞邊真紀君）

すいません。事故発生、ごめんなさい、12月29日と私は発言したようなんですが、11月29日午後3時前の間違いです。申し訳ありません。すみません。

町民の方が随分、町からの告知が何もないということはかなり言われていたんですね。役場にも恐らくそのような連絡が入っているんじゃないかなと思うんですが、入ってい

なかったですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

私も29日以降、対策本部におりましたので、直接は聞いておりませんが、そこまでの苦情といいますか、は聞いていないところです。

○5番（眞邊真紀君）

先程町長がおっしゃったように、人命救助がまず第一ですから、それは尽力してもちろん当然だと思うんですね。だけどやっぱり町民のケアというのも当然大事で、その事故が物すごい、見た方も聞いた方も衝撃を受けているわけですよ。町がどういう対応を取っているのかという事実を知らされないまま数日過ごすことになってしまったんですね。そして今回、民間人を救助要請するという、恐らく前代未聞なんじゃないかなということが対策が取られたと思うんです。漁業者に船を出して救命救助をお願いするという。漁業者もですけど、結局、漁協に入っていない方も船で釣りをされたりする方いらっしゃると思いますよね。その方たちに海に漂流しているものを触ったらいけないとか、漁業者も含めて本当は注意喚起をする立場にあったと思うんですね。分からずに触ったり持っていたりする人いると思うので。人命を救うという、探したりするのも物すごく大事ですし、町の立場としては、町民の生命と財産、守る責務がありますから、やっぱり町民のほうをしっかりと向いて、対策本部にも町民を守るためには一体どうしたらいいんだろうということを相談するべきだったんだろうと思うんですよ。きちんと協力はするけれども町民を守ってくれと、そういうような働きかけも同時に必要だったんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

事故が起きました。漁師の人たちはシマアジ釣りをその近くでやっていたわけですよ。ですから漁師の意識としまして、やっぱり事故に遭ったら、自分たちも海の事故があったらすぐ駆けつけるというのは、これは本能的に彼らはそういうものを持っていますから、オスプレイが落ちた、そうしたらやっぱり救助しなければ。それはどこから言われるわけでもなくて、漁師が自ら行って、そこで救助活動をやっている、それはどこからも多分私は指示が出たわけじゃないと思います。ですから素手でそういうこともあったかもしれない。その後そういうことがあって、素手でそういうものを拾得しちゃいかんとか、そういうことは多分出た。ちょっと詳細については総務課長に。私はそういう感じで、初動はどこから言われたわけではなくて、彼らは本能的にやっぱり救おうという気持ちが働いてそこに行ったんだろうというふうに思っております。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

海難捜索をする際に、屋久島町にも海難救済会という組織があります。海上保安庁からの依頼を受けて、救助・捜索活動をするということで、今回につきましても、海上保

安庁からの2日目、30日につきましては依頼で10隻出ています。その中で海上保安庁としても、町としても、漁師の皆さん方に漂流物の回収はするなというようなちょっとうことができていませんでしたので、そこについては海上保安庁も反省すべき点だということと認めているところでございます。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。その漂流物については後ほども触れますので。屋久島町からの声明を出すお考えはないというふうに御答弁されておりましたが、各、主に基地に関する自治体や市町村や県の知事などは、コメントや声明という形で、御自身の自治体の立場から様々発言されています。近く西之表市、今度FCLPの基地ができる西之表市の市長は、「衝撃は極めて大きく、島民に不安が広がっており誠に遺憾。国や米軍には速やかに事故原因の究明、正確な概要の公表などをするのはもちろん、二度と事故が起きないように対応を強く求める」。沖縄県の玉城知事も、ここは米軍基地のある県なので速やかに色々なコメントを出されていました。鹿児島県知事、塩田知事も「原因究明の徹底及び再発防止に万全を期すこと、地元にて丁寧な情報提供を行うこと、事故の原因が究明され再発防止策が講じられるまではオスプレイの飛行を停止すること」。もろもろ山口県知事、岩国市の市長、今度オスプレイの配備が予定されている佐賀県知事。それぞれの自治体の立場で皆さん、コメント、声明を出されているんですね。今回、屋久島町の荒木町長として、やはり声明なりコメントなりきちんと出していただきたいと思いますのは、やっぱり被害に遭った地元ならではの発言ができると思うからなんです。本当にややもすると、里地にオスプレイが落ちていた可能性が非常に高いんですよ。1km先となると、オスプレイの飛行速度というのは300km/hから450km/hとされていますから、本当に数秒の差だったんですよ。海に落ちるか、里に落ちてくるか。馬毛島の基地が今後できて、軍用機がもっと飛ぶ、盛んに飛ぶだろうというふうに予測されている中で、もっとその心配が高まってくることがすぐ近い将来、起きてきます。当事者の気持ちというのは、第三者、遠くから見ての人が想像したり、どうだろうかと頭で考えられることでは私はないと思っているんですよ。ある程度の想像はできますけど、やっぱり当事者ならではの発言というものがあって、やっぱり町民を代表して、危ない事故の可能性のある飛行機を飛ばさないでくれ。再発防止策、事故の原因究明をこれしっかり講じるまでは再開しないほしい。危ない飛行機に米軍の兵士も乗せないほしい。目の前でお亡くなりになっている方を見ている方を見ているから、やっぱり屋久島町民は。そういう視点からやっぱり屋久島町の町長として、きちんと発表してほしいんですよ。今もう既に離れられているメディアの方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、たくさんの方がずっと入っていらっしゃいましたよね。だから屋久島町の町長として、メディア発表しますというふうにもうちょっと早い段階でできたら世界に報じられたと思うんで

す。なので今からでも遅くないので、やはりきちんとした正式なコメント、声明は、町の立場として、屋久島町として、当事者として発信していただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今色々言われましたけど、当事者としてなぜ発信をしないのか。当事者は当事者ゆえに、私は人命救助が第一だとコメントにも出しました。ですから私は当事者として、今その現場で一緒になって救命活動をやっている。その中で一方でみんな、十管も米軍も自衛隊もみんな一緒になって救命活動をやっている中でそういう声明を出すことはちょっと控えようと思っていたわけです。それは知事にしても、国にしても、佐賀県にしても、みんなが。ですから私は出さないとは言っていないです。しかるべき時期にはきちんと、私どももそういう事故を目の当たりにしているわけですから、そういう形ではしかるべき時期にきちんと現地としてのコメントはやっぱり出そうというふうには思っております。

○5番（眞邊真紀君）

今、米軍は飛行停止を決めて、全部全軍オスプレイの飛行を停止をしていますからあれですけど、どういうふうに動きが変わってくるか分かりませんし、残念ながらお一人まだ見つかっておりませんから、必死で探されているところですので、そこは十分協力するとして、ただ、まだ漂着・漂流物というのはある可能性があるのも、やっぱり住民の方への周知、これは徹底して図っていただきたいと思います。

そして町の情報として出すのに、防災放送で1回、2回ですかね、放送が。私たまたま聞いていなかったんですが、あったと聞いていて、それは情報を追いかけるのに、ホームページで12月6日に確認したら、11月29日にオスプレイが墜落したと、あとは漂着物等を見かけたら警察や役場やもろもろ関係機関に報告するように、通報するようにというふうに書いてありました。その情報は非常にありがたいんですけど、12月16日に公表されたものが、たしか9日にまた、公民館の使用状況が変わっていましたから差し替えがあって、11日、昨日またホームページの更新がありました。オスプレイ関係の。その前の情報を遡って見ようと思っても消えていないんですが、重ねて時系列で表す必要があると思うんですけど、この辺はホームページで皆さんに情報をお知らせする対策として、どんなふうに考えられてされたんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ホームページに掲載する場合には、重要なことといいますか、大体上書きをしています。といいますのは、今現在最新の情報を表に出すことによって、過去にまだ継続するものであればそれも併せて載せますが、そのまま載せていくということは、今のところやっていないです。

○議長（石田尾茂樹君）

すいません、先程12月16日とおっしゃいましたけど。訂正してください。

○5番（眞邊真紀君）

度々すみません。ホームページで最初に告知したのが、12月16日と私が発言したようですが、12月6日の間違いです。12月6日、12月9日、12月11日の情報が載っているという内容の質問でした。

新しい情報を更新していくということで、今、屋久島町のやり方として分かりましたけれども、ぜひ参考にさせていただきたい自治体のホームページがありまして、これはやはり米軍機の事故の関係だったり、騒音の関係だったり、日々向き合っている自治体のものを参考にさせていただくと非常に分かりやすいかと思うんですけど、まずは思い浮かぶのは沖縄ですね。横田基地から今回のオスプレイは飛んできたということで、横田基地の周辺の自治体のホームページを探ると、羽村市が一番分かりやすかったです。横田基地周辺の羽村市。武蔵村山市、ここは11月29日、事故当日から情報を出しています。横田基地から飛んでいたオスプレイがレーダーから消えたと、そういう情報が入った。ここはそもそも防衛省との情報のつながりもすごく深いと思うので、がゆえに屋久島町より早く正式に情報が入っていたんだろうなと思うんですけど、こういう事故が起きたとき、やっぱりふだんからそういう作業をしているような自治体を目がけて情報を探るといっても非常に大事だと思うんですね。なので羽村市と武蔵村山市のホームページでオスプレイ事故に関連する情報を細かく出していますので、頻繁に更新もしています。上書きもせずに情報を時系列で出していますので、見ていただけると非常によいのかなと思います。

11月29日から時系列で何がどう起きてきたのかというのは、今まだ12月、今日は12日ですので、リアルタイムとも言える、まだつい最近起こった事故ですので、かなり前の情報がずっと残っているわけではなく、やっぱり陸上自衛隊の方がいつからいつまでいらっしやったのか、米軍の方がいつからいつまでいらっしやったのか、対策本部がどういうふうに推移しているのか、その辺の事実は公表されたほうがいいんじゃないかなと思います。ホームページに関して、何かどこかの情報見られましたか。

○町長（荒木耕治君）

今、横田から飛んだって議員言いましたけど、あれ横田基地所属で、飛んだのは岩国から嘉手納に3機飛んだというのが正確な情報だと思います。

ホームページの件に関しては、総務課長に。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

この記事を作成するに当たって、参考にしたホームページはございません。

○5番（眞邊真紀君）

度々すみません。横田基地ではなくて岩国から嘉手納基地へ向けてのオスプレイでした。

屋久島町の情報の出し方がやっぱり、ふだんの定時放送とかがすごく手厚いと思うんですよ。なので、本当の防災情報としてきちんと町民の安心安全を守るような情報を優先して、日頃のスピーカーでの放送も、家の中での防災無線も生かしていただけたらなと思います。

重ねて、やっぱりホームページでの情報の出し方というのは、さっきも同僚議員が移住者の支援のことにに関して、非常に見にくいと。入り口が非常に重要なんですね。なので、この屋久島沖のオスプレイの墜落に関連して、屋久島町のホームページで情報を得ようとした方も、ほかの自治体でも恐らくいらっしゃると思うんですよ。ただ何も発信していないとなると物すごく不思議だなと思われてしまうので、即時にとは言いませんが、できることならやっぱり翌日とか翌々日とか、翌々日にはちょっと遅いかと思うんですけども、やっぱり町民の方の意見もきちんと聴いていただいて、十分皆さんに告知をしていただけたらなと思います。

2 番目に移ります。米軍と防衛局に対して今回の墜落の原因の開示を求めると同時に、今後同様のトラブルを起こさないための有効な対策が行われるまでオスプレイの全面飛行停止を求める、こちらはいかがですか。屋久島町として飛行停止を求めるということは考えませんでしたか。

○町長（荒木耕治君）

2 問目の前に、ホームページの件で、非常に後手に回ったというのはあります。というのは、情報が我々が知るより先に東京からマスコミが出て、それが回って逆にそこから私どもが情報を得るという。これは米軍が入っているから多分そうだったんだろうと思います。これ日本の事故であって日本人たちでやっているだけだったら、情報はすぐ出てくる、色んなことでもですけど。なかなか私どもも情報をもらえないということがたくさんありまして、それが外で東京でプレスを発表を米軍が勝手にやったりして、それが何人見つかったみたいなのを後で聞くみたいな話もあったりして、そこら辺が非常に、今議員が言われるように町民の皆さんが不審に思われた。言い訳がましくなりますけれども、そういう情報の出方があって、外のほうが先に色んなことをしていたというのも事実ありますので、そういうことがないように、知り得た範囲では今後そういうことは気をつけてやっていければというふうに思っております。

2 問目の本事故については、当然今後、事故調査が行われ、政府から原因と再発防止の発表がなされるものと考えております。現行は行方不明者の発見に全力を注いでいる状況ですので、直ちにその開示を求めるつもりはありません。

また、オスプレイの飛行に関しては、12月7日に米軍がオスプレイの全面飛行停止を

表明しましたので、改めて表明をする必要はないというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

先程、この2問目の回答を頂く前に町長に答えていただいたことに対して、細かい、何名今いらっしゃらないとかそういう情報ではなくて、町がどういう動きをしていますという情報が必要だったかなと思うんです。例えば陸上自衛隊を受け入れていますとか、米軍の方も来られていますというような町の受入れ体制に関してやはり告知しておくべきだったんじゃないかなと思うんですね。というのは、この屋久島の道ではなかなか大変な大型な車両が通ったりして、なおかつ米軍の方は左ハンドルで大きな車に乗られて、日本の道は当然慣れているんでしょうけど、追越し禁止を分かっているのかとか、色々な声が聴かれていたんです。危ない走行していますよって。なのでいきなり見かけるんじゃないくて、最初の情報として、自衛隊の方と米軍の方が救助のために来られていますという情報だけでも早く、それはもう事実なことなので隠すことでも何でもありませんし、情報を頂ければよかったんじゃないかなというふうに思っています。

そして2問目の質問、御答弁いただきましたけれども、墜落の原因の開示を求めるまでもないという、現段階ではというようなことで、恐らくそうおっしゃるだろうと思ったんですが、結局今、全機オスプレイ飛行停止していますけど、それが本当なのかなというふうに私自身も思って、それはいつまでなんだろうというふうに当然思いますよね。各メディアが報じていることを見ていると、その一端だけでも、「オスプレイに詳しい航空評論家の青木謙知氏によると」という記事を見かけました。

米軍にとってはなくてはならない機種ですし、実際に操縦したり乗ったりする隊員たちが納得できれば飛行再開できるタイミングになると思う。問題はそのときにどういう発表をするかが注目される。アメリカ海兵隊と空軍の機体があるし、日本は世界で唯一オスプレイを買っている国である。飛行再開できる、隊員たちがいいと言え、もしかすると再開する可能性もあるということをおっしゃっていますし、国防総省のよくテレビでも出られているシン副報道官は、慎重を期した措置である。この全面飛行停止というのはあくまでも慎重を期した措置であるということを強調し、空軍と海軍、海兵隊の各当局がそれぞれの機体の運用上の安全性を見直し、飛行再開のスケジュールを決めると語った。オスプレイについて汎用性があり、垂直飛行が可能で、スピードもあり、ほかの機体にはない機能を持っている。全軍にとって非常に有効だと強調している。

これは飛行停止を決めた後の発言です。なので、オスプレイというのはたくさん荷物も運べるし、人もいっぱい乗れるし、垂直で下りたりできるので、非常に軍にとっては有効な機体だというふうに以前から言われています。飛行停止は一時的にというふうに言われていますので、いつまた再開するか分からない。再開したらまた当然のことながら、岩国とか鹿屋とか、近くにオスプレイが下りられるような基地も、空港も屋久島空

港にだって降りられるわけですから、実際に。また可能性としては、もしかしたら飛行が再開すると同じように飛行する可能性があると思うんですね。なので、今飛行停止をしているから何も声を出さなくてはいいいではなくて、やはり屋久島町として飛行停止はぜひ継続していただきたいというような申入れはしておくべきだと思うんですよ。それは恐らく今回亡くなられた8名の方の御遺族も現場からも声を出してくれないかな、私がある立場だったら当然そう思います。なのでアメリカに対して、日本政府にもアメリカ軍に対してやはりそういう申入れをしていただきたいというようなことをきちんと表明していただきたいんですね。いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

さっきから言うように、それが今かということです。ですから私も出さないとは言っていないわけで、しかるべき時期にはちゃんと全面停止も含めて出したい。ですから、今あと1名の捜索をしているわけです。機体も上げなければいけません。そういう作業が済んだ時点といいますか、それは捜索も延々とやるわけじゃなくて、その1名が見つかる、見つからないを（ ）としてどこかで終結をするということになるでしょうから、そういうしかるべき時期が来たときにはきちんと申し上げたいというふうに今は言っているわけです。それが今かと言われると、私は今じゃないと言っているだけのことであります。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。お一人を探されていることと、その危ないものを飛行停止を継続してくださいということは、ちょっと分けて考えていただいてもいいのかなと思うんですけども、今は幸いにして飛行停止されている状態ですから、一刻も争うということではないので、ただできるだけ早く当事者として、それを見ていた町民もたくさんいらっしゃる町の町長として表明していただけたらなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

3番目の緊急の課題として、島民に対して今回の事故について可能な限り説明を行うとともに、漂着物を発見した場合はそれに触れず、役場、警察、海保へ通報することを防災無線等で周知するべきということに対して、これは先程までこのことについても話をしていきますので、島民に対して今回の事故について可能な限り説明を行うということに対して、今後何か、12月18日は防衛省が議会に対しても説明を頂けるということでしたよね。それは私たちが聞くことができるんですが、皆さんに全員に申し伝えることがとてもできないので、町民の方に説明いただいたことをやっぱりお伝えするべきだと思うんですけども、防衛省の方が説明に来られた後に町民の方に内容をお伝えするすべを何か考えられていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今回の全員協議会での説明につきましては、議長、副議長との面談の際に要請があったということで、そこには今の救助活動の状況の説明をしたいということで、防衛省は説明をする予定になっております。

町民の方に対してなんですけども、そこは全員協議会ですので、全員協議会の中で知り得たこと、得た情報というのは議会のほうで流していただいても構わないと思います。

○5番（眞邊真紀君）

議会のほうで流すというよりは、町がやっぱり持っている情報として、これまでの総括ではないですけど、今ホームページで書いてあるのはあくまでも11月29日にオスプレイが屋久島沖で墜落したという事実と、公民館、今はもう全て使用していないようなんですけれども、その情報だけなんですよね。そうじゃない総括した情報を載せるべきだなと思うんですが、その点いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ホームページのほうにリンクを貼っていると思うんですが、統合幕僚監部のホームページが検索の状況を更新しております。今、この現地対策本部で調整をしている情報というのは、検索区域、検索のやり方、協力体制というところでやっておりますので、今、現地対策本部にいらっしゃる方々については、そういう情報を基に説明をされるというふうに認識しております。

○5番（眞邊真紀君）

分かりました。確かにリンクが貼ってあるんですけど、あそこからのぞく人がどれぐらいいるのかなというので、もうちょっと入り口が分かりやすいといいのかなというような感想を持っています。かなり大きな事故で皆さんが心配されている事柄なので、町もこういうふうに情報を出していますよというのを全面に本当は出していただきたいんですけど、今後もまた提案を続けていきたいと思います。

この漂着物を発見した場合には、それに触れず役場、警察、海保へ通報することを防災無線で周知するというのは12月6日にさせていただきましたけれども、実際に事故翌日は漁業者に救助活動の要請があって、漁業者が素手で機体の残骸と思われるものを船で引き上げたりという事実があって、そちらが報道されて、実際には普通の航空機にも含まれているようなんですが、放射性物質がオスプレイにも含まれているという情報もあって、2016年12月にMV22オスプレイが沖縄県名護市の海岸で墜落した際には防護服を着込んだ米軍関係者が回収作業に当たったという話題も、琉球新報でしたか、載せられていて、こういうふうに防護服を着て回収するものを、情報を知らされていなかったがために素手で回収したということが起きてしまったわけです。その参加した漁師によると、作業に当たっての規制はなく、注意点の説明も特段なかったという。参加した漁師らは船に積載可能な大きさの漂流物を回収していった。第十管区海上保安本部は、漁師

らに機体の情報を伝えていないことについて、放射性物質などの危険性の情報は海保も米軍や防衛省からも聞いていない。要請は人命救助で機体回収まで要請していないと説明した、とされています。人命救助のために出してくれというふうに説明を受けたとは思うんですよね。なので、機体の回収をするのかしないのかというふうに、何も情報がないと当然浮いているものは取っていったほうがいいんだろうと誰しも考えると思うんですよ。なので、そういう情報が集約されておらず、せっかく救助に向かった漁師さんたちに、一歩間違えると危険な目に遭わせていたというようなことになっていますよね。この辺って、漁業者が救助の作業に向かう、要請されているというのは、町は把握されていたんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

先程申しましたように、海上保安庁からの海難救済会の出動ということで要請はしているというふうに認識しております。ただ、12月の4日の日に漁協の組合員、合わせて意見交換を行いました。その際にも、今後、網にかかった瓦礫、残骸についてどうするのかという質問がありまして、そこについては、なるべく素手では触らずに手袋を通してくださいという説明はしながら、大きなものについては座標と発見場所を教えていただければ、そこに放置して持ってくる必要はないということも話はしたところです。

防衛省の見解といたしまして、機体の一部につきましては複合物であるということで、カーボン繊維、ガラス繊維が含まれていると。ぬれた状態であればほぼ影響はないですが、乾いて、切断をしたりするとガラス繊維が飛散をして体に付着するというので、米軍側はその取扱いについては防護服を着用しているということは聞いております。

○5番（眞邊真紀君）

ある特定の条件が加わると危険なものに変わるという物質で、普通、民間の航空機が落ちたとしても、米軍機が落ちたとしても、民間人がその残骸の回収をするということはずまいと思うんですよ。絶対ないと思うんです。なので、そういうことをいち早い救助をしなければいけない、船も出してもらわないといけないという中で、やっぱり注意点だけはしっかり押さえてやるべきだったんじゃないかなと。今後の大きな課題ですよ。既に執り行われたことに関してどうこう言うつもりもありませんけれども、やっぱりやらなきゃいけないのは、人命救助と一緒に町民の命を守ることだと思うんですね。だからそれを機に健康を害してしまったら、それはまた本末転倒になってしまいますので、そこはしっかり今回のことを踏まえてやっていただきたいなと思います。本当慣れない関係機関の方が来られて、その対応に追われて大変だったと思うんですよ。なんですけど、その背景には必ずたくさんの屋久島町民がいるということを忘れないでいただきたいなというふうに思っています。

4つ目の質問なんですが、漁船等の民間船舶は、海洋において、漂着者の救助・救命

のみとし、漂流物については関係機関へ通報するものとする。これも繰り返しになりますのであれなんですけど、繰り返して言っていますように、今後の課題ですよね。こういうことが起きたときに、触らない、まず通報しましょうということをルール化していただいたらいいのかなと思うんですが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

いかんせん飛行機の墜落事故というのは、私もずっと生きている間初めての経験ですから、ああいう事故、悲惨な事故を経験した人もいないだろうと思います。ですから、確かに指揮命令系統がきちんとできていなかったというのは、私が外から見ていてですよ、私は何でそう思うかという、9年前に口永良部島が噴火して全島避難をした経験があります。やはりそのときは内閣府がいち早く来て、内閣府がきちんと色んな関係機関とも連絡を取ってやっていた。ですから、こんな事故が起きて、それは十管が、熊毛エリアは事故があると十管のエリアでそこがやらなきゃいけないという、事故の救命とか色んなのはやらなければいけないというのがあるみたい。どこの国の飛行機が落ちてもそういうことだというふうに聞いているんです。ですからそこら辺でそういう細かい指示が出ていなかったというのは今回の大きな反省点だと私も思っておりますから、今後そういうことがないように、漁師の人たちも人体に害があると思って行くわけじゃないですけど、当然ないものだと思って、そういう善意がそういう形にならない。今回は幸いにして今そういうことはないですけども、そういうものを教訓にして、これからもしっかりやったりやっていかなければいけないというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

よろしくお願いします。

6番目、事故が多いため欠陥機と言われている軍用機の飛行及び運用は停止されるべきであり、民間人の居住地域及び居住地付近への飛来は禁止することを屋久島町として関係機関に要請する。こちらにも飛行停止に近いものがありますけれども、危ない軍用機の飛行運用は停止されるべきであり、民間人の居住地域及び居住地付近への飛来は禁止すること。さっきの飛行停止に付随するような要請になると思いますが、こちらにも直ちにとすることは難しいかもしれませんが、併せて必要な要請、要望だろうというふうに考えておりますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今回の事故で悲しい思いや恐怖を感じた人はたくさんおられると思います。それを踏まえて飛行については配慮するように防衛局に伝えたいと思います。今までも正式発表、マスコミに言わないですけど、防衛局にはきちんと原因究明とか、飛行停止とか、そういうことは私は口頭で申し上げて、そういうことは防衛省にも伝わっているというふうに思います。事故の明くる日に松本という政務官がいらっしゃいました。そのときも、

マスコミが入って頭撮りが終わった後にはそういうことも申し上げて、飛行も原因が分かるまでは飛ばないでほしいという。全面飛行停止の前ですけれども、そういうことは防衛省を通じて申し上げておりますので、このことに関してもそういうことでやりたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

今初めてお伺いしたんですけれども、11月30日に松本防衛政務官が来庁したとき、町長と面会した様子が報じられていました、テレビで。荒木町長はそのときコメントとしてはテレビに出ていたのは、搜索をスムーズにできるように精いっぱい協力させていただくということを述べられたと。それはすごく大事なことなんですけど、やはり今おっしゃったようなこと、安全が確認されるまでは飛行を停止してほしいとか、そういうことを口頭で申し入れたということは、やはりメディアの方が来られていたのであればコメントとして渡していただいて報じていただくということが必要だったんだろうと思うんですね。そこは一番重要なことで、私たち町民もテレビを見て、荒木町長が政務官にそういうことを言われてたという事実があったら、ああよかったなと思うんですよ。なのでそこは十分に、世の中に何を指し示せばいいのかということを十分やっていただきたいなと思います。人命救助とともに、やっぱり荒木町長としては屋久島町民を全力で守らなければいけない立場にあるので、そこは頭撮りの後にではなくて、きちんと世の中に指し示す必要があると思います。だから今後の課題としてよろしくお願いします。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

メディアの使い方が不慣れなものですから、そういうことに頭で撮ったときに、その後みんなぶら下がり政務官を追っかけて行って、政務官が一言も話さなかったんですよ、そのぶら下がりのとき。ですから、そのときに私がいらんことを言うたというのも一つは思いもありましたけれども、今後はそういうことで自分の思いというのはそういう場面ではっきり申し上げていかなければいけないんだなというふうには今思いましたので、今後こういうことがないことを願いますけれども、あったらそういう経験を踏まえながらきっちりやっていきたいと。

○5番（眞邊真紀君）

ぜひよろしくお願いします。荒木町長がそれを言ってくださらないと、この約1万2,000人住んでいる住民、荒木町長以外の方が言っても何の意味もなさない話なんですよ。なのでぜひ、町民の最高責任者である荒木町長がそういったことも十分やっていただきたいなと思います。

あと残り時間少ないですけど、最後に、今回の救助活動に際して、陸上自衛隊の方、米軍の方が、自衛隊の車を利用して、屋久島町も島内もかなりの台数走られていました。

自衛隊車両に関しては、災害派遣という表示をつけて町内の道路を走行していたんですが、この災害派遣って、オスプレイのこと自体に何かあったのというふうに何人かから聞かれたんですね。なのでこれに関してもやはり皆さんに誤解のないように、オスプレイの墜落の関係で自衛隊の方がそういう名目で車両で島に入られていると。ここは自衛隊基地も米軍基地もないところですので、何か特別な災害がなかったんだということを区別して認識していただくために、皆さんに示す必要があると思います。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおりだと思います。この件に関してはですね。陸海空合わせて100名ぐらいの自衛隊員が入っていたわけです。そこで何にも大きなトラブルが、大きなのはないですけど、細かいトラブルというのはあったんだろうと私は想像はします。役場に言ってくるほどのものじゃなくても、色んなそういうことは。ですからそういうことはやっぱり周知をして、こういう件で今自衛隊が何名ぐらい入っていますよということは、これからはお知らせをちゃんとしていかなければいけないというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

では、すみません、重複する質問も幾つかあって、時間たっぷり使ってしまいましたけれども、本当に町民の皆さんがいまだに物すごく心配されている重大な事故だと思いますし、アメリカの報道でも亡くなった隊員の方の御遺族が色々なコメントを出されたりとかして、やっぱりこちらで事故を見た人も衝撃ですし、御遺族としてもすごく残念な気持ちで過ごされているというのも報道を通じて知っています。なので、繰り返しになりますが、荒木町長からの発信もきちんとメディアの方を利用するというか、協力していただくことでアメリカでもその発言が聞かれたりというのは、今ユーチューブとかでもニュースも流れますので、翻訳もできますし、世界に向けて発信というのは何もそんなに難しい話ではなくて、ネットを通じて幾らでもできるんですね。なので、町民に向けてもそうですし、世界に向けてやはり屋久島町の荒木町長として、今回の事故に関しても、時間少したっても構いませんので、きちんと声を出していただけたらなと思います。

以上です。終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。15時20分から再開します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時20分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邊博之君に発言を許可します。

○14番（渡邊博之君）

皆さん、こんにちは。渡邊博之でございます。通告に沿って、町長に質問をしてみたいと思います。

今回はオスプレイの事故について、次に、町長が選挙公約に掲げていた、子ども医療費の窓口負担ゼロを目指すということと学校給食費の無料化を前に進めるとしていることについて、その次に、町と区長と区民のこの三者の関係性について、最後、NTTの危機管理の問題点を指摘、議論をしていきたいと思います。

まず、オスプレイの事故墜落についてです。

11月29日に発生したこの事故は、島民はもちろんのこと、全国民に衝撃を与えました。8人の犠牲はオスプレイの事故では最多とされています。私は、事故の犠牲となった米軍兵士に、衷心より哀悼の誠をささげたいと思います。

未亡人製造機、空飛ぶ棺桶などの別称で呼ばれるオスプレイは、当初から専門家が危険だと指摘している欠陥機であります。今回の事故を含め、この2年間で4機が墜落、18人が犠牲に、これまで100人を超える貴い人命が奪われているといえます。

それでも飛ばすのがアメリカ軍です。事故の翌日もオスプレイの飛行が目撃されています。人の命を何と考えているのか、人命軽視のアメリカ軍の姿に心底怒りを覚えています。

そんな危険なオスプレイが、国民の頭上を我が物顔で飛んでいるのが、今の日本の日常です。空港のすぐ近く、また、シマアジ漁の漁場近くで起きたことを考えれば、二重事故につながりかねない重大な事故だったということが分かります。「オスプレイを飛ばすな」、「日本から撤去を」というのが国民の当然の要求になっているのではないのでしょうか。

町長は、昨日の議会への報告で、引き続く人命救助とオスプレイの運用を一時中止することにひとまず安心、二度と事故がないことを願うという自身の思いを述べましたが、当該の首長として、改めてその思いをお聞きしたいと思います。

以上、最初の質問といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊博之議員の質問にお答えをします。

今回の米軍オスプレイの事故について、貴い命が失われたことに哀悼の意を表します。国内において、オスプレイの事故で命にまで関わったのは今回が初めてということで

す。事実はまだ分かりませんが、ぎりぎりまで助かろうと軟着陸を試みたかもしれません。いずれにしても、将来ある若者が亡くなられたことに対して、残念に思うばかりです。

○14番（渡邊博之君）

この事故に関しての町長の思いは、ほかの議員の皆さんの質問を聞いても分かりますが、前回の同僚議員の質問の中で、どこかで公式な声明を出すということについて、初めそのつもりはないということでもききましたので、後からしかるべき時期が来たらという条件がついていたということが分かりました。ぜひ、本当に当該ですよ、私、屋久島は、このオスプレイが落ちたの。そういう意味で責任者が出さないと、これはもう本当におかしな話ですから、ぜひやっていただきたいと。議会もそういう方向で今、検討をしているわけですから、よろしくそのことは、私のほうからも要望しておきたいと思います。

こういう事故が起きて、最初は、日本の政府というのは、墜落という情報が流れている中で、確認もせずにアメリカの不時着水だということを、防衛長官ですね、公式に表明をするという、恥ずべきような態度を取っていたんですけども、やっとそれを認めて、そしてアメリカ軍も翌日も飛ばしていたというんですね。これはもうちゃんと新聞にも出ていますから間違いがないんです。そのアメリカ軍が急遽、一転して飛行機を飛ばさないと、しばらく中止すると、一時中止の発表をしたのはある意味異例のことで、私はその背景には、一つはやはり多くの住民の証言があったということだと思うんですね。

それから、もう一つは、やっぱりメディアが本当にリアルタイムで情報を出していました。こういうのもかつてなかったと思います。さらに間髪を入れずに、全国の基地に反対する、そういう団体、政党、そういうものがどんどん動き出したと、ここにアメリカ軍が、ああやって異例の飛行中止というのを出したのは、そんな背景があったからだというふうに私は思っております。

沖縄の基地でその前に落ちた事故は、自衛隊あるいは民間のそういう搜索を全部断って、拒否をして、自分たちだけでさっさと隠すように引き上げたというのはありましたけれども、そここの大違いを考えれば、米軍の今度の中止声明というのは異例だということふうに思いますし、このまま、もう本当に危険なんですね、危険な飛行機だということは分かっていますから、このままもう廃止とする。日本ではそういうものは飛ばさないという決断をすべきだし、そういう要求もしていくべきだということふうに思います。

それを申し上げた上で、町も今回はまさに青天のへきれきで、対応も大わらわだと思うんですけども、これまで交渉してきた中で、漁業補償問題の話し合いがあったと思いますが、その中で、その漁業補償を補償するのはどこか、そのことはお聞きになりました。

たか、いかがですか。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊博之君、通告にないんですけど、危機管理について、町長はどう感じているのかというお尋ねです。漁業補償についての通告とか全くありませんが。

○14番（渡邊博之君）

オスプレイのことについてということじゃないのかな。関連していいんじゃないの。この大事な問題ですよ。最初、それを聞いて、関連していくじゃないですか、だって。

○議長（石田尾茂樹君）

いやいや、関連は申合せでできませんよ。通告にないんですよ。

○14番（渡邊博之君）

そこまでしなきゃいけなかったかな。オスプレイについてとすればよかったんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

いや、危機管理について、二重事故もあり得たオスプレイの墜落事故について、町長はどのように感じているかお尋ねしたいですよ、通告の内容は。

○14番（渡邊博之君）

うん、だけど、それ。

○議長（石田尾茂樹君）

町長はそれを回答しました。

○14番（渡邊博之君）

分かりました。ほんなら、町長の回答は控えたいと思いますが、漁業補償問題で、補償をやるということは決まったよう、約束されたようですね。うなずいていただいてありがとうございます。そういう形で。これはもう当然のことですね、漁民にとっても事故に遭うかもしれない、命の危険があったかも、そういう事故でした。そして、当然、搜索のために漁場が使えない、あるいは行っても、魚も逃げていってしまっているんじゃないのかと、そういう不安もある。やっとなあれが出ましたから、申合せ、釣りは控えてほしいという、そういうのが出ましたので、補償はもう少し先になるかもしれませんが、これを日本側が払うということなんですね。これは本当におかしな話で、事故を起こしたのはアメリカ軍なのに補償は日本がすると、国民の税金でそれは当然になっていくわけですから、こんなおかしなことも実は指摘をしたかったし、議論したかったんですけども、そういうことがある。それから、アメリカ軍から謝罪があったかということも、これまでの町長の報告にもないので、私はないんだろうというふうに思います。

このように、アメリカと日本の関係というのは本当に屈辱的だと、この事故を通してそういうものも出てきたわけですね。これは、当然、日米地位協定がありますし、その元にある日米安保条約ということもあるわけですね。ここはもちろん、ここで解決す

るということはありません。国政の場で、こういうような屈辱的なことに対しては、やっぱりそれを、縁を切って、しっかりと当たり前の、常識に沿った解決をしていくと、そんな日本を目指したいというふうに思います。

それでは、少し、オスプレイではそういうことを申し上げておきたいと思います。

次に、質問を行います。町長、選挙公約を色々出されました。その中で一つだけ確認をしたいと思うんですけども、選挙の直後、記者会見、インタビューに、空港が一丁目一番地だというような言葉を言われました。同僚議員からもそういう言葉がありましたけれど、回答にもそういうものがありましたけれど、私はやはり一丁目一番地は本当に空港だろうか、町政の。今、町民はコロナが明けて、まだ体力も回復していない、そういう経済状況の中で、しかも少子高齢化、生活の苦しさ、子育ての苦難、こんなものが色々見えてきているわけで、それが一丁目一番地ではないのかなというふうに少し違和感を感じました。この辺は何丁目何番地でしょうか、じゃあ。住民の暮らしを守るという、この課題は一丁目一番地ではありませんか、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

私が一丁目一番地と申し上げましたのは、これは私の最重要案件であるということでございます。ですから、それに順位が色々あるかというところじゃなくて、全てのものにおいて、私は、政治は公平公正が旨だというように言っておりますから、全てのことにおいて、それは、今、議員が言われるようなことも一緒に重要な課題だというふうには考えております。

○14番（渡邊博之君）

私は、やっぱり自治体の最大の目的は地域の住民の福祉の向上だと、ここが一丁目一番地だというふうに思うんですね。ただ、一丁目一番地は番地で終わるわけじゃなくて、その後も数字が続きますので、ぜひ住民に寄り添う政治、これを一丁目一番地の1にさせていただいて、空港は一丁目一番地の2でぜひ考えていただき、そういう基本姿勢をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

そのうえでです。今、政治に一番大事なのは、やはり住民に希望を与える、元気を与える、そういう政治だと思うんですね。生活が苦しい中で、期待するのはもう本当に政治しかないわけで、そういった点で、町長の今度の公約の中に見たのが、子ども医療費の窓口負担ゼロと、それから学校給食のさらなる上を目指すという公約だったんですね。

特に、最初の質問になりますけれども、子ども医療費の窓口負担ゼロ、これは非常に大きな福祉の前進になると思います。やっぱり窓口で負担をするという、この負担の大きさというか、大変なものがあるんですね。それが不要で病院へ行けると、どれだけ助かるか、どれだけ安心して暮らせるかということになると思います。これは、返ってくるわけですから、当然、自治体にも返ってくるわけですから、財源はほとんど要らない

というふうに思うんですね。そして、町長の公約というのは、我々、前にも言いましたように、議員は町長が、まだ相手がいるので、そういう意味での公約の道のりは非常に険しいところがありますけれども、町長自身の公約というのは、まさに自分との公約ですから、執権者としてやろうと思えばすぐできるというのが非常に多いわけで、この点では、これはすぐやるべきじゃないでしょうか、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

子ども医療費につきましては、子ども医療給付事業と乳幼児医療費助成事業という2つの鹿児島県単独事業を活用し、制度運用をしております。

子ども医療給付事業は、住民税非課税世帯の高校生までを対象に、医療費の窓口負担がなくなる現物給付方式を取っています。また、乳幼児医療費助成事業は、住民税課税世帯の小学校就学前までの子供を対象に、自己負担額として1人当たり3,000円を超えた分について、指定口座に振込をする償還払い方式を取っていますが、本町においては、対象者を高校生までに引き上げた上で、自己負担額はなしでの対応を町単独事業として行っているところです。

なお、県下43市町村のうち、自己負担額なしは38市町村、うち30市町村が高校生までを対象としております。

質問にあります、子ども医療費の窓口負担ゼロとは、さきに御説明しました、償還払い方式から現物給付方式に改めるということを意味します。このことにつきましては、制度変更に係る署名活動が広く県内で行われ、また、鹿児島県議会でも活発に議論がなされました。現在、鹿児島県において、高校生についての検討が行われており、今年度末までにその結果が示される見通しであります。

子ども医療費助成制度は、事業対象経費に対して、鹿児島県より2分の1の助成が受けられますので、この事業設計内での対応を引き続き行いながら、まずは年度末までに示される鹿児島県の検討結果に期待を寄せたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之君）

県の動きは私も知っております。ただ、やはりまだ未定なんですね。分からないわけですが、町長がゼロを目指すとしたことは、この県の方向性も見てというのは含まれているんですか、この公約の中には。どうだったですか。

○町長（荒木耕治君）

そういうことも含んでということでございます。

○14番（渡邊博之君）

そうすると、県が年度末までにそういう方向性を示すとしたら、来年度から実施ということは約束できるわけですか。

○町長（荒木耕治君）

そのとおりです。

○14番（渡邊博之君）

学校給食について、次に質問いたします。

以前、私、政治の流れには緩やかな流れ、それから急流、激流という表現をしましたけれども、学校給食の無料化というのは、まさに激流のような広がりや、今、見せております。そして、町も前年度、今年度でしたか、今年度ですね、2子以降を無料にするという前進を見せました。残るのは、完全無料というふうな、多分、町長が目指す公約だというふうに思うんですね。

それで、現在も、もちろん前進で歓迎ですけれども、やっぱり世帯間の不公平あるいは子供から見たときの不公平という観点は否めない現状ですので、このこともやはり解決をしていくということですので、めどとしては、いつを想定したらよろしいでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私の今任期中の早い時期にやりたいというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

今任期中というと、4年間長ければ待つということになるんですが、これもっと早く、公約ですから、喜ばれるようなやっぱり政治をやっていただきたいと思いますが、訂正はありませんか。

○町長（荒木耕治君）

議員の任期の間ぐらいまでにはやりたいと思います。

○14番（渡邊博之君）

少し縮まりましたよね、2年間縮まったわけですね。できれば私が死ぬ前、1年前、こういうふうに約束してくれて、本当にありがたいんですけども、ぜひ前向きに、本当に住民の皆さんが助かるという制度でもありますし、喜んでもらえる制度でもありますので、尽力をしていただきたいということを、今回はそういうふうをお願いをしておきます。

3番目です。町と区長そして区民との関係性についてというテーマで質疑をしたいと思いますが、これはある会議で、私も参加した会議で非常に熱心な議論がなされました。多くの勉強をしましたし、私自身、そうだなということ、このことを強く感じておりますので、具体的な例も含めてお聞かせをしていただきたいと思います。

その関係性も含めて、2番に提示しております、武力攻撃想定訓練を前に、宮之浦区長に協力の要請を行っている聞いていますが、その事実関係、そして、それはどんな内容で要請をしたのか、内容をつまびらかにしていただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

この訓練は国が主導して、県、町、交通機関、医療機関等が協力して実施をするもので、この訓練を屋久島、口永良部島、全員の避難に生かす目的から、介助が必要な方々の避難を想定し、対応可能な医療機関、福祉機関が位置する宮之浦地区が対象に指定されました。

このことから、宮之浦区長には武力攻撃予測事態を想定し、島外に避難する訓練として、区民の約200名程度の方々に、お住まいの場所から港までバスで移動する訓練の実施に協力を依頼し、役員会にて了解がなされ、協力をいただくことになりました。

今後は、御参加いただく方々に、国並びに関係行政機関から趣旨説明、訓練の内容の説明を改めて行うこととしております。

○14番（渡邊博之君）

今のお話を聞いた限り、区民全体へのそういう区としての判断というのは、そういうあれはなかったようですけども、しかし、区の役員との中で、宮之浦区としてというような形になっていますけれども、そもそもこの訓練ですよ、これは政治課題ではないでしょうか、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

政治的な、そういうことはないと思いますけれども。

○14番（渡邊博之君）

いや、それはおかしいんじゃないですか。国や県、当然、法律にのっとっての国民保護法ですよ、安保法制に基づく、その一環としてやっている。これは全国的に計画もされていますね。やられていることで、極めて政治です。政治そのものだというふうに思います。それは善悪は別ですよ、別ですけれども、そうだというふうに思いますが、うんっ、首をかしげ、何かありますか、どうぞ。

○副町長（日高 豊君）

たまたま議員は、武力事態を想定しているので政治的というふうにお考えじゃないのかなというふうに思うんですが、これが、例えば、災害に対しての訓練であれば、それも政治的なというふうな表現はされないと思うんですよ。ですので、それは国が主体となって、武力事態という想定ではありますけど、町としては、その想定における訓練に協力するというのは、災害時の発生における訓練と立場上は変わらないじゃないのかなというふうに、私はそのように理解しますけど。

○14番（渡邊博之君）

私、もう色眼鏡で見ていらっしゃるような感じがするんですが、この訓練そのものの根拠は何ですか。これは安全保障関連でしょう、災害じゃないでしょう。

○副町長（日高 豊君）

これ、国民保護法に基づく訓練ですので、それが政治的かどうかというのは、政治的

かどうかということであれば、法律そのものが政治的かどうかということに関わってく
ると思います。そういう意味では、国民全体が享受すべき法律の保護下にあるものを根
拠にする訓練が政治的ということは、僕はあり得ないと思う。であれば、様々な思想・
信条の可否において、法律そのものがそれぞれに、課題というか、その解釈が変わっ
てくるということになりますので、行政としては、そこは法律に定められているものが政
治的な判断によるものというふうに立つことはできないと思います。

○ 14 番（渡邊博之君）

少し、意味がよく分からないんですが、関連法、国民保護法という関連で政治の場で
決められたものですね。そうでしょう。

○副町長（日高 豊君）

国会で法律として成立した時点で、政治的な信条の上には僕はないと思います。成立
する前には当然様々な信条、思想・信条を含めて判断はあるかもしれませんが、そ
れが法律として成立した以上、国民としてはそれに対して政治的に、私はこのことは、
政治的にというか、思想・信条として受け入れられないのでこの法律は拒否しますとい
うことはあり得ないと思うんですよ。そこがまず、多分、私と議員との認識に差がある
んでしょうけども、そこが国民共通の理解としてなければ、法治国家として成り立たな
いと、私はそのように理解します。

○ 14 番（渡邊博之君）

何か少し国会みたいになりましたけれども、これはやっぱり政治課題ですよ。行政が
やるわけですから、町が。町が要請をする、でしょう。政治の場が要請するわけですか
ら、政治じゃないですか。いやいや、もう大丈夫です。それは後でまたやりますが。

○副町長（日高 豊君）

行政と政治は別です。

○ 14 番（渡邊博之君）

行政と政治が別というのはどういうことかな。よく分からない。ちょっと待つて。分
かりました。いや、いいです。そのまんま続けます。ごめんね、副町長、また後で議論
しましょう。

それで、要は、この仕事の責任者は町ですよ。国、そういう中での、行政単位とし
ては町でしょう。町が区に要請をする、この中身はやっぱり私は少し整理をしていかな
いと、だんだんおかしくなっていくということを危惧しているんです。

それでまず、町と区長さんとの関係を問います。この区長さんになった方が、行政事
務委託契約書というのを結びますね。そうでしょう、毎年その方と結ぶ。これは区長と
してですか、それとも区長個人としての契約ですか、どちらですか。個人の契約か、そ
れとも区との契約か、それをまず明らかにしてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

契約書によりますと、どこどこ区長何がしという形で契約をしております。

○14番（渡邊博之君）

これ、区長がこの契約内容に不服だとした場合に、契約しないという場合もあり得るんですよ。どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

もちろん契約をしないということであれば、印鑑をいただきますので、契約ができないものと思います。

○14番（渡邊博之君）

そこで見えてくるのは、区長さんと町は対等の関係だということでしょう、まず、まずですよ。そのことはまず明らかになっていると思います。そして、区長さんというのはまた区民の代表でもあるんですね。そうすると、区長さんも大変です。区長との役割と、区民を代表する区長としての役割をやっぴりはっきりと分けると。それがこの契約書の中にあるわけですけども、この中で、今回、要請をしたというのは、4条ありますが、どれに該当してそういう行動を取ったのか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今回の要請につきましては、行政事務委託に基づく要請ではなくて、協力依頼をしたということで認識しております。

○14番（渡邊博之君）

拒否ももちろんできるわけですよ。それで、私は区長さんたち、あるいはこの役員の人をどうこう言うわけではないんです。そこが非常に曖昧になってきている。結局は、それを引き受けたことで、宮之浦区として責任を負うようなものになるんですね。そこで起きた色々な事故なり何なりの不祥事を、これ、区長さんたちも背負うということになってしまうんです。そうでしょう。いや、首をかしげて、そうになるじゃないですか、要請を応じたということは。だから、政治は持ち込んではならないという大原則が、明記はしていませんけれども、やっぱりあるわけですね。そのことは非常に大事だというふうに私は思いますよ。どんなふうにして区長さんたちに、責任を取らせるんですか。そういう場合に、起きたときの事故としては。それを引き受けた以上、責任があるじゃないですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

その際に、事故等があった場合の対応につきましては、この訓練はあくまでも国、県との共同訓練でありますので、国なり県なり町なりが補償すべき、責任は取るべきだと考えております。

○14番（渡邊博之君）

お金だけじゃないです。そんな負担だけじゃなくて、精神的な苦痛というのも当然出てきますよ。そういうのも何か補償があるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

この訓練の参加につきましては、強制ではありません。拒否することができますので、その精神的苦痛というのは、私は嫌だけど参加しないといけないというような苦痛はないものと思います。

○14番（渡邊博之君）

分かっていないと思いますよ。それで、結局、区長さんたちは、区の役員で、区の判断として了解をしたわけですけど、実際、区というのは、色んな宗教、色んな思想、色んな政党、色んな人たちが集まるところなんですよ。そこを配慮したやはり考え方を、区長さんとの関係を行政側がつかまないと、やっぱり区そのものを壊していくというような形になっていくんですよ。

区の本旨は、そういう、色んな人たちが集まっている中で、融和を大事にするということがちゃんと掲げられていますから、それが最大の目的ですから、そのことをまずはっきりさせると。本来この仕事というのは、皆さんが行ってですよ、区民集めて、区長さんがこういう話があるので集まってくださいと、区民の皆さんと、そういう場を設けることは問題ありませんよ。だけど、直接説明を求めて、責任ある説明をするのは行政の立場じゃないですか。そこが抜けているというのを私は警告、警鐘を鳴らしておきたいと思います。

区長さんたちに苦勞、責任を持たせるような、そういう政治的課題を私は求めるべきではないと、これは将来の区のためにも、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それで、ですから非常に曖昧なんですね。文章を見ても、行政事務の地域住民への連絡及び調整、調整するですよ、それからその他調整を推進する上で必要な事務に関する、こういう分かりにくいのは、だんだんそういう曖昧な関係をつくっていくというふうになりますので、私はやっぱりここは政治的中立というか、何かそういうはっきりとした文言、そういうものは必要だというふうに思います。そういう見直しはいかがですか。求めたいと思いますが、どうでしょう。

○副町長（日高 豊君）

議論が全然かみ合わないの、ここで、そこに入れる入れないということはないんですが、基本的に、私たちの立場としては、今回のこの訓練に対して、政治的なものがそこに介在しているという理解はしておりませんので、そこはもう質問者と立っている場所が違うので、これ以上議論しても、多分、同じことのやり取りになってしまうのかなというふうに理解します。

○14番（渡邊博之君）

私、さっき終了しましたと言いましたから、要は、どんな関係であれですよ、あなたがそれを政治的なものじゃないと捉えまいが、区長さんとの関係というのは、ここにはっきりと示される、でしょう。これに基づいた行為をやっぱりやるべきだと、そういうことですよ。やっぱり行政が、そういう、国に要請をする場合には、直接出向いて行って、区民に直接訴えたと、理解を得ると、そういうのが全くないじゃないですか。そんな努力、思ったことがあります、安易に考えているんじゃないですか、この関係を、区との関係を。

○副町長（日高 豊君）

基本的には、行政としては、区長さんを通じて区民の皆さんにお願いをする。そのお願いに対して拒否される方は当然拒否されるでしょう。ただ、その関係性で言えば、少し議員と感覚的に私の感覚と違うのかもしれませんが、行政が、じゃあ、押しなべて全区民に対してどういう説明をするのかということになれば、そこには当然、一応、区長なり区の役員さんなりに対してお願いをするというのが、これまでもそういう扱いはしてきておりますし、今、このようにして、町民の代表としての議員さんと私たちが話をしているのも、それと似たような私は関係にあるのではないかなというふうに思いますので、それを、区長さんに大きな責任を負わせるとか、そういう意味で区長さんをお願いをしてきた経緯はないというふうに思いますし、また、区長さんのほうからそういう要請があれば、当然、そういう形で、行政としては対応をこれまでもしてきているものというふうに理解しておりますが。

○14番（渡邊博之君）

区長さんに責任を負わせないなどというのは、主観的です。主観的な意見です。それは見解ですよ。やっぱりそういう事態になって、何かそういう中で責任を感じると、これは金額的な補償じゃ済まないですよ、やっぱり苦痛ですよ。もともと区というのは、そんな機関じゃないです。やるんだとしたら、やっぱり責任ある人たち、そういうのをお願いする。当事者が行ってやるっていうの、筋じゃないですか。何で区を使わなきゃいけないんです。何で区長、区を使わなきゃいけないんですか。行政が直接行くんですよ、行って説明をするんですよ、集めていただいて。それはおかしいじゃないですか。いや、首を振っているだけじゃ分かんないんですけど。

いずれにしろ、このことが区と町と、色々と考えるきっかけにもなってほしいし、やっぱり行政は区をそんなに、言葉悪いけど、下請機関みたいには絶対見ないでほしい。対等・平等の関係、区長さんとも対等・平等の関係。区と行政は色んな人たちがいる中で、行政がやろうとする、どう説得させるか。それを簡単に済ますというような流れは、私は断じてやってはならないと。我々は島の発展のためにも、区の発展のためにも、そ

のことを申し上げておきたいと思います。また、区長は後で議論はしたいと思います。時間がないので、次に入ります。

じゃあ、最後になります。N T Tのことに、危機管理と言いましたけれども、N T Tが配信する電話線であったり、インターネット線であったり、そしてこれが肝心な、台風などで断絶したら、断線したら危機管理的なという状況を想像できるというふうに思います。ライフライン、その言葉どおり、命をつなぐ線だという、ラインだというふうに思います。

そして、具体的に御説明しますけれども、ある高齢者の婦人のところの下にN T Tの電柱、表示がある電柱がある。大きな枝の下を配信しているんですね。非常に迷惑だということで、それを切りたい。ところが、線が下ですから、しかも幹が大きいし、切ると断線の可能性がある。こういう悩みの相談を受けまして、私、N T Tに、今年の3月ですかね、電話をしました。なかなか要を得なかったんですが、結局は、N T Tは、鹿児島にある会社に委託をしていると、そういう管理を。そこは種子島、屋久島に管理を任せているんですね。ところが、それを切るためには高い、高所、言わば機材が必要なんです。

ところが、屋久島の場合はないんです。連絡は取れたんですけども、屋久島では、それはその機材がないとできません。そして今までは種子島から来た。その業者が機材を持っているんですけども、それが来ないと、その後の作業ができませんという回答だったんですよ。待てど暮らせど来ないもんですから、再度質問したら、いや、まだ来ません。結局、種子島の業者の都合、こっちに仕事があったときに、ついでにということだったんでしょうけれども、種子島は今、馬毛島で、そういう施設関係が大変忙しくて、市の水道の修理さえできないというような状況らしいですね。そうすると、これをやると、これは種子島の機材を待たなきゃできないという問題になってくる。でも、これでN T Tに責任はないのかと、管理の責任は。私はそのことに非常に疑問を感じまして、契約内容はどうなっているか分かりませんが、結局、N T Tの管理は、この屋久島じゃあ、そういう条件が整わないとできないということになるわけですね。

ですから、N T Tに対して屋久島にもそういう機材を備えてほしいと、備えろと、命令調でいいですから、そういう要請をすることを町長にも力を貸していただきたいというのが、私の今日の質問の趣旨なんです。

非常に理不尽さを感じました。これまでもう半年以上、やりますと言いながら、結局はそういう条件がないためにできないということですね。この辺はどうですか、町長、少し一肌脱いでN T Tに掛け合おうと、これは町民の願い事でもありますので、ぜひ力を尽くしていただきたいんですが、回答、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

議員が力があるからやればいい。電話やインターネット等は離島において重要なインフラであり、台風などの災害発生時以外の通常時においても、故障対応を迅速に行うよう随時N T Tに要請をしております。

N T T西日本へ確認したところ、屋久島には5名のN T T設備関係の保守要員が、口永良部島には1名、委託作業員が常駐をし、通常時の故障対応について必要となる車両、修理用機材及び他資材、人員を確保しているところです。

また、台風等の大規模災害が発生した場合には、県内のみならず、必要に応じて西日本エリアから資材・人員を確保し、早期復旧に対応しているところです。本町としましては、引き続き故障時の迅速な対応を要請をしております。

故障時とか今の、議員がおっしゃるのはちょっと特殊なことで、しょっちゅうある仕事じゃないですから、そのために作業車を1台置けというのもどうなのかなということはありませんけれども、逆に高所作業車って、そののを持ってこなくても、屋久島にも高所作業車って、ほかの会社にもあるでしょうから、そこら辺を借りてやるみたいなこともできるんじゃないでしょうか。

○14番（渡邊博之君）

そのことは私も思いながら質問していたんですけれども、でも、それにしてもやっぱりN T Tの判断が必要ですよね。リースしていいよと、それは負担かけないようにしますと、そういうふうにはぜひ、道をつけるということでは努力をしていただき、私もしつこく電話をするようにしますので。いや、本当、何か変な意味だけど、責任どうなってるのかって感じしますよね。来年はやるように私も頑張りますので、ということで。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月13日、午前10時から開会します。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 4時09分

令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和 5 年12月13日

令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 5 年12月13日（水曜日）午前10時開議

○日程第 1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
8 番 渡邊千護	1. 離島カードの利便性向上等についての対策は	町	長
	(1) 離島割引で航空機や高速船などを利用する際に提示する離島カードについて、更新手続きの負担をなくすためにも、マイナンバーカードなどで代用することを提案し、それを受けて町長は検討すると答弁していたが、その後には何か検討しているのか。		
	(2) 搭乗や乗船の前に離島カードの期限切れに気づき、慌てて出張所でカードを作成したり、止む無く普通運賃を支払ったりしている町民が相当数いるが、その現状を改善するためにも、離島カード以外の身分証明書で利用できるようにするべきではないのか。	町	長
	2. 海底清掃プロジェクトの妥当性は	町	長
	(1) 令和 4 年度にふるさと納税で実施した海底清掃プロジェクトで、約1,700万円の事業費のうち、その 3 分 2 以上が動画制作と観光パンフレット作成に使われているが、その詳細な内容や経緯について説明を求める。		
	(2) 海中清掃をメインにした事業であるにもかかわらず、10分のユーチューブ動画の制作に約628万円、JTB「るるぶ特別編集」と称する観光パンフレットの作成に約536万円を支出しているが、事業費の支出として適切だと考えているのか。	町	長
6 番 相良健一郎	1. 農業振興について	町	長
	(1) 約30年前に実施した南部地区の給水栓の更新を現在実施しているが、北部地区の給水栓		

	の更新については、実施の予定はないのか。 (2) 南部地区（鈴岳地区）において更新の長期計画を予定しているか伺います。 2. 暮らし体験住宅について (1) 現在4棟あるが、その1棟が環境整備により入居できない状態と聞いているが、今後いつ環境整備を行い、入居できるのか伺います。 (2) 今後暮らし体験住宅を増やす予定はないのか伺います。	町	長
15番 大角利成	1. 農業の振興について (1) 町長四期目就任に際し、農業振興策にどう取り組む考えか。 (2) 従前より好評である「カワヒコイモ」の種イモの確保を行い、作付拡大を図るべきと思うがどうか。 2. 集落活性化支援について (1) これまでの集落活性化支援事業の成果をどう評価しているか。 (2) 集落の活力アップ交付金事業に換わる新しい集落支援事業を制定すべきと思うがどうか。 (3) 支援金を増額する考えはないか。	町	長
		町	長
		町	長
		町	長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
12 番	日 高 好 作 君	13 番	岩 川 俊 広 君
14 番	渡 邊 博 之 君	15 番	大 角 利 成 君
16 番	石田尾 茂 樹 君		

1. 欠席議員（1名）

11 番 高 橋 義 友 君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	塩 川 文 博 君
副 町 長	日 高 豊 君	会計課長 兼会計管理者	塚 田 美 恵 君
観光まちづくり課長	泊 光 秀 君	政策推進課長	三 角 謙 二 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治 君
生活環境課長	計 屋 正 人 君	健康長寿課長	塚 田 賢 次 君
建設課長	日 高 望 君	産業振興課長	松 田 賢 一 君
教育総務課長	長 美佐子 君	電 気 課 長	内 田 康 法 君
監査委員事務局長	中 村 一 久 君	社会教育課長	泊 竜 二 君

△ 開 議 午前 10 時 00 分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に、欠席届が出ております。高橋義友議員です。病気入院中のためです。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、8 番、渡邊千護君に発言を許可します。

○8 番（渡邊千護君）

皆さん、おはようございます。

まず始めに、町長、4 期目の当選おめでとうございます。町民の福祉のため、町民の生活向上のため、そして屋久島町のさらなる発展のために御尽力いただきたいと思います。

それでは、早速、通告に従いまして、質問に移らせていただきます。

今回の質問は 2 点、1、離島カードの利便性向上等についての対策は、2、海底清掃プロジェクトの妥当性は。

1 の離島割引で航空機や高速船など利用する際に提示する離島カードについて、更新手続の負担をなくすためにも、マイナンバーカードで代用することを提案し、それを受けて町長は検討すると答弁していたが、その後に何か検討しているのかを伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。渡邊千護議員の質問にお答えします。

令和 4 年 3 月議会の一般質問において、有効期限を定めなければならない理由等について御質問があり、料金低廉化制度の主旨と対象住民、準住民の確認の必要性について説明させていただきました。

マイナンバーカードの代用については、住所異動がない限り住民であり、カードで本人確認ができることから、令和 4 年 4 月に開催されました離島市町村企画担当課長会議において、鹿児島離島航空割引カードの台紙の発行者であります鹿児島県離島振興協議会事務局及び県交通政策課へ財布のカード入れに収まるサイズの変更もしくはマイナン

バーカードでの運用についての要望を行いました。

運賃低廉化事務局である交通政策課は、JAC日本エアコミューターと意見交換を行い、その後、マイナンバーカードを離島割引カードの代替として利用するための実証実験取組への意向確認と、活用する場合に想定される課題等の意見照会があり、本町としては、実証実験の取組について利便性向上のメリットの意見を付して、賛成の立場で回答しております。しかしながら、航空事業者としては、JALが関係する関連部門で協議した結果、鹿児島県のほかに、沖縄・島根・北海道で類似カードの制度があること、他県では市町村により路線が限定されているため、自治体間で取扱いに差異が生じることなど、JAC日本エアコミューターは、JALグループのシステムを利用して運行管理しており、離島割引制度をJALグループ全体で取り組むには、全国統一のルールが必要となり、システム改修に多大な費用と相当の時間を要するとの意見であり、これまで実証実験は行われていない状況であります。

また、期限切れへの対応としての離島カード以外の身分証明書での対応については、本制度を導入する事業開始当初、鹿児島県及び熊毛地区の市町で構成する運賃低廉化協議会と各事業者間で合意形成を行い、現行のルールで運用してきたところです。

仮に、確認書類の種類を増やす場合、利用客の利便性向上が図れるものの、先程述べたとおり、事業者のシステム改修や業務負担増など、相応の負担が生じることも想定されますし、令和2年4月1日及び令和5年2月1日より適用対象が拡大されました準住民の判断として、住所は町外にあるため屋久島町民が扶養しているか否かや介護のための帰島なのかの判断がその場で確認できないなど、乗船手続や搭乗手続での混乱を招く場合も想定されることから、交通事業者や関係市町村を含めて、引き続き町民が利用しやすい離島カードの在り方の課題解決策について、交通政策課及び鹿児島県離島振興協議会事務局に要請をしたいと考えております。

○8番（渡邊千護君）

町長、色々動いていただいたのを、今、確認しました。

まず、この有人国境離島法の法律は離島の住む住民が本当にありがたく思っている次第であります。そして、本当にみんな感謝しているところでございます。

今回、質問するに当たって、再度、各営業所、空港窓口、高速船窓口にも色々聞き取りをしてまいりました。空港のほうではやっぱりどうしても、システム上できないことはないかもしれませんが、お金がかかるということ、上からの指示があればできないことはない。今、答弁にあったように、本当に莫大な金がかかってしまうので、そこをどこが出すのかということも課題になってくるということを確認したところであります。

高速船のほうの職員の方からも話を聞いたんですが、離島カード以外の身分証明書、例えば、免許証や保険証などの本人確認ができるものがあれば、確かに確認はできると。

ただ、今の現状では、離島カードの提出が原則とされているので、確認はできるけれども、それがなければ乗れませんよというのが原則だということでありました。色々とシステム上、やっぱり大変だということが分かりました。

そこで、隣の種子島の中種子町なんですけど、聞いたところ、町内放送を月に1回、一応周知しているということで、離島カードの期限切れていませんかと、もう切れる前じゃありませんかという案内をしているそうです。これだと屋久島町でもできるんじゃないかなということで、町長、そこら辺は周知できないでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

離島カードのみをそういうふうにすると、それでは、例えば、免許証にしてもほかのものにしても全てそういう案内をしなければいけない、それはもう自分で意識をしてもらうという方法が一番いいんじゃないでしょうか。

○8番（渡邊千護君）

免許証でもそうなんです。そのとおりかもしれませんが、どうしても屋久島に住む住民の高齢者の方々が、もう免許証も持っていない方もたくさんいらっしゃるわけですよ。病院でどうしても何か月かに1回、鹿児島に行くとか、そういうときに一回一回確認する方もなかなかいらっしゃらなくて、そういうときに有線放送で月1回、忘れていませんかという周知があれば、あっ、切れていないかなと確認するとは思うんです。それができれば、どうしても高速船に乗る場合、差額が6,700円発生します。その6,700円を手出しをさせないためにも周知は大事だと思うんですが、そこら辺、町長、どうでしょう、もう一度。

○町長（荒木耕治君）

それは、やっぱり個々が、行く前に、いつ病院に行くとか分かるのであれば、それはその以前で、自分のことですから確認をしていく、それでもうっかり忘れることもあるかもしれませんが、なるべく、そういう、自分のために自分の病院に行く、あるいは用事があって、お年寄りがたまに出かけるときに、そういうことも大事かもしれませんが、それは自分でまた気をつけてやっていただければというふうに思います。

○8番（渡邊千護君）

町長、言っていることは重々分かります。優しさでいいと思うんです。どうしても、やっぱり聞くだけで、ああって、確認できると思うんですよね。そこは検討としてでも持ち帰って話をしていただきたいのですが、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

現時点では検討するつもりはございません。

○8番（渡邊千護君）

分かりました、検討することがないということで。

今の現状で、じゃあ、どのぐらい、前回も、私、聞き取りして回ったんですが、離島カードが、期限が切れている人がいるのかということで調べてまいりましたけれども、実際、正確な数字は把握されていませんでした。

それで、各窓口で大体月に2件から3件は期限切れの人がいるそうです。ざっと、例えば、2人にすると、3営業所でも年間72人。先程も言いましたが、高齢者が多いので、高齢者が期限が切れている人が多いと、あと病院に行く方または入院中に期限が切れている方が多いと、そのほか若い方はうっかり忘れていたということが回答がありました。これらのほとんどの人が正規料金で搭乗しているということで、高速船でいうと6,700円の手出しになるということでもあります。

高速船の窓口の職員の方にも色々これを質問をしたんですけれども、実際、切れそうな方に対しては、すみませんって、あと少しで切れますよと、各営業所の窓口でお声かけをしているそうです。すごいありがたいなと思いました。

あと、こういう意見がありました。割引は法的に離島に住む住民が受けられる権利があるので、カードの期限が切れる前に確実に周知ができればよいのですがという意見もありました。その中で、町内放送もいいのかなと、私は思ったんですね。

そこで、もう一つ提案があります。その提案というのは、救済措置制度を導入していただきたい。救済措置制度というのは、例えば、先程も言ったように、運転免許証の有効期限をうっかり忘れてしまい期限切れになった場合、普通免許だと3年間、ゴールド免許だと5年間あります。そして、あっ、しまった、切れているというときに、警察署に行って、すみません、切れましたと、そういうときは、これ、実はうっかり失効というのがあって、最長で半年間の猶予期間が設けられています。であれば、これと同じように、窓口で有効期限が切れて正規料金で搭乗したとしても、搭乗から1か月の間に離島カードの更新をしていただき、搭乗券と更新した離島カードを窓口に持っていくことで、差額分の払戻しが受けられる制度というのを検討していただけないかと。免許証、国が発行している運転免許証ですけれども、それでもうっかり失効というのがあります。それと同様な制度をこの離島カードにもつけていただけないかなという提案でございます。どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

そもそも有人国境離島法の、全ての離島がこの離島カードを持っているわけじゃないんですよ。日本には420島近い有人離島があります。その中で限られた外海離島、要するに、国境に接している71の島しかこの制度は、このカードは持っていないわけですよ。ですから、例えば、ほかの小規模離島にしても、瀬戸内海あるいは近海の、本土から60km以内にある離島は、この制度自体に対して非常にうらやましくて、何で自分たちとはこだけ差があるのかという、そういうのが、そういう中で特別に議員立法で私ども

が国会議員にお願いをして、外海離島路、そういうことでつくった法律ですから。ですから、今、免許証とかそういうのとはまた違う意味で、これはそういうふうに特別な救済措置をつくろうかということは、非常に、私は今のところ厳しいというふうに考えております。

○8番（渡邊千護君）

そうですね。各県によってもその有効期限が違う、長崎県なら5年間だったりとか、各離島でも違うし、もちろん受けられない島もあるということですが、どうしてもこういう声が上がってくる以上、何か対策が打てないかなという気持ちは私はあります。

やっぱり、かなり高齢者の方、年金暮らしをしている人の差額6,700円というのはかなり大きいんですね。ですから、町長、やっぱりこれまで離島振興協議会の会長もやってきていました。かなりの力を持っているのも知っています。やっぱりその力で会議のテーブルの場に持っていて、鹿児島県は、我々この島はこういうあれをやりましょうと、制度を設けましょうというのをテーブルにのせていただけないかなというのが私の提案でございました。町長、もう一度、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

有人国境離島法は10年間の時限立法ですから、今7年目で、あと3年すると改正延長、これ、みんな慣れて、これいい制度だと言いますが、これなくなるかもしれないという時限立法ですから、これを継続的にできるかということも非常に難しくて、ですから、これを継続するのが、まず改正延長するのが第一義です。ですから、私も会長職は今年の5月で辞めましたけれども、一応10月に全離島の顧問として席をいただいております。ですから、そういう会議に出る機会があります。ですから、まず、この改正延長をやりたい、やるということが大前提です。

それと、もう一つ、私が今、思っていることは、要するに、奄美には奄振という法律があって、これでやると。これは54%ぐらい補助率あるんですよ。うちは33ぐらいですから、これを奄美並みに引き上げたいというのも一つあります。そうすると、当然、この制度は国が5.5、県が2.25、町が2.25してこの制度は成り立っている。使えば使うほど町も負担をしているわけです。ですから、この中身の負担率をやはりもう少し国と県に持っていただきたいというの也有ります。なるべく町の負担を少なくしたい、そういうもろもろの内部にあるものがあります。

その中で、今、議員がおっしゃられる、そういう救済制度みたいなやつ、これ一本じゃなくて、何かできないかということは、今今でなくて、その10年間の時限のそこまでは色んな議論をして、そういうことをその場に持って行って、そういう話を、また色々あるんです。もうちょっと数を、本土から60kmじゃなくて50kmにしてくれれば、また小さな町や村も入るということも言われて、そこら辺からも色んな要望等も出てきており

ますから、そこら辺も含めて、よりよい使い方。そして、やはり、今、議員がおっしゃるように、老人はそうですよ、私の友人も何人もうっかりして6,000円くらい払ったってブーブー言い、それはもう、あんたが悪いでしょうって、私はもう、そう友人には言いますが、払いたくなかったら、ちゃんと期限ぐらい覚えておきなさいよみたいなことを言っていますけど、今申し上げたように、そういう改正期が来ますんで、そこでは、今、議員がおっしゃるようなことも含めて協議の場に上げたいと思います。

○8番（渡邊千護君）

町長のその熱い思いも、また奄振法が五十何%、54%ぐらいあるんだったら、そこまで引き上げてもらえるんだったら、町民は本当助かります。もし、それができるのであれば、本当に町民は助かると思います。やっぱり手出し、かなり大きいので、そこら辺はありがたい話だと思っています。

では、今後、そういう課題もたくさんありますので、その場に持っていただいて、何年後になるかは分かりませんが、そのときは重ねてこの制度の提案もしていただきたいと思っています。

それでは、この離島カードについては質問を終わりたいと思います。

それでは、次に行きます。海底清掃プロジェクトの妥当性ということで、令和4年度にふるさと納税で実施した海底清掃プロジェクトで、約1,700万円の事業費のうち、その3分の2以上が動画制作と観光パンフレット制作に使われているが、その詳細な内容や経緯について説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

本プロジェクトは、名称を「海・川・山の繋がり豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」とし、なぜ海なのかを切り口に、屋久島の豊かな自然が海・川・山のつながりから生み出されることを啓蒙するものであります。

本町では、ふるさと納税寄附者の声として、環境保全にという思いが圧倒的に多く、これまでもウミガメの調査保護活動などに充当してまいりました。御寄附いただいた皆さんの篤志に応えるべく、広く屋久島の環境保全活動や地域振興が図られる事業はないか模索した結果、屋久島憲章にあります、いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につとめるという、屋久島の自然環境保全を考える上で切り離すことができない水の循環をテーマとして実施したところであります。

事業内容は、海洋清掃業務と動画及びパンフレットの作成業務の2業務であり、株式会社JTBパブリッシングと1,698万9,918円で契約しております。

海洋清掃業務では、海洋ごみの発生状況等の調査や、調査で見つけた箇所へ船舶やダイビングなどによる海岸海底の清掃作業を、一湊地区を中心に3回実施し、トン袋で

4 袋ほどのごみを回収しております。

動画パンフレットの作成業務では、本プロジェクトの取組を反映し、本事業を通してこれまで御寄附いただいた方々や、これからふるさと納税をしようと考えている方へ、広く周知・広報することを目的に策定したものであります。

動画では、地元ダイバーや漁師の方などの清掃活動の様様を参加ダイバーの感想などを交えて紹介し、屋久島の豊かな自然は海・川・山のつながりから生み出されていることや屋久島の魅力などの紹介も行っており、現在ユーチューブの屋久島町公式チャンネルや役場フォーラム棟でも放映しております。

また、「るるぶ特別編集屋久島」と題したパンフレットでは、前置の動画の内容を写真や文章で説明し、動画では説明できなかった部分について、魅力なども含め紹介をしている島内外で開催するイベントや来客者などに無料配布し、屋久島への関心を持っていただくことと、ふるさと納税の活用方法を知ってもらうために活用しており、ただいま 2 万部発行をしております。

以上です。

○ 8 番（渡邊千護君）

この事業は、メインは環境保全、ということは海底清掃が主な事業になるということで大丈夫ですか。お願いします。

○ 観光まちづくり課長（泊 光秀君）

おっしゃるとおり、予算計上名目におきましても、環境保全の業務委託ということになっておりますので。

○ 8 番（渡邊千護君）

メインが海底清掃にもかかわらず、PR 動画ですよね。あと、広報、パンフレットもそうですけれども、実際、使われているのが、大きく、内訳というのが、海底清掃業務に 534 万 2,568 円が実際業務として海底清掃すると使ったお金があります。動画作成が 628 万 4,000 円、パンフレット作成が 536 万 2,000 円なんですが、実際、潜る業務に対しては 534 万円しか使っていないくて、その動画作成、パンフレットのほうに多額の金が回っていると、これが、普通、本末転倒で逆転しているんじゃないかなと思って、実際は、潜って清掃することがメインであれば、そこにかなりのお金を投資するのが、この事業の目的だと思うんですが、そこら辺どうお考えですか。

○ 観光まちづくり課長（泊 光秀君）

本事業につきましては、昨年の 6 月の補正に計上いたしまして、そのときの私の説明でも、全国的にも事例が少ない、水中を含めた海洋清掃を軸に環境保全に取り組むということで、予算の内容につきましても、映像・パンフレットを大体 4 分の 3、海底清掃を 4 分の 1 というふうに説明をしまして、また、最終本会議の委員長の報告の中でもそ

の旨伝えられ、委員の意見としては、町民に理解してもらい、参画してもらえような事業を実施してもらいたいということでございました。

その後、本年度に入りましてから、委員会のほうから実績を報告してもらいたいということで、実績報告に基づいて説明をしました中では、大体、最終的には海洋清掃業務のほうが3分の1、動画・パンフレットのほうが3分の2となったということでございます。

当初から、メインといいますか、海洋清掃の清掃業務のほうを軸に展開をしたいということで考えておりましたので、当然、動画・パンフレットのほうにはそれだけの費用がかかるということは想定していたところでございます。

○8番（渡邊千護君）

動画・パンフレットにもそう想定したと言いますけれども、実際、この屋久島町だいき寄附条例のところで、この第2条のところで、世界遺産をはじめとする地域の環境保全に関する事業のほうで、計上でお金出しますよね、1,680万円ですかね。ということは、これは事業に関するということは、その環境保全にこれをお金出していて、実際、活動するほうに、金を使ってくださいということで、これ、寄附をもらっているわけですね。動画とパンフレットに金をこんだだけ突っ込むというのは、僕はちょっと理解できないんですね。これは事業、ちゃんと観光のその環境をきれいにしてほしいという事業の中で寄附を頂いたお金だと思っているんですね。ちょっと全然趣旨が違ってくるのかなって、このお金の使い方がですね。色々調べてみた中で、一つ一つちょっと、色々不審な点がありましたので、一個一個行きたいと思います。

まず1つ目、海底清掃、534万円ぐらいですが、住民の方が開示請求したところで、ちょっと書類を私も共有させてもらって見たんですが、令和4年10月26日、27日、そして11月24日、海底清掃実施報告の中で、私も結構お金がかかったんで、どのぐらい潜っているのかなと、やっぱり1日2本ぐらい潜っているのかなと思いました。そしたら、9時集合で終わりが1時です。実際に、ごみを、ダイバーさんが潜った時間は1時間です。1時間が3日間ありました、報告書の中に。延べ人数が24人。この五百何十万円ってお金がかかりますか。どうでしょう。そのかかった人件費、もちろん船も手配していると思います。そこら辺の金額を教えてください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問ですが、確かに賃金だけで捉えれば、105万円ほどということになります。ただし、それ以外の、清掃に係るごみの回収・廃棄費用であるとか交通・宿泊費等も含めた中での、あと動画・パンフレット業務との総合的な経費の案分等も出てきておりますので、その辺も含めまして534万2,568円とさせていただいております。

○8番（渡邊千護君）

人件費が105万円、船のチャーター費とか、その他もろもろの経費の詳細をちょっと教えてください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

船舶の借り上げにつきましては、60万円ほどということになります。人件費につきましては、先程申しましたように、作業ダイバーの方であるとか、カメラマンであるとか、コーディネーターの方であるとかに係る人件費というふうに捉えています。

○8番（渡邊千護君）

このカメラマンの方は動画のやつにつながっていくと思うんですが、これはまた別の計上なんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

失礼しました。株式会社JTBパブリッシングとの契約でございますので、町としては、見積りをいただいた上での金額的なものの把握ということでございますので、詳細なところはJTBさんの意向も確認しながら、お答えできるのではないかというふうに思うところです。

○8番（渡邊千護君）

3日間で延べ3時間ですよ。この3時間、実際、清掃します。その事業は、この目的は清掃事業ですよ。この清掃事業が3時間行われることに1,700万円の、善意で預かったお金を投資しているんですよ。これ、見合っていますか。どう思いますか。

○副町長（日高 豊君）

まず、認識のところが少し議員と違うのかなというふうに思います。というのが、今回、このプロジェクトで1,700万円で支出しておりますけど、今後は、今後のその清掃活動についても、ふるさと納税を使って、継続して海の清掃、環境整備をしていこうという基本的な考え方がありますので、今後、そういう海の環境保全についても、ふるさと納税を使っていくという前提にしたときには、そういうことについても、もう少し寄附者に対して理解を深めてもらう必要があるので、今回、動画とパンフレットを作って事業に臨んでいるところでありますので。

それと、もう一点は、今回のこの事業についてはJTBさんに業務として委託をしておるわけですので、その中で、JTBさんがどういうアテンドをして、どういう具体的な金額であるのかというのは、私たちとしては見積り以外知り得るところがありませんので、そこのところは多少、議員さんの認識と私たちの認識とずれているのかなというふうに思いますので、そこら辺を理解していただかないとなかなか議論が進まないんじゃないのかなというふうに思います。

○8番（渡邊千護君）

善意で頂いたその清掃活動に、これ、保全活動に使ってくださいというお金を、その

業者さんと委託したから、これ、丸投げして、その頂いた金、丸投げしちゃうんですか、ほかの業者に。そして、問題は、これ、公費ですよ、公費。開示請求をして、公費で見積りが何で真っ黒なんですか。内訳は出せないんですか。じゃあ、その寄附していただいた方々に、何に使われたのって、内訳どうですかと説明できないじゃないですか。どうするんですか、説明は。これ、公費ですよ、公費。お答えください。

○副町長（日高 豊君）

その見積りの提出については、業者さんが出したものでありますので、業者さんに対して見積りの詳細について、公開することについての同意を求めた結果について、見積りとして公開することはやめてほしいという事業者の申出がありましたので、黒塗りになっているというふうに理解しております。

○8番（渡邊千護君）

事業者さんが、この事業は随契でやっているんですよ。公費で随契、それを公表できない、業者さんができない、だから善意でもらったお金を公表できないというのは、事業者さんが言ったからできないというのはあり得ない話なんですよ。内訳が何で出せないんですかと言うんですよ。これ、もらったお金ですよ。委託したから、向こうの業者ができなくて、契約して、町がお願いして契約しているやつを、見積りを何で公費で使ったやつを公開できないんですか。あり得ない話でしょう。ノウハウとかそういう問題じゃなくて、内訳は単価も全て出すべきなんです。なぜそれができないんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの情報開示に関わる考え方としましては、うちの情報開示に関わる例規の中にございますように、見積書の内訳は見積者が独自の技術・ノウハウや経験を基に作成した営業秘密に関する情報であって、公にすることによって競合他社との関係において競争上の地位が低下するおそれがあるとされているところから、業者のほうの意見を尊重し、最終的には町の判断となり得るかもしれないんですけども、そういったことで今回については対応したところでございます。

○8番（渡邊千護君）

その業者のノウハウって、単価の見積りが何がノウハウなんですか。その技術を盗むために出してくださいと言っているわけじゃないんですよ。契約上の単価の、契約するときの見積りを出してくださいと言っているんです。言っていること分かりますかね。その業者のノウハウを、技術を盗むために出して、他社の競合があるからって言って、これ、競争入札じゃないじゃないですか。随契ですよ。次の年度の、本年度もまた契約しているわけですよ。だったら、随契でするんであれば、なおさらこれを公表して、どれに幾ら使ったというのを、もらった寄附者にも、もし説明問合せ来たときは説明しなきゃいけない立場ですよ。それができないというのがまずおかしいんですって。そう

思いませんか、課長。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

おっしゃることも、私としては分からなくもないんですけど、今回、JTBさんのほうとの直接の委託契約でございまして、またJTBのほうがさらに委託業者を使っていることもありまして、今回、JTBとその業者のほうに、2社とも確認をした結果、そういう見解でございましたので、そこにならったということでございます。

○8番（渡邊千護君）

これ、お金を払ったのはどこですか。お金を払ったのは町じゃないですか。町がお金を払って、なぜ向こうが出せないと言ったら出せない、こちらが公費で出したので見積り出してくださいと、公表しますって言えるでしょう。なぜ、駄目なんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

そこにつきましては、先程も説明した情報開示の中で、そういうふうに出されている部分でございましたので、そういったことで対応したということに尽きるかと思えます。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。

それでは、続きまして、動画のほうに移りたいと思います。

この動画、10分間の動画に630万円ぐらい入っています。この628万円かかった動画なんですけど、じゃあ、この動画についても、内訳は、費用は出せないということですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

この部分につきましても、先程事業業務ごとの金額につきましては、議員のほうにもお渡ししている内容のとおりでございますので、そこをさらにまた中身についてということであれば、再度、また業者との確認が必要になるかというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

であれば、じゃあ次に、まだずっと質問していくパンフレットのこともそうですが、全てお答えできないということですか。業者と確認取らないといけないということですか、これ、町がお金払っているのに。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

金額的なものはそういった見解でございますが、内容的な御質問についてはお答えしたいというふうに思います。

○8番（渡邊千護君）

12月9日現在、動画、これ、10分動画、ロングバージョンとショートバージョンがあります。12月9日現在、ロングバージョンの再生動画回数513回です。ここに投資した金額は628万円です。費用対効果の何の効果も出ていないと私は思っているんですが、

そこら辺はどう思いますか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

確かに、環境保全の取組につきましては、すぐすぐに効果が出るものでもないというふうに思っておりますので、そこは議員おっしゃるように、今現在500件ほど、ショートにつきましては800件近く出ておりますが、この辺はまたうちのほうでも色々と工夫しながら、伸ばしていきたいというふうには思っているところです。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。

もう次に行きます。次、もうパンフレットに入りたいと思います。

パンフレット、約536万円、事業の取組意義を反映し、かつそれを広く啓発するために作成されたパンフレットですが、この、全12ページあります。この、冊子でありますね、パンフレット。清掃活動に関しては、2ページだけなんですよ、2ページ。本来ならば全ページ使ってほしいです、せっかく潜って、頑張って活動したのが写っているのであれば。ただ、中身はもう観光パンフレットです。それぞれの店の紹介がしてあります。そこで問題なのが、特定事業所の広告が出ていますけれども、この中のお店、誰が選定したんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

るるぶにつきましては、株式会社JTBパブリッシングが取り扱う旅行ガイドブックの代名詞ともなっておりまして、通常、屋久島単独ではなく奄美であるとか、そういった複数の地域での発行となっておりますが、今回のような特定の自治体の場合、特別編となっております、県内でも幾つか、うちを含め取り扱っているようなことでございます。

御指摘の食の紹介につきましては、打合せの中で、バスの移動により徒歩圏内で行けるところということで、JTBのほうと打合せを行っておりまして、他の自治体のケースを見ましても、同じような掲載の仕方をしておりますので、問題はないものと考えております。

また、るるぶという知名度の高い旅行ガイドブックに掲載されることで、今回の取組を含め、屋久島の魅力を発信できるものと考えております。

○8番（渡邊千護君）

るるぶさんと町と選定をしたということですね。これ、載っていない店は、なぜ選定して出して、載っているところはいいですよ。これ、広告料取っていないですよ、店からも。無料で載せて営業しているわけですね、個人の店を。店、いっぱいありますよ。それ、どうやって選定したの。店をやっている人たちに失礼じゃありませんか。これ、公費です、公費。これ、どうやって選定するの。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[illegible]

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

その打合せにつきまして、先程申しましたように、うちの考え方としては、先程申しましたような、バスの移動によって徒歩圏内ということでございまして、選定につきましては、JTBさんのほうでしていただいたということでございますが、議員おっしゃるような、掲載した店に対しての、お願いといいますか、話のほうは、こちらとしてはしていないところです。

○ 8 番（渡邊千護君）

がっくりですよ。公費で使って、店の選定も自分たちでやって、こんな店がたくさんあるのに自分たちで決めて。普通ですよ、雑誌に載せるときに、るるぶさんで1ページ使うの50万円ぐらいかかります、個人がお願いすると。無料で出していただけるんだったら、みんな出してほしいですよ、みんな。それを何ですか。自分たちで選定した、とんでもない話じゃないですか。絶対にあり得ない。これ、ちょっと事業として私はどうなのかと思います。そこら辺を含めて、もう一度。どうですか、それでいいんですか、本当に。これでまた次年度も続くんですよ。随契で契約されていますよね。また同じことするんですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

今回のるるぶの特別編集につきましては、そもそもふるさと納税のつながりで、中間事業者でありますJTBさんとのつながりから、特別編集版を使っていたいたというところがございますが、今年度につきましては、直接JTBを通さず業者のほうと事業を展開しておりますので、今のところ、こういったるるぶの発行とかという予定はございません。

○ 8 番（渡邊千護君）

実は、青森県と屋久島町が公費を150万円ずつ出して雑誌作っていますよ。ここに、実は個人の店の商品はありました。ただ、問合せは屋久島町ですよ。公費で個人の店の紹介するのは駄目なんです。見てください。全部、屋久島町のまちづくり観光課に問合せくださいって、全部書いています。これが公費で作ったパンフレットなんです。これ、観光パンフレットで店の紹介、全てしているじゃないですか、料金まで。絶対にあってはならない。

開示請求しても黒塗りだった。公費がこんなに使われているのに報告もないと、ちゃんとした。詳細も分からないと。もうこれちょっと、あまりにもビックリで、もう監査請求の対象かなと私は思います。

やっぱり、屋久島だいすき基金としてですよ、たくさんの方の善意で頂いたお金で実施している事業です。やっぱり見積り、明確にされるべきであって、これが真っ黒とい

うのは絶対にあり得ない。もうこの次も、もう正直2,000万円近くの事業内容が上がってきているわけですよ。これをまた継続して、うちら認めるのかなと思うと、ちょっと、ちゃんと見直さないといけないのかなと、本当思いました。悲しくなりました。住民のみんなの参加が得られるような事業の仕組みをつくってもらいたい。

私も、今回、ちょっと色々文章も考えてきました。どうやったらいいのかと。私が描いているのは、例えば、海だったら地元の漁師さん、そしてダイバーの皆さん、そしてその屋久島全体の海岸なりを子供も大人も巻き込んで、そして地元の業者の動画を撮ってもらって島の内外に発信してもらおうと。本当にみんなでやっているんだよというのを、寄附してもらった方に本当に発信したい。それが大事だと思うんです。

例えば、山だったら、山のガイドさんへお願いして、子供たちに事業の一環として自然を見てもらう、落ちているごみを拾ってもらって、色んなことを学んでもらう、屋久島の世界遺産の大自然を学んでもらうと、それで保全活動をする。そこにお金を幾ら使っても、僕、いいと思う。みんなを巻き込まないと駄目なんですよ。そしたら、自然と寄附は、僕は集まってくると思っています。今後はそういう形を取っていただいて、しっかりと屋久島全体で取り組む姿勢を見せてほしい。

議長、もう以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、相良健一郎君に発言を許可します。

○6番（相良健一郎君）

お疲れさまです。6番、相良でございます。尾之間、小島の畑や田んぼにヒマワリが咲いております。冬のヒマワリを、観光に訪れた人も地元の方も、路肩に車を止めて写真撮っています。その光景にはほ笑むのは私だけでしょうか。冬のヒマワリもいいものです。そして、今の時期、ぽんかん収穫です。同僚議員がぽんかん祭について質問されました。屋久島のぽんかんも昔より収穫量は減っておりますが、頑張っていきたいと思ひます。

また、ここ数年、コロナ禍で中止になっていたスポーツ・文化のイベントがあり、大変盛り上がったと思ひます。選手、出演者、役員の皆さんお疲れさまでした。私自身もイベントができる喜びを実感しております。

では、通告に従い、質問をしたいと思います。町長の明確な回答を期待しております。

1、農業振興について。

約30年前に実施した南部地区の給水栓の更新を現在実施しているが、北部地区の給水栓の更新について実施の予定はないか。

続けて、南部地区において更新の長期計画を予定しているか伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

相良健一郎議員の質問にお答えします。

北部地区の給水栓更新の実施予定については、令和17年度までの長期振興計画に基づき、現在、一湊地区の水源施設整備を含め、給水栓更新事業を令和4年度より実施し、本年度完了予定となっております。一湊地区事業完了後は永田地区、志戸子地区、楠川地区の畑かん施設の更新事業を計画しております。

また、南部地区の鈴岳地区畑かん施設更新につきましては、事業着手後26年が経過していることから、令和11年度より施設の機能診断を実施し、令和14年度から施設更新事業に着手する計画となっております。

○6番（相良健一郎君）

関連がありましたので、（１）、（２）の回答をいただきありがとうございます。

一湊地区が本年度終了予定と、今後、永田、志戸子、楠川地区と計画していると回答がありました。

農業に欠かせない水でございます。やはり水がなければ作物は育たないと思います。そして、今後、島内外の方が農業をしたくて土地を買い求めるということがあります。給水栓があるかないとでは大きな違いがあります。ぜひ、更新事業計画だけではなく実施していただきたいと思います。

南部地区においても、現在、高平、麦生、原地区、給水栓の更新事業を行っています。鈴岳地区において、高平、麦生、原以外の、尾之間から湯泊地区においても、令和11年より施設の機能診断、14年度より更新事業を計画しているとお聞きしております。これもぜひ、計画倒れじゃなく実施していただきたいと、農家のために、ぜひ実施していただきたいと思います。

そこで、更新事業に関してパイプラインの診断が含まれているかを1点お聞きします。

○建設課長（日高 望君）

今、質問のパイプラインについての機能診断でございますが、パイプラインにつきましては、埋設をしている関係もありまして、なかなか診断のほうが難しいという形になってございます。全国的にも鹿児島県内でもそういう形で、パイプラインにつきまして

取替え事業を実施している場所につきましては、あまりないのが実情でございます。

屋久島町のかんがい施設につきましては、まずは機能診断につきましては、目視、タンク等もあります、目視ですね。それから制水弁、仕切り弁等につきましては、実際に動かして不具合がないかの確認、それからパイプラインのほうにつきましては、なかなか、今、さっき述べましたように、見れないんですけども、例えば、橋梁添架、橋梁に添架をしているパイプライン、これにつきましては目視ができますので、そういうところにつきましては目視で判断をすると。耐用年数的には、パイプラインが40年、それから制水弁等につきましては15年というのが耐用年数という形になってございます。

以上です。

○6番（相良健一郎君）

確かに地中、埋設しておりますのでパイプラインの機能診断、難しいと当然思います。しかし、普通の畑かんであれば200mmが埋設しております。もし、漏水があつて、少しの傷だったら地中に少しずつしか出ないんですが、これがちょっと破裂が、ちょっと亀裂が大きくなると、これ、道路が陥没します。当然、建設課長も御存じだと思いますけども、それを考えれば、やっぱり農道の陥没、例えば、車が、いつするか分からないので、いつ、車がそこにたまたま走っていて、走行していて陥没に遭う危険性も十分あるわけです。そこは、もう当然、目視、機能診断が難しいのであれば十分気をつけていただき、今の、何でしょう、レベルではもうできるんじゃないかなと私は思っているんですよ、色んな感じですね。古いところがあれば、確かに40年と言われましたけれども、もうぼちぼち取り替えないといけないのかなとか、よく漏水するなという感はあると思うんですよ。そこは重点的にやっていただいて、取り替えるなりしていただいて、これは農家の安全、町民の安全を守っていただきたいと思います。

当然、県との事業もあると思いますので、県とよく連携を図り、今後、実施していただくようお願いしたいと思います。この更新事業については、以上で私は終わります。

では続いて、次の質問に入ります。次の質問は、確認を私、何回もやっており、2回ほどやっております、暮らし体験住宅について。

現在、町内に4棟あります。その1棟が環境整備により入居できない状態だと聞いていますが、今後、いつ環境整備を行い、入居できるかをまず伺います。

○町長（荒木耕治君）

移住を検討する上で生活環境や地域の状況、人との関わりなどを体験し、屋久島を移住候補地の一つとして検討していただくために、平成27年度より屋久島町暮らし体験住宅を整備し、実施しております。

1点目の、環境整備の件につきましては、長峰の暮らし体験住宅1号棟のことであると思っております。通常、退去後すぐに入居者を募集し、その2か月もしくは3か月後

に入居するというサイクルの中で、その間、職員が除草作業や建物内の清掃等、維持管理を行っております。

今回、通常の作業以外で手間のかかる作業をする必要が出てきたことから、作業の用途がつき次第、募集をかけるという意味で入居できない状態と御理解されたと思うところであります。

具体的な作業内容としましては、住宅の基礎部分に侵食してきた樹木の伐倒作業や以前より設置されているコンポスト等の撤去を今月中に行う予定としております。

募集期間に関しては、最近退去された永田の2号棟と併せまして、令和5年12月5日から町のホームページにおいて募集をかけており、入居につきましては3月1日から入居可能というところであります。

○6番（相良健一郎君）

12月5日より町のホームページにおいて募集ということで、その環境についてはよく分かりました。私が間違っていたと思います。

そこで、3月より入居ということで、あと2棟について、今、住まれているということでしょうか。

あと、暮らし体験住宅の入居は1年だけです。入居をしてから1年しか、スパンでは入居できないということで、そして、前も話をしたんですが、募集のタイミング、退去してから募集ではなく、当然、人がいますから、当然、そういうのはタイミング的に難しいと思いますが、退去の時期が分かっている、住宅の補修を1か月見たとしてもですよ、1か月後には入居できるスパン、屋久島に1人でも、経済効果のために1人でも2人でもですよ、入れるとしたら、その期間が、今ちょっと3か月から4か月のスパンで入居しますよね。そこら辺、短いスパンでできないのかなと、長いスパンで空き家にしないように、当然、環境整備が必要かもしれません。ただ、それは前もって分かるわけだから、1か月余裕見ても、次の月には入居できる体制ができないのか、まずお聞きします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

今回の長峰の1号棟につきましては、7月に退去された方がネット環境が悪いということから二、三か月で退去されまして、その後、9月から入居予定の方が体調不良により治療に専念したいということで辞退したこともあり、これまでより空白期間が生じたところでございます。

町長の答弁にもありましたとおり、通常、退去から募集を行い、入居までに3か月ほど要するところでございますが、作業期間含めまして、できる限り空白期間を埋められるよう努めてまいりたいというふうに考えます。

○6番（相良健一郎君）

ですよね、短いスパンで。これが、私が1期目のときにも質問したんですが、そのときの課長もそう言われました。でも、4年間ぐらい全然スパンが短くないんで、今の課長に期待しております。

そしたら、次の質問に、このスパンは必ずもう、できれば3か月、2か月でもいいです。短く、極力していただきたいと思います。

次に、暮らし体験住宅を増やす予定はないかという質問なんですが、過去の定例会で質問しました私、した経緯があります。そこで、町長は暮らし体験の建築はまずしないと、当然、うちの定例会で反対されたこともあって、そのときはしないとおっしゃいました。もう何年か経っておりますので、そこで町長の今の考えをお示しいただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

住宅も大分、空いたものもありますんで、移住のための住宅を、これから1戸でも増やせるようにやりたいというふうに思います。

○6番（相良健一郎君）

そこで、まず住宅を増やすということで質問に入ります。

今後、どういうふうにしていくのか、お聞かせしていただければと思います。暮らし体験住宅の今後の建築がないんで、今後、どうやって具体的な案を出すかということをお聞きします。2番の回答でございます。

○町長（荒木耕治君）

増やす予定はないかとの件につきましては、昨年3月の定例会において、議員より同様の質問を受け、答弁をして、島内の住宅状況を含め、使える部分は使い、移住者が住宅を探すことのない状況をつくっていければ、移住政策がうまくいくのではないかと申し上げたところでありますので、移住者の定住及び空き家の解消につなげるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○6番（相良健一郎君）

今、答弁の中で、島内の住宅状況を含め、使用できる部分は使い、移住者が住宅を探すことのない状況をつくっていけば、移住政策がうまくいくということで回答がありました。

これはもう課長でいいんですが、現在どのような、今、取組をして、そういう移住対策、本当はこれ、暮らし体験も含めて、どういう具体的な取組を行っているかお答えください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

暮らし体験住宅の5号棟という話は今のところ具体的には出ておりませんが、昨日、町長の答弁にもありましたように、住宅の問題につきましては、縛りが多過ぎることの

中で、二拠点居住ですかね、色んな形で住宅政策をやっていきたいということでありましたので、暮らし体験住宅だけでなく、留学生の問題も含めまして、建設課、教育総務課とも連携を図ってまいりたいというふうには考えるところであります。

○6番（相良健一郎君）

今、連携とおっしゃいましたが、具体的に、その連携が今どこまで行っていて、まだゼロなのか、10進んでいるのか20進んでいるのかというのは、ちょっと、ゼロだったらゼロでいいです。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

まだ、具体的には進んでいないところでありますが、空き家対策の問題につきましては、建設課を中心に検討会等を開いているところではございます。

○6番（相良健一郎君）

この問題、どの定例会の一般質問でも必ず出てきます、住宅の問題は。暮らし体験だけじゃなく、移住の問題も出てきます。昨日の同僚議員の質問の中でも、移住対策についてもありました。人口減少に歯止めをかけないといけないということです。必要です。

また、町長の答弁でもありました、現在いる島民の対策もありますと、非常に難しい問題だと思います。両てんびんにかけられない問題だと思います。皆さんで知恵を出し合って、よい方向に行ければいいなということで、私の一般質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時27分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大角利成君に発言を許可します。

○15番（大角利成君）

お疲れさまです。今回の一般質問の最後を務めることになりました大角利成でございます。しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

まずは荒木町長、10月の町長選挙において4期連続当選、誠におめでとうございます。公約どおり、これまで培ってきた経験と知識で時代を読み、揺るぎない決断と速やかな実行によって、豊かな郷土、まちづくりを実現してほしいと思います。期待をいたしております。

さて、このたびの米空軍オスプレイ墜落事故により、国内はもとより世界中が動揺いたしておりますが、残された乗員1名が一日も早く発見され、そして周辺海域が元どお

りの状況になることを願っております。亡くなられた乗員の御冥福をお祈り申し上げます。そして、米国に対しては、徹底した原因究明により、悲惨な事故が二度と起きないように強く求めるところでございます。

それでは、通告に従って質問をいたします。

町長、野球で言えばキャッチボール、相手の胸を目掛けてボールを投げる、そして相手の投げたボールを胸で受け止める。サッカーで言うならばよきパス回し、得点に絡むようないい結果が出るようなパスをいかに出すか、それを受けていかに先につなげるか、そのようなやり取りでしばらく意見交換をしてみたいなと思っております。昼食も済んで頭のリフレッシュもできたかと思しますので、しばらくよろしく願いをいたします。

それでは、早速ですが、1点目の農業振興についてお尋ねいたします。

町長は、今回の選挙期間中において、コロナ社会にあって、改めて第1次産業の重要性を認識したと度々話されておりました。そして、一昨日の所信表明の中でも、農業振興策として、屋久島らしいブランド品開発と多品目の充実を挙げられました。改めてですが、4期目就任に際し、本町農業振興策にどのように取り組む考えなのかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の質問にお答えします。

元来、コントロールも悪く、パス回しも下手な私ですけれども、農政につきまして、私の今、一番のアキレス腱だろうというふうに思って、ずっと勉強はしてきております。選挙期間中にそういうことも申し上げてまいりました。それは、コロナ禍でやはり自給自足というのがいかに大事なのかということを痛感しました。それと、ウクライナの戦争によって物流が止まるということは、色んなものに対して、特に畜産のそういう飼料とか、そういう肥料とか、そういうものに対して高騰をしたという。やはり、でき得るならば自前のもので作ってするようなことをやらないといけない。農業に限らず、やっぱり1次産業をしっかりとやっていることが大事だというふうに、気づいたといえますか、そういう思いです。

私どもの島は、今、観光産業が発展して、ここ30年間、もう7割強の人たちが観光関連産業に携わっていく。しかし、私どもの島はもともと林業、農業、漁業の島であったわけです。ですから、世界自然遺産の30周年のときも言いましたけれども、やはり、原点回帰とまでは言いませんけれども、本来、屋久島というのはどういった島で、どうやって進むべき道なのか、先人がどうやって守ってきて今の屋久島があるのかということ、を、本当にもう一遍きちんと考えていかなければいけないというふうに思っております。

前置きが少し長くなりましたけれども、農業を取り巻く環境は高齢化、担い手・後継者不足や遊休農地化が進んでおり、厳しい状況にあります。このことから、関係機関・団体と連携の上、総合的な農業振興策を講じる必要があると思います。

果樹の振興につきましては、果樹農家を支えているタンカンの生産量の増加、安定生産につなげるため、引き続き、園の若返りを図るための改植事業や省力化を図るための園地づくりを進めていきたいと思っています。

併せて、新規作物としてのレモン類、ダイダイなどの香酸柑橘の生産や周年収益、手間のかからない作物という観点から、スモモの生産等を検討したいと考えています。

また、パッションフルーツにつきましては、苗木の育苗・供給に向けた取組を引き続き行うとともに、老朽化している施設の更新に対して、一部補助ができないか検討してまいりたいと思っています。

畑作につきましては、土壌改良を行うとともに、牛ふん等の堆肥利用を進め、化学肥料の低減に向けた取組を行い、バレイショを中心に安定的な収量が確保できるよう努めていきたいと思っています。

また、サツマイモ基腐病により、近年、生産量が減少していた焼酎用サツマイモですが、国庫補助事業等を活用した防除対策により、現在、生産量は回復基調にあります。今後、現在の生産量の維持拡大を後押しする施策を検討してまいりたいと考えています。

畜産につきましては、子牛価格等の下落や飼料価格等の高騰により、予断の許さない厳しい畜産経営を強いられておりますが、今後も子牛の商品性を高めるために、関係機関と協力し、飼養技術の向上に努めていきたいと思っています。

担い手育成につきましては、今後10年後の、どの農地を地域の誰が担っていくのかといった、現状の人・農地プランをより具体化した地域計画を令和6年度末までに策定することが義務づけられており、そのための協議を各集落において順次進めてまいります。地域の方々の意見を伺いながら、地域の10年後の農業の将来像を一緒に作っていききたいと思っています。

農産物の流通につきましては、市場販売、農協系統、インターネット等による個人販売、無人市での軒先販売等、様々な流通体系により、農産物が販売されております。

今後、少子高齢化を背景とした消費の量の減少と、消費者の健康意識や安全意識に基づく消費の質の変化により、少量多品目栽培をされる農家が増加することも予想されます。そのため、新しい需要、マーケットの開拓が重要な課題となりますので、関係機関、農家等と話し合いを重ね、農業所得の向上につながる販売方法を検討してまいりたいと思っています。

最後に、尾之間果樹試験園ですが、試験園を活用して高収益かつ安定生産が行えるような栽培モデルの確立を目指して圃場整備を行っておりますが、今後、果樹農家を目標

す後継者となる方が、園を利用し、研修を受講できるような仕組みづくりができないか、検討してまいりたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

町長、農家育ちで、今、私自身も細々とタンカンを栽培しているんですが、今、町長がおっしゃったようなことを、もう再三にわたって私も一般質問等をし、また私的にもお話をしてきたところであります。

なぜ、私が今回、また改めてこのことを御質問申し上げたかということ、選挙期間中にやはり私の耳に入ってきたのは、あっ、荒木町長、農業、本格的に色んなことに気づいて、やる気満々だなというような声が耳に入ってきました。そのことが、結果として、今回の選挙結果、特に南部地域での私の感想であります。

今、るるお話を聞きましたけど、言っていることはもうごもっともで、私も承知しています。ただ、やはり今、農業が色々と衰退してくる中で、農家の生産意欲を高めるために、色んなことを並べるんじゃなくて、これとこれを自分はこの与えられた4年間でやりたいんだと、やるんだという思いがあれば、それを聞いたかったわけではありますが、例えばですよ、私、まだよく調査していませんから分かりませんが、例えば、今、農業生産何億円と、これを自分の任期中、この4年間で、できればこれだけに持っていくんだという、そういう目標をはっきりと持って、そして関係職員、関係機関とも共有をしながら、そのことを農家に位置づけていく、そして農家が生産意欲を、就労意欲を向上させる、そういうところをぜひ取り組んでほしいなと思ったものですから、何かそういうのがあればと思ってお聞きしたところでした。

これまでも、私、同様の質問をたくさんしてまいりましたが、町、それからJA種子屋久、屋久島事務所の職員、これで構成しております技術員の連絡協議会があると思います。もう一度、町長、個々の職員に託して、大いに議論をしてもらって、我が町の農業をこれからどうするのかということを、たまには町長も一緒になって、膝を交えて議論をしてほしいなと。要素はいっぱいあると思っています、我が町は。あとは、農家の方々からお叱りを受けるかもしれませんが、就労意欲、生産意欲が少し、以前からすると低迷しているのかなと思いました。このことについては、町長、もう一遍、町長自身、頭の整理をしていただいて、そして思うところをしっかりと職員に伝えて、そしてこれまで以上に農家と膝を交えて、色んなところで議論していただければと思いますが、例えば、果樹ではこうしたい、野菜ではこうしたい、畜産では、うちはこうしたいというのがあると思うんですね。その部門ごとに、一つの項目でも私はいいいと思うんですよ。それをしっかりと自分の考えを農家にも伝えて、町民にも伝えて、そして生産意欲を、今、この時期に確かめ合う、交流し合うべきというふうに考えるんですが、何か思いがありましたら一言お願いします。

○町長（荒木耕治君）

今、総花的なことを申し上げましたけれども、今、言うように、私はタンカンだと思っております。色々タンカン調べてみますと、奄美とか色々なところで作っていますけれども、今、屋久島のタンカンを栽培している面積は日本一だそうです。奄美なんかよりずっと多いらしいです。ですから、あるところで、まだこれを、町長、アピールしてタンカン、鹿児島ブランドにも指定をされている、これをもうちょっと大々的にやったほうがいいですよと言われて、そうだなと思ったこともあります。

ですから、今の、もともと屋久島は柑橘、ぼんかんで、前日もありましたけど100年、黒葛原兼成翁がぼんかんで屋久島を一躍有名にした。麦生の集落では、集落づくりとぼんかんで天皇賞までもらった、そういう過去もあります。ですが、今、ぼんかんの栽培というのは、どんどん縮小をしていっている、それは作りにくいというのがあるのかもしれないし、年末に合わさないと、贈答用に金額がというのもあったりして、だんだんそうなるのかなというふうには思っています。ですから、私は柑橘ならタンカンが、時期を外していいんじゃないかなと思っています。

タンカンは全てのものに使えると思っています。今、私のところでも民宿をやっていますけれども、ここでぼんかんジュース、タンカンジュース、シークワサージュースというのを作ったやつを出す、一番人気はやっぱり、残念ながらシークワサーです。その次はタンカンです。だから、タンカンというのは商品になくても、そういうジュース類で結構無駄がないといいますか、そういうものでお金になるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、今、議員が言われるように、農業だけではなくて、全てのものにおいて、今まで行政主導といいますか、そういうことで色んなものを作ってきましたけれども、今、町が何をするかじゃなくて、やはり町のために、例えば、農家でも商業をやっている方でも、どんなことをやっていくかという自分の発想、今、コロナ禍の時代でも、やはり頑張ってもうけている会社、幾つもあります。ですから、そういうのは、個人の資質みたいなものもあるでしょうけれども、やはり一大産地を作っていくには、今、そういうことを一緒になって、議員が言われるように、農家の人たちとも、また関係者とも、私も一緒にそうやって作っていきます。ですから、今、色んなものに手を出し過ぎるというのもあるかもしれません。ですが、先程から言うように、色んなお客さんのニーズというのは変わってきていますから、だから量より質みたいなものを求めるもので、例えば、今の時期にぼんかんを5kgの箱をもらっても、もう核家族で少なくなつて5kgは食べられないという、もう3kgの箱のほうが有効性があるんじゃないかという、そういうものもあります。

だから、売り方の問題もあると思いますし、そういう、色んな農産物について、議員

がおっしゃるように、これから私もそういう面では目標を定めて、お茶はお茶で、今、一生懸命、お茶農家が頑張って100町歩近くまで、今、面積も広がってきておりますから、そういう面では、屋久島の農業のやり方というのは、隣の種子島なんかと一緒ににはやれないと私は思っています。1戸の農地面積も少ないですし、ですから、少ない反収で、いかに高収益のものを上げていくかというものを作っていかねばいけない。ですから、一方、国のやり方とすれば、大型化して、機械化して、一方では、もうそういうことでないと、スマート農業をやらないといかんみたいなことになっていますけど、到底、屋久島はそういうことではできないと思いますので、屋久島にはやっぱり屋久島独特のやり方でやっていく方法がいいのかなという、それを皆さんと一緒に探し出してやっていければいいのかなというふうに思います。

○15番（大角利成君）

欲張ってたくさんの項目で、私、通告していますんで、短時間でやったり取ったりしたいなと思っていますので、お願いしたいと思います。

今、タンカンのお話が出ました。私もタンカン、そのとおりだと思っているんですが、それであれば、例えば、この4年間、任期中4年間のうちに、今ある100の数字を、作付を、幾らに目標にするのか議論をし、それを120ということでは、その目標をちゃんと掲げて、そしてそのことも農家にも知らせる。その100を120にするために、じゃあ、行政はどう支援するのかということも含めて、そういうところをしっかりと定めて、今後やっていくべきじゃないかなというふうに私は思っていますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

そして、色んな部門で、色んなところで、色んなことが議論されて、そしてしっかりとした、やっぱり町としての、あるいは地域としての目標に向かって、色んな作業ができるように、そういう取組をしてほしいなということを、お願いをしておきたいと思います。

それでは、2点目の、「カワヒコイモ」の作付の拡大についてということでお尋ねをいたします。

さきの世界遺産登録30周年の記念シンポジウムにおきまして、地元の児童生徒による環境保全活動報告がありました。その中で、神山小学校の児童によるカワヒコイモの栽培に関する報告があったところであります。

私が住んでいる南部地域では、正月にこのカワヒコを食べる文化が今も継承されておりますが、もちもち感といいますか、甘い食感のよさから、広く住民に好まれ、特に高齢者の方々には好評であると思っています。

このたびのシンポジウムでの発表で、子供たちから、児童からの示唆を与えられたところでございますけれども、私はこのカワヒコイモ、通常、私たちは餅芋と呼んで育っ

てきましたけれども、この種芋を町のほうで確保して、そして作付の拡大を図るべきじゃないかなというのを、今回の子供たちから示唆を私も与えられました。このカワヒコイモに対する考えということ、町長、どのように、町長も子供たちに発表聞かれたと思いますけれども、どのようにお考えなのかをまずお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

私がカワヒコイモを食べたのは、つい5、6年前の話でございます。北部には全くこういうものはありませんから。あるときに高平の100円市ですかね、あそこで変わったのがあるなと思って、それが最初でした。食べたら非常においしくて、柔らかくて、私個人は大好きで、今、ちょこちょこ、そういうことで買ったり、頂いたりして食べているのが現実です。

本町では、平成30年以降、サツマイモ基腐病の蔓延が深刻な状況となり、被害軽減対策を検討する一方で、サツマイモの代替となり得る露地畑作品目ということで、令和3年度より園芸振興協議会屋久島支部において、カワヒコイモの実証試験栽培に取り組んでいます。現在のところ、病害虫の発生はほとんどなく、品質・量ともに経営的には有望な品目であると考えられます。

カワヒコイモは屋久島固有の里芋の在来種であり、産地化されておらず、個人消費向けに原、麦生を中心に零細な栽培が行われてきております。一方で、地域によって生産性が不安定な面があるとされており、今回の実証実験においては、麦生地区で行っていることから、引き続き他の地域での実証試験も行う必要があると考えております。しかしながら、実証実験により、品質・量につきましては、有望な品目であるとの結果も出ておりますので、議員のおっしゃるとおり、作付面積の拡大、また、流通の確保に向け、関係機関と引き続き連携をして取り組んでいきたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

私が思っているような答弁をいただきましたが、小さいときから私たちも、餅芋、正月に食べる元日芋、元日に食べる芋という感覚でおります。私も小さい頃はもう芋ばかり食べさせられて、あまり芋類は好きじゃなかったんですが、年を取るにつれて好んで食べるようになってまいりました。町長はあまりなじみはなかったということなんですが、町長、隣の副町長が、農業に関しては町長よりかは詳しいと思いますし、ちょっとカワヒコイモについて、副町長にも意見を聞いてみたいと思うんですが、よろしいですか。許可をいただきましたので、副町長に少し見解をお聞きしたいと思います。

副町長が住んでいる原、麦生、この南部地域で古くから作られているカワヒコイモですが、特に副町長の家族が経営をしています農家レストランで、副町長の家族も南部地域では栽培面積も多いほうじゃないかなというふうに私は踏んでいるんですが、そしてこのカワヒコイモを活用した料理が、多分家族が経営する農家レストランでの看板メニ

ューになっていると思います。そのようなことから、考えを少しお聞かせいただきたいんですが、副町長自身、このカワヒコイモ、餅芋について、率直なところどのような考えを持っていますか。将来性も含めたところで思っていることがあれば、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副町長（日高 豊君）

まず、カワヒコイモの前に、今回も、先程の質問のところで、一番最初に町長が農業を取り巻く環境は厳しいという話をされたんですけど、この前、ある農政の会の中で、私は、あんまり農業は厳しいとか、そういうネガティブな言葉が枕言葉なんですよね。信じる信じないは別にして、引き寄せ効果みたいなのがあって、あまりネガティブなことを言うので、ネガティブなことが寄ってきているんじゃないのかなというふうに思うところもあります。そういった意味では、今回、カワヒコイモ、カワヒコを産品としてどうかというのは、一つ新しいきっかけになるのではないかなというふうに思いますし、先般の30周年のときに、神山小学校の子供たちが出て、色々と自分たちの研究成果を発表していただきました。

最初、子供たちが、子供たち2年続けてたしかやっております。1年目のときには、うちのお店にも来て、色々うちのやつと話をしたりしたみたいです。その中で、カワヒコイモ、確かに、非常に独特の食感もありますし、ここにしかない一品にはなるのかなというふうに思うんですが、一つネックがあるとすれば、今年あんまりよくないみたいなんですよね、生産、作っている方の話を聞くと。そういったときに、どうして、そういう芋が腐れるとか、そういうのが出るのかというのが、まだちょっと分からないところもありますし、あともう一つは、もう10年ぐらいになると思うんですが、原集落で1回カワヒコをちょっと、産地化というか、生産を拡大して島外に売ってみようかということの取組もしました。そのときには、青果商さんが、受けてというか、買って、鹿児島市場なりで売るということの取組はしたんですが、そのときにうまくいかなかったのは、常温での長期の保存が効かないというのがあって、うまくいかなかったというふうに聞いております。ですので、そういうふうに考えますと、消費者に渡るまでの間の管理の仕方とか、あるいは消費者のところに来てからどういうふうに管理するか、冷蔵するなり、冷凍すると日持ちするんですけど、そういったところまで求めないと、なかなか芋として料理していくのには少し問題があるのかなというのと、あともう一つ、やっぱり一番大きいのは、おくての芋ですので、どうしても台風を越えないといけない。そうすると里芋類、葉っぱが大きいので、風に当たるとどうしても茎が折れて、ちょうど一番大きくなる時期ですので、大体台風が来るのが。ですので、大規模な生産というか、大規模に畑で里芋を作ってっていうのが、果たしてできるのかというのは一つ心配があります。

それと、もう一つは、やっぱり連作ができないというところもありますので、大規模に大量生産というよりは、やはり気象的にというか、風のあまり当たらないところとかで少量ずつ多くの方が作ってもらうような方向性でないと、なかなか厳しいのかなというのも一方ではあるのかなというふうに思いますし、あと、もともとは親を食べる芋ですので、ただ、最近の子まで食べているみたいですけど、子芋もそんなに、食感というか、食べ物としては悪くはないんですが、どうしても小さいですので、その子のをそれなりに商品にしようと思えば、小さいうちに芽をかくとか、そういう手間がかかるのかなというところを考えたときに、果たして、その量、今、試験の圃場で作っているのは、多分、坪掘りで、坪で、幾らで、量でというところだと思いますので、そういったところがある程度の面積作ったときに、どの程度収益が上がるのかというのは非常に難しいのかなというのがありますので。ただ、一つあるとすれば、やっぱり地元の商品、観光客向けの料理なり、そういった意味での販路というか、そういうところを任せていくには十分特徴を持った商品になるんじゃないのかなというふうに思います。

以上です。

○15番（大角利成君）

確かに市場に出せというところまでは、まだまだ試作もしなくちゃいけないし、だろうと思います。ただ、私たちが耳にするところで、やっぱり地元の人には、南部地域だけでしょうか、非常に好評です。ですから、今、言ったように、多くの町民が、多くの農家の方が、これをやっぱり作付をして、自分たちで食べながら、そして広めていくと。そして、地元の旅館、ホテル、レストラン等でも提供ができる、ここから取り組まなければいけないと思います。そういう意味で、もうちょっとこのカワヒコイモをPRして、そして拡大のために、この種芋の確保も町のほうでも少し検討してほしいなという思いから、今回、通告をしたところです。

ぜひ、この子供たちの発表を機に、これまで以上に町民の皆さん方にも、この芋のこともPRし、そして、今後に向けて、先程申し上げました技連会を中心に、色々と検討してもらいたいなということで要望しておきたいと思います。

それでは、大きな2点目の質問に入ります。集落活性化の支援についてお尋ねいたします。

私は、これまでも数回申し上げてきましたが、まちづくりの原点は集落、いわゆる村づくりと人づくりということで捉えて、これまで議員活動も行っていました。旧屋久町の職員時代に、村づくり活性化支援事業制度に関わったときから現在まで、その理念は変わっておりません。

両町合併の折に継承されてきたこの村づくり活性化支援事業でありますけれども、これまで、御承知のように、度々、名称、中身を変えながら今日に至っております。

町長は、一昨日の所信表明の中でも、安心・安全なまちづくりの項目として、屋久島に住んでいてよかった、住んでみたい、一度は行ってみたいと思えるまちづくりのためにということで、集落活性化のことについても触れられました。

町長自身、3期12年間、これまで集落活性化支援事業を継承されてきたわけですが、自身のこの3期12年間のこの本事業の成果をどのように評価し、考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

評価といいますか、全体的には、私は及第点だろうというふうに思っております。それは一時的にどんといっているところとか、そういうのはありませんけど、しかし、これがベースになって、色んな集落が、今現在を保っているんだらうなというふうには思っております。

○15番（大角利成君）

それぞれの集落で、私は村づくり活動というのは話合いが原点だというのがありますから、やはりこういう支援事業を町のほうで立ち上げて、そして継続をしながら、そしてそれを、支援を受ける側の集落としては、集落で話合いをしながら、知恵を出し合いながら、この限られた財源をどう使うか、ということでの議論が、度々、全ての集落でされていると。そして、これまで、たかが50万円、たかが100万円かもしれませんが、そのお金を使って、それぞれの集落で、それぞれの特色ある事業展開がされてきていると思います。この支援をいただくための話合い活動こそが、私はもう集落づくりの原点であると思っていますので、私は非常にいいことだと思っています。

そして、各集落で村づくりのスローガンを設定していると思いますけれども、南部地域でいうと、これはこの活性化支援事業は、制定されたときに、それぞれの集落で村づくりのスローガンを掲げて、それに沿った村づくりをするためのいわゆる目標ということでございましたから、全集落にあると思います。

ちなみに、尾之間区のスローガンを申し上げます。「知恵を出し合い、住んでいてよかった、住んでみたいと思う村づくり」、これが尾之間集落の数十年前からの村づくりのスローガンです。今も公民館の舞台の袖に掲げてあります。このようにして、本事業によって、集落の活性化が図られてきたというふうに私は思っているところで、非常にいい事業だと思っています。

今、町長からも同様のお話があったわけですが、そこでなんですが、先程申し上げましたように、4年の時限立法、条例でございます。来年の3月には、今の集落の活力アップ交付金事業が失効されることになります。私自身は、この事業はどうしても継続をすべきというふうに考えておりますけれども、町長はどのような考えでしょうか。次の質問に入ります。

○町長（荒木耕治君）

新しい集落支援事業を制定といいますか、引き続き継続していくということは、私も一緒でございます。

本交付金制度につきましては、条例により、令和5年度限りと定めているところであります。しかしながら、これまでも従前の事業に代わるものとして、対象範囲の拡充など、支援内容の見直しを図りながら引き継いでまいりました。やはり今後も集落活性化のため、引き続き同様の支援は必要であると考えており、令和6年度においても、支援事業を講じてまいりたいと考えているところです。

特に、人口減少や高齢化が全町的に進行していることから、各集落では様々な取組が徐々に制限をされ、取組そのものが困難な地域も見受けられるため、集落の規模などでその活動が制限されることがないように担当課と協議の上、同事業の継続もしくは制度の見直し、さらには新たな支援策の制定を目指して、3月議会までにその方向性を示したいというふうに思っております。

中身は色々、5年の間に時代が変わっていく、人口減少が、少子高齢化で減っていく、そういうもろもろのことも併せて、じゃあ、次の5年をやるにはどういう形がいいのか、どういう支援の仕方がいいのかということを内部で検討して続けていきたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

今回の町長選挙戦でも、町長もあちこちで、先程申し上げましたように、集落支援事業のことも話されました。多分、継続をする決意でいるなというのは、私自身も思っていました。また、やってほしいなと思っていましたので、あえてこの場で確認作業をさせてもらったところです。

やはり集落が、例えば、行政の網のかからないといったらあれかもしれませんが、自分たちがやりたいことを限られた支援という財源の中で、最大限の効果を出すためにどうすべきかということを議論をする。このことが、先程来申し上げますように、大変重要なことでありますし、集落がしっかりしておれば、町は安泰だと思っています。それは、私の職員時代からの考えでもあります。今、改めて安心をいたしました、継続をする意思だということでございます。

そこでですが、最後の質問とこう重なっていくんですけれども、現況の支援事業、500人未満の集落50万円、そして500から700が60万円ですかね、そして700以上が70万円ということであります。旧南部、旧屋久町で発足してから非常に好評であったために、旧屋久町時代には100万円、300万円、記憶では500万円というのがあったかと思うんです。そこまではいかないとしても、町長、荒木町長のこれまでの努力もあって、合併時と比較して、町の財政基金等も多く積み立てられてきております。継続をされるという

意思表示がありましたが、新制度において現況のこの支援額へ手厚く支援をする考えはございませんか、お尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃるように、尾之間地区では、そういう議論をすることが集落づくりになっているということは、まさにそうだと思います。それが26集落で実際そういうことがなされているかというのは、これひとつまた問題があると思っておりますし、ですから、そういう、本当に今年はこれをやるからということで、集落内で議論をしてやろうという。しかし、もうそういう議論が中途半端になされるままに、役員だけで決めていっていくというようなね。一つでは、一方では、そういう議員が言われるように、尾之間みたいにそういう組織がちゃんとしていて、熱く話して、本当に自分の集落をどうしていくかという集落もあれば、そうでない集落もある。そこら辺も少し見極めていかなければいけないというふうに思います。

補助金を上げることは何もやぶさかではないと思います。本当にやる気があって、そういうことが実質的に効果が出ていけば、私は、そういうことには何も惜しまないというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

分かりました。話せば長くなりますけど、旧屋久町のときには、町が長期振興計画を10年スパンでつくりますけれども、これの集落の5か年計画というのを、みんなつくる、当時はつくられたんですよ。つくられたというか、つくれと言ったのは私たち、私なんですけども。それで、集落の計画を話し合いによってつくっていただいて、Aという集落は、自分たちはこんな感じでまちづくりをやっていきますということで、役場からは総務課とか、あるいはその集落の活性化計画の中身に応じて建設課が行ったり、関係課が行ってヒアリングをして、そして指導をし、そして中身の変更があったら変更して最終的に町に出す。そして、町が支援をするこのお金は、その計画書に載ったやつでないと使えないという、当初は規制があったわけです。それもなくなって、今は計画書を出してくれって言いますが、私から言わせると、以前のそういう計画よりも甘いっていいですか、ただ出しさえすればいいというふうな感じになっているのかなと、私自身は思っています。

尾之間のこと、今、町長から出ましたが、尾之間は当初、区の役員と、それから各種団体でこの村づくりを立ち上げて、4つの委員会、そして、色んな部会があるわけですが、ほかの集落もそうだと思いますよ。それをやっている間に、今、五十数名います尾之間は。年に3回から4回全体会をします。そして、委員会とか各部会、年に何回もします。そこに活動費も集落は出しています。

そんな中で、私も村づくりの委員会に手を挙げたいという人も出てきて、今はそうい

う人は協力者ということで受け入れるようにしています。それで、話合いの場ができて
いるわけですが、もしそれがうまくいっていない集落があるとすれば、私はそれを黙っ
て見ているんじゃないかと、行政指導で村づくりのことについての指導を行政のほうでや
っていただきたいと、ぜひそうすべきだと私は思っていますし、私自身はほかの集落
もみんな同じようにやっていると思いますよ。副町長の集落、原でも盛んですよ。それ
をまたお話しすると、当時のこと、私、旧上屋久町のことも御存じですから、長くなり
ますから申し上げませんが、ぜひ、集落がしっかりしておれば、町はもう安泰ですよ。
そういう気持ちでぜひ、できたら集落支援をもうちょっと手厚くしてほしいなというこ
とをお願いをしておきたいと思います。

さて、私の前の人が短時間で終わりましたから、私も短時間でと思っていたんですが、
少し長くなりました。

最後に、私の思いを少し申し上げて、終わりにしたいと思います。

さきに、1 番議員、同僚議員が、屋久島ぼんかん導入100周年事業について質問をい
たしました。私は、屋久町職員時代に70周年記念事業に携わった経緯から、今回の100
周年を迎えるに当たり、同様の通告をいたしましたが、内容が重なったために取下げを
いたしました。

70周年の折には、2 年ほど前から農林技術員連絡協議会の果樹部門会が中心となって、
諸準備に取り組んでまいりました。そして、度々の実行委員会での話合いを重ねながら
の開催でありました。当然のことながら、実行委員会には、平内集落、そして関係機
関・団体の方も入っていました。

式典では、優良農家等の表彰とか体験発表、そして県の果樹試験場の職員あるいは鹿
児島の市場のほうからの方々の講演もあったと記憶をいたしております。そして、アト
ラクションでは、麦生区の農家夫人による手踊りとか、当時、猿被害が多発の状況下
にあったことからして、平内区民による原作劇、そして平内区民出演による、将来は猿が
ぼんかんの収穫を手伝いするというユニークな寸劇もありました。盛大かつ農家の生産
意欲を高める記念事業であったと思っています。

その70周年の記念事業が終わってから、町も絡むようになってきて、今日まで今は
5 年に一遍は町も絡み、そしてその他の年につきましては、同僚議員が申しあげました
ように、平内区が中心になって記念祭が行われております。

当時、70周年のときには、ぼんかん原木の穂木を取って苗木を作り、そして記念式典
に参加した方々に配布をしたことも記憶しております。来年は100周年です、1 世紀で
す。屋久島ぼんかんというのは、これまで屋久島の知名度を上げてきたと言っても過言
ではありませんし、まさにそのとおりだと思うところです。そして、この屋久島ぼんかん
がなかったら、尾之間の果樹試験園で、タンカンの垂水1 号という品種も出ていなかっ

たと、このように思うところです。

どうか黒葛原兼成翁に感謝しつつ、そして農家の生産意欲を高める記念すべきこの一大行事として盛大にやっていただきたいと思うし、式典はもちろんのことですが、私は1日ではなくて、2日ぐらいにかけて式典、そして町のお祭りごととしても結構かと思います。どうか、この100周年事業について十分な実施をしていただくようお願いを申し上げて、私の今回の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月21日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2 時 2 3 分

令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和 5 年12月21日

令和 5 年第 4 回屋久島町議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 5 年12月21日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第66号 屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第67号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第68号 屋久島町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第69号 屋久島町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第70号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第71号 屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第72号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第73号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第74号 屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第75号 屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について
- 日程第11 議案第76号 屋久島町口永良部島職員住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第77号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第78号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第79号 令和 5 年度屋久島町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第15 議案第80号 令和 5 年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第16 議案第81号 令和 5 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第17 議案第82号 令和 5 年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第18 議案第83号 令和 5 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第19 議案第84号 令和 5 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第20 議案第85号 令和 5 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第21 議案第86号 令和 5 年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第 3 号）に

ついて

- 日程第22 熊毛地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第23 屋久島町選挙管理委員の選挙
- 日程第24 屋久島町選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第25 発議第4号 世界自然遺産地域とユネスコエコパークにおける自然環境の適切な保護と利用及び持続可能な管理体制を求める意見書（案）
- 日程第26 発委第6号 米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する抗議決議（案）
- 日程第27 発委第7号 米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する意見書（案）
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第30 閉会中の継続審査申し出の件について
- 日程第31 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	渡 邊 浩 君	2 番	内 田 正 喜 君
3 番	小 脇 淳智郎 君	4 番	中 馬 慎一郎 君
5 番	眞 邊 真 紀 君	6 番	相 良 健一郎 君
7 番	岩 山 鶴 美 君	8 番	渡 邊 千 護 君
9 番	榎 光 徳 君	10 番	緒 方 健 太 君
12 番	日 高 好 作 君	13 番	岩 川 俊 広 君
14 番	渡 邊 博 之 君	15 番	大 角 利 成 君
16 番	石田尾 茂 樹 君		

1. 欠席議員（1名）

11 番 高 橋 義 友 君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中 村 一 久 君	議事調査係長	岩 川 さほり 君
議事調査係	小 池 祐 士 君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	荒 木 耕 治 君	教 育 長	塩 川 文 博 君
副 町 長	日 高 豊 君	会 計 課 長	塚 田 美 恵 君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩 川 茂 隆 君	兼会計管理者	
観光まちづくり課長	泊 光 秀 君	政策推進課長	三 角 謙 二 君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日 高 孝 之 君	町民課長 兼地域住民課長	鶴 田 洋 治 君
生活環境課長	計 屋 正 人 君	健康長寿課長	塚 田 賢 次 君
建設課長	日 高 望 君	産業振興課統括係長	川 崎 勝 也 君
教育総務課長	長 美佐子 君	電 気 課 長	内 田 康 法 君
監査委員事務局長	中 村 一 久 君	社会教育課長	泊 竜 二 君

△ 開 議 午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に、欠席届が出ております。高橋義友議員です。病気入院中のためです。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

ここで、観光まちづくり課長から発言を求められていますので許可いたします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

本定例会一般質問の中において、渡邊千護議員より、掲載している店舗に掲載の話が一切来ていないとの御発言を受けまして、制作した株式会社ＪＴＢパブリッシングに問合せたところ、掲載している飲食店・土産品店へ掲載依頼を送信し、全ての店舗から掲載確認の返信や連絡を頂いていることを確認いたしましたので報告といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０２分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、渡邊千護君から、12月13日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、一部事実と異なる発言があったため、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

ここで、渡邊千護君から発言を求められていますので、これを許可します。

○８番（渡邊千護君）

12月13日、私の一般質問の発言の中で、「なおかつ、載っている店の人に話一切来ていない」と発言しました。私が聞いて回った店の事業者の方々に、ＪＴＢさんから連絡があったのか再度確認し調べていただいたところ、記録がない事業者もありましたが、一事業者の方から連絡があり、ＪＴＢさんからではなく、ＪＴカゴシマさんから、るるぶ特別編集の掲載の案内が来ていて承諾したとの連絡がありましたので、よって、私が発言した「載せている店の人に一切話が来ていない」の発言を訂正いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

お諮りします。

渡邊千護君から、発言取消し申出について、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 03 分

再開 午前 10 時 04 分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○8 番（渡邊千護君）

ただいまの発言に訂正をお願いいたします。

「J T カゴシマ」と言ってしまいましたが、「T J カゴシマ」でございました。訂正をお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

それでは、渡邊千護君からの発言取消し申出について、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、渡邊千護君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

- △ 日程第 1 議案第 66 号 屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- △ 日程第 2 議案第 67 号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第 3 議案第 68 号 屋久島町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第 4 議案第 69 号 屋久島町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- △ 日程第 5 議案第 70 号 屋久島町手数料条例の一部改正について
- △ 日程第 6 議案第 71 号 屋久島町特定教育・保育施設及び特

- 定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 日程第 7 議案第72号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
 - △ 日程第 8 議案第73号 屋久島町営旭牧場条例の一部改正について
 - △ 日程第 9 議案第74号 屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について
 - △ 日程第10 議案第75号 屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について
 - △ 日程第11 議案第76号 屋久島口永良部島職員住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
 - △ 日程第12 議案第77号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
 - △ 日程第13 議案第78号 屋久島町電気事業供給条例の一部改正について
 - △ 日程第14 議案第79号 令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について
 - △ 日程第15 議案第80号 令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - △ 日程第16 議案第81号 令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第17 議案第82号 令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第18 議案第83号 令和5年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
 - △ 日程第19 議案第84号 令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
 - △ 日程第20 議案第85号 令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第21 議案第86号 令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第66号、屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてから、日程第21、議案第86号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの21件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました、令和5年第4回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第72号、議案第76号、議案第77号、議案第79号（分割）、議案第85号の条例案8件、予算案2件の計10件でありました。

議案審査は、去る12月14日、15日の2日間、議会第2委員会室において、病気療養中の1名を省く7名の委員及び関係課長、参事、事務局長に出席をいただき、慎重に審査を行いました。

まず、議案第66号では、委員より、ほかの自治体の状況はとの質疑に対し、昨年、南種子町が適用となっており、郡内では2番目の採用であるとの回答がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号では、委員より、令和5年4月1日に遡って、遡給分は概略どの程度かとの質問に対し、一般職が約1,510万円、会計年度任用職員分が約1,400万円であるとの回答でありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号では、委員より、専門職と事務職員についての質疑があり、専門職は包括支援センター職員や自然館の木育インストラクター、事務職は一般事務、補助員、ゴミ袋配達員、インバウンド職員等であるとの回答がなされました。

また、職員の採用についての質疑では、募集と選考については所管課で行い、その後町長へ報告をしているとのことでありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号について、委員より、本町での該当者はいるのかとの質疑に対し、自治法上の改訂に伴う所要の改訂であり、対象者はいるが本町においては該当者はいないとの回答がなされました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号、72号については、特に質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号では、委員より、1号・2号で単身用と世帯用に分けているが、第4条（3）で、そのほか町長が特別な事情があると認める者とあるが、その内容はとの質疑に対し、それぞれの部屋の広さを示しているが、入居者の状況によっては部屋が異なることもある。また、基本的に職員向けの住宅であるが、職員が入らず空家となった場合、口永良部島の住宅環境が改善されるのであれば、一般住宅としての運用も考えられるということを指しているとの回答でありました。

このほか、住宅料の納付の在り方、各種保険等についての意見も出されましたが、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号については、特に質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号では、まず歳入について、委員より、財産売払い収入に関連し、個人の茶畑の入り口に町有地があり、売払いをしてほしい旨の相談があるが可能か、また、窓口は政策推進課でよろしいのかとの質疑があり、課長より、相談があった場合は現状を把握し、公益性・公共性が担保できれば具体的に事務を進めていく。また、道路敷等で建設課が所管をする場合もあり、所管がどこであるか等確認しながら対応していくとの回答がなされました。

歳出については、委員より、安房小学校の特別教室について、4月には児童が入学するとのことだが、昨年のもともあり遅れているのではないかと心配している。今後のスケジュールはどのようになっているか。また、春牧福祉館の改修工事についても同様の質問があり、課長より、安房小学校については、本予算成立後すぐ設計に入り、その後、入札を行い、4月には間に合うようにしたいとの回答でありました。また、春牧福祉館については、大規模改修工事として、今年度は設計を行い、工事は来年度を予定しているとの回答がなされました。

このほか、一湊地区の用排水機の補修について、給食費の第2子以降の無償化について、教員の指導書の閲覧や教科書の選定等についても質疑が交わされたところであります。

以上を踏まえ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第85号については、委員より、フェリー太陽Ⅱの避難や欠航が以前に比べ非常に多くなっているがとの質疑に対し、課長より、知床の事故以来、運行管理規程がすごく厳格になり、風速15m、波高3mを超える見込みの場合、欠航しなければいけないことになっており、毎朝定時の報告や船長とのやり取りをしているとの回答でありました。

このほか、燃料の使用料に対する考え方や、エレベーター等、バリアフリーの必要性等についても議論が交わされたところであります。

ほかに質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

このほか、書類審査に先立ち、去る12月14日午前9時より、小瀬田小学校、宮浦小学校、中央中学校のトイレの現状を調査し、バリアフリー化をはじめドアや壁の経年劣化による損傷や、風雨に対する入口ドアの必要性、和式から洋式への取り換えなど、多くの改善の必要性を感じたところであります。

また、多目的交流センター建設予定地についても現地に赴き、全体的な配置計画について、体育館やテニスコート、相撲場等現有施設との関連性を考慮しながら調査を行いました。

現地調査に立ち会い、御説明を頂きました各学校の校長先生ほか、担当課長、職員の皆様へお礼を申し上げ、総務文教常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和5年第4回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第71号、73号、74号、75号、78号、79号、80号、81号、82号、83号、84号、86号の条例案5件、予算案7件の12件でありました。

委員会審査は12月14日10時より、役場本庁舎第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第71号では、質疑を行ったが質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号、議案第74号、議案第75号の3件は関連の条例改正案のため、総括で提案理由を受け、議案審査を行いました。

委員より、指定管理者制度を活用した運営となっていくと思うが、指定管理者になっていただけるような業者があるのかとの質疑に対し、事前に調整を行っている予定事業者と、現在働いている職員の意見交換を行い、詳細は詰めていくとの回答があった。

総括質疑を踏まえ、採決の結果、議案第73号、74号、75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号では、委員より、減額措置を令和6年5月までの延長となっているが、さらに延長される可能性はとの質疑に対し、現時点では分からない、屋久島電工と国の事業なので、延長することが決まれば同様に対応していくとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第79号では多岐にわたりましたので、主なものを報告いたします。

産業振興課所管では、木育推進事業は非常にいい事業だと思う。各学校、幼稚園等で事業を行っているようだが、今後どのように展開していくのかとの質疑に対し、木育インストラクターも活発に活動している。要望があれば、一般の方々への講座もできると思う。木育インストラクターにつなぎ普及活動を進めていくとの回答があった。

生活環境課所管では、不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託費が減額されているが、北部地区では増加傾向にあるとの説明があった。薬剤費など十分に対応できるのかとの質疑に対し、薬剤については、過去に購入した分で十分なストックがあるので対応できると思うとの回答があった。

健康長寿課所管では、介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金はどれくらいの事業所を予定しているのかとの質疑に対し、町に登録事業所が27事業所ある。27事業所全てを支援していくとの回答があった。

福祉支援課所管では、安房総合センター1階部分の工事費が計上されているが、入札はいつ頃を予定しているのかとの質疑に対し、令和6年1月を予定しているとの回答があった。さらに委員より、2階の子育て支援センターは、1回目の入札が不調で再度入札となった経緯がある。本年も予定どおり進まない可能性があるが、1階部分に事務所を設置している観光協会とは、協議はなされているのかとの質疑に対し、観光協会とは協議をしている。今後も状況を見て協議していくとの回答があった。

建設課所管では、町道竹山線改修工事の完成はいつ頃を予定しているのかとの質疑に対し、社会資本の補助事業なので、計画では5年間を予定しているが、物価高騰等の要因が影響し5年で終わらない可能性がある。財政とも協議していくとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号では、質疑を行ったが質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号では、質疑を行ったが質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号では、質疑を行ったが質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号では、委員より、医薬材料費が減額になっているが、その理由とはとの質疑に対し、現在までの執行状況を見て、今後の執行見込みに合わせて予算を減額したとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号では、質疑を行ったが質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第86号では、質疑を行ったが質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第66号、屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、屋久島町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、屋久島町手数料条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号、屋久島町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号、屋久島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号、屋久島町営旭牧場条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号、屋久島町営旭牧場子牛育成センター条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号、屋久島町営長峰牧場条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、屋久島町口永良部島職員住宅の設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号、屋久島町口永良部島職員住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号、令和5年度屋久島町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号、令和5年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号、令和5年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号、令和5年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号、令和5年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号、令和5年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和5年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号、令和5年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第22 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（石田尾茂樹君）

日程第22、熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

熊毛地区消防組合議会議員に、榎光徳君を指名したいと思います。

ただいま指名しました、榎光徳君を当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、榎光徳君が、熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、熊毛地区消防組合議会議員に当選された榎光徳君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△ 日程第23 屋久島町選挙管理委員の選挙

○議長（石田尾茂樹君）

日程第23、屋久島町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、佐々木義政君、野村吉晴君、坂本謙司君、西川泰伸君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました、佐々木義政君、野村吉晴君、坂本謙司君、西川泰伸君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

会議規則第33条第2号の規定によって、当選の告知をします。

△ 日程第24 屋久島町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（石田尾茂樹君）

日程第24、屋久島町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員に、第1順位に牧野修三君、第2順位に内田俊弘君、第3順位に鎌田隆明君、第4順位に井手信博君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位に牧野修三君、第2順位に内田俊弘君、第3順位に鎌田隆明君、第4順位に井手信博君の以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

△ 日程第25 発議第4号 世界自然遺産地域とユネスコエコパークにおける自然環境の適切な保護と利用及び持続可能な管理体制を求める意見書（案）

○議長（石田尾茂樹君）

日程第25、中馬慎一郎君ほか2名から提出の発議第4号、世界自然遺産地域とユネスコエコパークにおける自然環境の適切な保護と利用及び持続可能な管理体制を求める意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、発議第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっています発議第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第４号は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発議第４号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、発議第４号、世界自然遺産地域とユネスコエコパークにおける自然環境の適切な保護と利用及び持続可能な管理体制を求める意見書（案）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第４号、世界自然遺産地域とユネスコエコパークにおける自然環境の適切な保護と利用及び持続可能な管理体制を求める意見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発議第４号、世界自然遺産地域とユネスコエコパークにおける自然環境の適切な保護と利用及び持続可能な管理体制を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 発委第6号 米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する抗議決議（案）

○議長（石田尾茂樹君）

日程第26、議会運営委員長から提出の発委第6号、米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する抗議決議（案）についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（日高好作君）

米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する抗議決議（案）。

11月29日、米軍横田基地に所属する米空軍特殊作戦機C V22オスプレイが、私たちの

居住地域から極めて近い屋久島沖に墜落し、国内でのオスプレイ事故で初めて死者を出す重大事故となった。

複数の町民の目撃証言によると、事故機は両翼にある２つのエンジンのうち、１つから火を吹き出し墜落しており、機械的な不具合が原因である可能性が指摘されている。開発段階から墜落が相次いでいるオスプレイは、1990年以降で約20機が墜落し、今回の事故を含めると累計で65人が死亡、米国では専門家から安全性への構造的欠陥が指摘されている。

今回の屋久島沖での事故は、一歩間違えれば住民を巻き込む大惨事につながりかねなかっただけに、墜落事故の衝撃は大きく、不安と恐怖は計り知れないものがある。しかし、それにもかかわらず、米軍はオスプレイの飛行を完全に中止する考えを示さず、一時的に停止しているだけである。さらには今後、墜落事故の原因究明と有効な再発防止策が講じられない中で、飛行再開の可能性があることは否定できない。この状況は、屋久島町民はじめ、国民の不安感を著しくあおるものであり、断じて容認することはできない。

よって本町議会は、米軍横田基地所属のC V 22オスプレイの重大な墜落事故と米軍のオスプレイ飛行に抗議し、屋久島町民と県民・国民の生命と財産を守る立場から、関係機関へ下記事項を強く要求する。

1、事故原因が究明され、有効な再発防止策が講じられるまで、飛行再開することがないよう徹底すること。

2、事故原因の徹底究明、関連情報の公開をくまなくかつ速やかに実施すること。

以上を決議する。

令和5年12月21日。

屋久島町議会。

宛先、米国大統領、米国上院議長、米国下院議長、駐日米国大使、在日米軍兼第5空軍司令官。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいま、抗議決議文の趣旨説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第6号、米軍のC V 22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する抗議決議（案）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第6号、米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する抗議決議（案）についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第6号、米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する抗議決議（案）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第27 発委第7号 米軍のC V22オスプレイの屋久島沖 での墜落事故に関する意見書（案）

○議長（石田尾茂樹君）

日程第27、議会運営委員長から提出の発委第7号、米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。

発委第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第7号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより、発委第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発委第7号、米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する意見書（案）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第7号、米軍のC V22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する意

見書（案）についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、発委第7号、米軍のC V 22オスプレイの屋久島沖での墜落事故に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第28 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第28、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第29 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第29、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定しました。

△ 日程第30 閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第30、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第31 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第31、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時53分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員